

令和 2 年第 4 回定例会

西川町議会会議録

令和 2 年 12 月 2 日 開会

令和 2 年 12 月 8 日 閉会

西川町議会

令和2年第4回西川町議会定例会会議録目次

第 1 号 (1 2 月 2 日)

議事日程.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	2
開会の宣告.....	3
開議の宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
議会諸報告.....	4
行政報告.....	6
議案の上程.....	1 0
提案理由の説明.....	1 0
陳情の常任委員会付託.....	1 6
散会の宣告.....	1 6

第 2 号 (1 2 月 3 日)

議事日程.....	1 7
出席議員.....	1 8
欠席議員.....	1 8
説明のため出席した者.....	1 8
事務局職員出席者.....	1 8
開議の宣告.....	1 9
一般質問.....	1 9
佐 藤 仁 議員.....	1 9
荒 木 俊 夫 議員.....	3 7
佐 藤 光 康 議員.....	5 4

菅野邦比克議員.....	70
佐藤幸吉議員.....	87
散会の宣告.....	102

第3号(12月4日)

議事日程.....	103
出席議員.....	104
欠席議員.....	104
説明のため出席した者.....	104
事務局職員出席者.....	104
開議の宣告.....	105
一般質問.....	105
大泉奈美議員.....	105
伊藤哲治議員.....	119
散会の宣告.....	136

第4号(12月8日)

議事日程.....	137
出席議員.....	139
欠席議員.....	139
説明のため出席した者.....	139
事務局職員出席者.....	139
開議の宣告.....	140
日程の追加.....	140
議案の審議・採決.....	140
報告第8号.....	212
陳情の審査報告.....	213
議員派遣について.....	214
閉会中の継続調査申出.....	214
日程の追加.....	215

意見書の提出について.....	2 1 5
閉議・閉会の宣告.....	2 1 6
署名議員.....	2 1 7

令和 2 年 1 2 月 2 日

令和2年第4回西川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年12月2日(水)午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議会諸報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案の上程

議第52号 西川町総合交流促進センターの指定管理者の指定について

議第53号 西川町水沢温泉館の指定管理者の指定について

議第54号 西川町大井沢温泉館の指定管理者の指定について

議第55号 西川町月山避難小屋清川行人小屋の指定管理者の指定について

議第56号 西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の設定について

議第57号 西川町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の設定について

議第58号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議第59号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第60号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第61号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第8号)

議第62号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第63号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第64号 令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議第65号 令和2年度西川町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第66号 令和2年度西川町病院事業会計補正予算(第2号)

日程第 6 提案理由の説明

日程第 7 陳情の常任委員会付託

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
病院長	須貝昌博	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	奥山純二	君
監査委員	高橋將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議会事務局長 補佐 兼議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開会 午前 9時30分

開会の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和2年西川町議会第4回定例会を開会します。

開議の宣告

古澤議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員の指名

古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、7番、佐藤耕二議員、8番、佐藤幸吉議員を指名します。

会期の決定

古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から12月8日までの7日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月8日までの7日間に決定しました。

議会諸報告

古澤議長 日程第3、議会諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

議会諸般の報告をいたします。

10月20日、山形県町村議会議長会主催の議員研修会が高畠町で開催され、本町議会の8名の議員が出席いたしました。研修会では、「災害対策における地方議会・議員の役割」について、鍵屋一跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授から、また政治評論家の加藤清隆氏から「今後の政局の行方について」、それぞれ講演をいただき、研修してきました。

10月26日には、山形県主催の市町村長及び議長を対象とした県・市町村行政懇談会がウェブ会議で開催され、県政運営の基本的考え方や市町村関連施策などの説明があり、意見交換を行いました。

11月5日には、西村山地方議長協議会議員研修会が大江町で開催され、本町議会8名の議員が出席いたしました。研修会では、高橋秀国土交通省山形河川国道事務所副所長から「7月豪雨による出水概要と最上川の河川整備」について講演いただき、研修してまいりました。

11月10日には、大江・西川両町議会議員協議会総会が西川町で開催され、本町議会の8名の議員が出席いたしました。総会では、主要地方道貫見・間沢線の沼山地内の改良促進、大江西川線の道路整備促進、同じく大井沢地内の融雪災害の早期復旧などの県への要望事項を決定しております。

11月13日には、村山地方町村議会議長会正副議長・事務局長合同会議が山辺町で開催され、令和3年度の事業計画及び予算案などについて協議いたしました。

11月26日には、町村議会議長行財政セミナーが東京の全国町村議員会館で開催され、副議長が出席しております。セミナーでは、「菅内閣と今後の政局の行方」と題して、時事通信社解説委員、山田恵資氏から講演をいただき、研修してきております。

また、前日の夕方には、5名の県選出国會議員との交流懇談会が開催され、喫緊の課題や重点要望について、要望活動を行ってきたところであります。

以上、議長報告といたします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

7番、佐藤耕二議員。

〔7番 佐藤耕二議員 登壇〕

7番（佐藤耕二議員） 西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。

10月12日に開催されました令和2年第2回定例会の報告をいたします。

認第1号では、令和元年度西村山広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算について、歳入総額14億1,864万8,069円、歳出総額14億1,095万4,732円、実質収支額769万3,337円の黒字決算を賛成多数で認定いたしました。

なお、剰余金の処分につきましては、基金条例に基づき、財政調整基金に600万円を積み立て、残る169万3,337円は翌年度に繰り越しされました。

認第2号では、令和元年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計歳入歳出決算について、歳入総額10億2,660万9,096円、歳出総額10億146万6,578円、実質収支額2,514万2,518円の黒字決算を賛成多数で認定いたしました。

なお、剰余金の処分につきましては、基金条例に基づき、基金に2,400万円を積み立て、残る114万2,518円は翌年度に繰り越されました。

認第3号では、令和元年度西村山広域行政事務組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算について、歳入総額2,190万8,237円、歳出総額2,070万8,601円、実質収支額119万9,636円の黒字決算を賛成多数で認定いたしました。

なお、剰余金の処分につきましては、基金条例に基づき、基金に90万円を積み立て、残る29万9,636円は翌年度に繰り越されました。

議第14号では、令和2年度西村山広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について、入札や見積り聴取等による事業費確定により1,544万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億196万1,000円とする補正予算を賛成多数で決定いたしました。

議第15号では、令和2年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出について見直し、512万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億219万7,000円とする補正予算を賛成多数で決定いたしました。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

古澤議長 以上で議会諸報告は終わりました。

行政報告

古澤議長 日程第4、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

本日、令和2年第4回定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

初めに、本定例会におきまして、議員の皆さんに啓翁桜のネクタイ、スカーフ、ポケットチーフ、さらにはマスクを着用いただき、啓翁桜議会として開催いただきますことに深く感謝を申し上げます。今年で3回目を迎え、西川町議会の師走の風景として定着してきたと感じております。

特に、今年は生産者の皆さんのご協力をいただきながら、開花した啓翁桜が定例会を見守っております。コロナ禍で迎えるこの冬、多くの皆さんの心に安らぎと華やかさを届けてくれるのが啓翁桜と思っております。今後とも啓翁桜の園地拡大強化を図りながら、販売額1億円、そして全国に誇れる産地を目指し、力を入れてまいり所存でありますので、議員の皆さん、町民の皆さんのさらなるご理解とご支援をお願い申し上げます。

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、7月28日の大雨被害、いわゆる令和2年7月豪雨災害の被災状況について申し上げます。

災害発生から4か月余りが経過しましたが、この間、公共土木施設災害査定が10月に2回、11月に2回の計4回、延べ19日間にわたり、林道災害査定が10月に4日間にわたり、さらに農地・農業用施設災害査定が10月、11月に計2回、延べ4日間にわたり、それぞれ実施されました。

現在の主な被災箇所数及び被災総額については、道路が90か所、3億8,472万5,000円、河川が16か所、6,629万3,000円、林業用施設が167か所、4億6,905万9,000円、農地・農業用施設が144か所、1億9,589万1,000円であります。

現在、町民の皆さんのご協力をいただきながら復旧に当たっておりますが、今後とも一日も早い完全復旧に努めてまいります。

次に、11月19日に東京の砂防会館で開催されました全国治水砂防促進大会について申し上げ

げます。

初めに、国土交通省の今井一之砂防部長から「土砂災害の恐ろしさ 土砂災害対策の大切さ」について講演がありました。講演では、今年の土砂災害の発生状況や令和2年7月豪雨に伴う土砂災害の特徴などの説明があり、命と暮らしを守る土砂災害対策推進のための全国各地での取組や自助・共助・公助の連携による避難により難を逃れた事例などの紹介がありました。

宮城県丸森町の保科郷雄町長からは「丸森町における復旧・復興と砂防事業」について意見発表がありました。11人の死者が出た令和元年東日本台風、いわゆる台風19号による被災・被害の概要、災害公営住宅の建設や被災した町営住宅の集約・建て替えなどの復旧・復興の状況について説明がありました。

大会では、今年、既に全国で1,200件を超える土砂災害が発生している状況において、気候変動による激甚化、頻発化が想定される土砂災害から命と暮らしを守り、安心して生活できる強靱な国土を実現するための提言について決議いたしました。

また、大会閉会后、衆議院及び参議院の議員会館を訪れ、要望活動を行ってまいりました。

次に、11月20日に東京のメルパルクホールで開催されました全国過疎地域自立促進連盟第51回定期総会・新過疎法制定実現総決起大会について申し上げます。

過疎対策につきましては、昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法以来、4次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきております。しかし、現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月をもって失効することとなります。

定期総会では、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法の制定を求めることを決議いたしました。

また、定期総会に併せて、新過疎法制定実現総決起大会が開催されたところであります。

次に、11月27日に東京のグランドアーク半蔵門で開催されました全国山村振興連盟通常総会について申し上げます。

通常総会では、令和3年度政府予算編成に当たり、新型コロナウイルス感染防止対策と新たな社会の建設、自然災害の被災地の復旧・復興と防災対策の充実強化、鳥獣被害防止など13項目について、政府並びに国会に要請することを議決いたしました。

さらに、山村は日本人としての精神の原点として我が国を支えてきた力の源であり、水資源、エネルギー資源を守り、国土保全、都市住民への憩いの場、若者の教育の場の提供など、

多面的・公益的機能の発揮に重要な役割を担っておりますが、この国民の共有の宝である山村は、国土の約5割にも及んでおりまして、そこを人口の僅か3%の住民が守っているものの、その多くの山村が集落機能の衰退等により存続の危機に瀕していると言っても過言ではない状況にあります。

こうした中で、山村の持つ多面的・公益的機能の一層の充実を図ることが重要であり、このためAI等の時代の先端技術も駆使しながら、山村住民の定住と集落維持により、山村の活性化、自立的発展を図ることが我が国全体の発展につながるものであり、国においては山村振興を国の重要課題に捉えて、山村振興対策を図るよう強く要望することを決議いたしました。

次に、要望活動について申し上げますが、月山地区地すべり対策促進協議会会長の皆川治鶴岡市長らとともに10月7日に国土交通省新庄河川事務所を訪れ吉柳岳志事務所に、10月21日には国土交通省東北地方整備局を訪れ佐藤克英局長に、引き続き国直轄事業として事業の推進を要望してまいったところであります。

次に、モルドバカップカヌー大会について申し上げます。

9月6日、月山湖カヌースプリント競技場において、モルドバ共和国とのホストタウンの交流をさらに深めていくために、初めて開催いたしました。

当日は、小学生から成人まで約130人の選手が参加し、中学生、高校生の部では、7月に完成したばかりの1,000メートルコースでの初めてのレースが行われました。ほかにも、小学生の部や、スタンドアップ・パドルボードという立ったままでカヌー艇をこぐ種目、いわゆるSUP、さらに保護者も参加したドラゴンカヌーも行われました。

この大会は、来年度以降も継続して開催していくとともに、12月19日にはオンラインによる交流会も予定しており、今後ともモルドバ共和国との交流を深めてまいります。

次に、西川町文化祭について申し上げます。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりましたが、あいべ2階ロビーや1階玄関ホール、廊下などを利用して、町芸術文化協議会の団体や個人の方々の作品を10月20日から11月30日までの42日間にわたり展示する「ミニ文化祭」として開催いたしました。

書道や生け花、絵画や写真など合わせて788点の作品を出展いただき、町民の方々の芸術に対する意識の高さが感じられたところであります。また、今回も女性いきいき教室や小中学生の児童・生徒の作品、老人福祉施設の利用者の作品など、幅広い年代の方々の展示が行

われ、出展いただきました皆さんに御礼を申し上げます。

次に、第85回西川菊まつりについて申し上げます。

交流センターあいべ駐車場に特設会場を設け、10月25日から11月8日までの15日間にわたり開催されました。今回は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため菊人形は中止し、菊花の展示のみでの開催となりましたが、来場者への検温や連絡先記入などの対策を徹底し、無事に終了することができました。

今年の菊花展示状況につきましては、三山重陽会の皆さんによる大菊、盆栽、懸崖、間沢区、海味区、西川小学校4年生による玉菊など、新型コロナウイルス感染の影響により例年より少ない展示数とはなりましたが、それでも443鉢の見事な菊の花が出展、展示されました。今回は新たに「一般の部」を設けたところ、企業や議員の皆さん、町職員も含め46鉢の菊花が出展され、会場を盛り上げていただきました。

10月31日には菊花品評会が行われ、内閣総理大臣賞をはじめ各賞が決定し、本町の高い菊づくり技術や菊花のすばらしさ、菊づくりの奥深さ等について改めて実感する機会となりました。

菊まつり期間中の来場者は、新型コロナウイルス感染の影響により大幅減の667名となりましたが、関係者からは開催できてよかったとの感想も多くいただいたところであります。開催に当たり、ご協力いただきました多くの関係者の皆さんに厚く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見越せない状況にはありますが、今後も後継者育成に努めるとともに、町内企業や各地区団体からのご協力、ご理解を得ながら、町の花「菊」を活かしたまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、町長と語る会についてご報告申し上げます。

例年、9月から10月にかけて開催いたしております地域座談会につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、今年は開催を見送りましたが、9月17日には区長会と語る会を開催いたしました。

区長会と語る会では、第3回定例会の議会全員協議会でご説明いたしました防災ハザードマップについて説明し、主に災害対策について話し合ったところであります。なお、防災ハザードマップにつきましては、担当職員も出席しながら各地区で説明会が開催されている状況であります。

そのほか、一般社団法人月山朝日観光協会おかみ会及び認定農業者会と語る会などを開催いたしましたところであります。

以上を申し上げまして、第4回定例会の行政報告といたします。

古澤議長 以上で行政報告は終わりました。

議案の上程

古澤議長 日程第5、議案の上程を行います。

議第52号 西川町総合交流促進センターの指定管理者の指定について、議第53号 西川町水沢温泉館の指定管理者の指定について、議第54号 西川町大井沢温泉館の指定管理者の指定について、議第55号 西川町月山避難小屋清川行人小屋の指定管理者の指定について、議第56号 西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の設定について、議第57号 西川町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の設定について、議第58号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第59号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第60号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第61号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第8号）、議第62号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第63号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第64号 令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第65号 令和2年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第66号 令和2年度西川町病院事業会計補正予算（第2号）、以上15議案を一括上程します。

提案理由の説明

古澤議長 日程第6、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議第52号につきましては、西川町総合交流促進センターの指定管理者の指定についてであります。

西川町総合交流促進センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

議第53号につきましては、西川町水沢温泉館の指定管理者の指定についてであります。

西川町水沢温泉館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

議第54号につきましては、西川町大井沢温泉館の指定管理者の指定についてであります。

西川町大井沢温泉館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

議第55号につきましては、西川町月山避難小屋清川行人小屋の指定管理者の指定についてであります。

西川町月山避難小屋清川行人小屋の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

議第56号につきましては、西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の設定についてであります。

西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担について定めるため、提案するものであります。

議第57号につきましては、西川町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の設定についてであります。

租税特別措置法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例規定を整備するため、提案するものであります。

議第58号につきましては、西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法施行令等の一部改正に伴い、保険税の軽減判定所得基準の見直しなど関係規定の整備を図るため、提案するものであります。

議第59号につきましては、西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

感染症に係る防疫作業に従事する職員に特殊勤務手当を支給するため、提案するものであります。

議第60号につきましては、西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

町民体育館内のトレーニングルームの使用料を改正するため、提案するものであります。

議第61号につきましては、令和2年度西川町一般会計補正予算（第8号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,685万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億6,530万6,000円といたすものであります。

補正の内容は、人事異動及び令和2年7月豪雨災害対応などに伴う各款にわたる給料、職員手当など及び共済費の人員費の組替え、新型コロナウイルス感染症対策、令和2年7月豪雨災害対策、その他新型コロナウイルス感染症感染防止のために事業やイベントなどが中止・延期となったことや、国県等支出金の交付決定などに係る補正、債務負担行為の追加、さらに地方債の追加及び変更であります。

歳出の主なものから申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正について申し上げます。

第1款議会費につきましては、議場用アクリルパーティション購入費7万1,000円の追加であります。

第2款総務費につきましては、西川町水沢温泉館の指定管理者への指定管理施設経営支援金100万円の追加、特別定額給付金給付事業費1,113万円の減額、差引き1,013万円の減額であります。

第3款民生費につきましては、高齢者等へのPCR検査費用助成事業委託料80万円、令和2年4月28日以降出生の新生児を対象とした子育て特別応援給付事業費180万9,000円、にしかわ保育園の加湿機能つき空気清浄器購入費38万円、合計298万9,000円の追加であります。

第7款商工費につきましては、町民1人につき3,000円の共通商品券を交付する地域振興券交付事業第3弾事業費1,671万5,000円、山形県信用保証協会信用補完制度保証料補給90万5,000円、西川町商工業団体等支援事業補助金100万円、事業性評価融資制度利子補給金181万5,000円、冬の宿泊割引キャンペーンの実施に伴う観光協会地域経済変動対策補助金812万4,000円、合計2,855万9,000円の追加であります。

第8款土木費につきましては、住宅建築支援補助金200万円の追加であります。

第10款教育費につきましては、学生支援事業委託料54万4,000円、GIGAスクールの端末整備事業費46万7,000円、合計101万1,000円の減額であります。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費といたしまして、総額2,247万8,000円を追加するものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算につきましては、今後とも町内の動

向などを踏まえながら、国の地方創生臨時交付金の活用を含め、補正予算を編成してまいりたいと考えております。

次に、令和2年7月豪雨災害対策に係る補正につきまして申し上げます。

第3款民生費につきましては、海味温泉被災箇所修繕補助270万9,000円、令和2年7月豪雨災害が災害救助法の適用を受けたことに伴う被災住宅の応急修繕料28万1,000円、合計299万円の追加であります。

第6款農林水産業費につきましては、農作物等災害対策事業補助金49万5,000円の追加、仁田山放牧場連絡道復旧工事を公共災害復旧事業により実施することに伴う工事請負費222万2,000円の減額、差引き172万7,000円の減額であります。

第7款商工費につきましては、クアの道一本ブナコース地内の迂回ルート設置工事に伴うクアの道修繕工事請負費105万6,000円の減額であります。

第10款教育費につきましては、町民スキー場水道ポンプ庫修繕に係る量水器箱等復旧工事請負費6万5,000円の追加であります。

第11款災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧費9,795万1,000円、林業施設災害復旧費1億697万7,000円、合計2億492万8,000円の追加であります。

以上のとおり、令和2年7月豪雨災害対策に係る経費といたしまして、総額2億520万円を追加するものであります。

なお、令和2年7月豪雨災害対策につきましては、今後とも随時補正予算を編成しながらも、一日も早い復旧に努めてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害対策に係る補正以外の主な補正につきまして申し上げます。

第1款議会費につきましては、議会議員が退職されたことに伴い、議員報酬164万5,000円、議員期末手当39万5,000円の減額など363万1,000円を減額するものであります。

第2款総務費につきましては、相続登記未了の資産に係る固定資産税の更正に伴う還付金及び還付加算金387万1,000円、事業所閉鎖に伴う法人町民税還付金184万5,000円の追加など610万7,000円を追加するものであります。

第3款民生費につきましては、国民健康保険特別会計繰出金303万1,000円、けんこう弁当調理業務委託料100万7,000円、介護保険特別会計繰出金201万8,000円、障害児通所支援事業費169万2,000円の追加など867万3,000円を追加するものであります。

第6款農林水産業費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、「第4

回全国さるなし・こくわサミット in にしかわ」が次年度開催となったことに伴う事業費87万8,000円の減額など45万4,000円を減額するものであります。

第7款商工費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、「まるごと西川三山祭り」を中止したことに伴うフルーツライン左沢線活用協議会負担金180万円の減額など233万円を減額するものであります。

第8款土木費につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金161万7,000円の追加など192万1,000円を追加するものであります。

第10款教育費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、各種大会・行事が中止・延期されたことに伴い、中体連県大会以上出場補助金220万円、生涯学習推進事業実行委員会負担金120万円、東京オリンピックホストタウン受入れのための仮設洋式簡易水洗式トイレ及び仮設艇庫用大型テント賃借料341万6,000円、関東学生カヌースプリント選手権大会実行委員会負担金150万円の減額など、1,093万5,000円を減額するものであります。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害対策以外に係る経費といたしまして、総額64万9,000円を減額するものであります。

歳入につきましては、第1款町税347万6,000円、第14款国庫支出金2億6,353万7,000円、第15款県支出金4億501万7,000円、第20款諸収入104万2,000円をそれぞれ追加し、第12款分担金及び負担金1,014万円、第18款繰入金3億9,097万9,000円、第21款町債4,510万円をそれぞれ減額するものであります。

債務負担行為の追加につきましては、公の施設の指定管理者の指定に係るもので、西川町総合交流促進センター管理運営業務2,850万円、西川町水沢温泉館管理運営業務1億500万円、西川町大井沢温泉館管理運営業務6,400万円をそれぞれ追加するものであります。

地方債の追加及び変更につきましては、公共土木災害復旧事業の限度額3,260万円を追加し、農業用施設災害復旧事業の限度額5,680万円を3,840万円に、林業施設災害復旧事業の限度額1億2,460万円を6,530万円に、それぞれ減額するものであります。

議第62号につきましては、令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)であります。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,318万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,168万5,000円といたすものであります。

歳出につきましては、税制改正対応に伴う国民健康保険システム改修及び人事異動などに伴う職員給与の精査などによる一般管理費78万1,000円、一般被保険者に係る療養費及び高

額療養費の増加に伴う一般被保険者療養給付費4,268万円、一般被保険者高額療養費2,234万円を追加するとともに、マイナンバーカード取得促進のためのパンフレット同封のための委託料1万4,000円、令和元年度山形県国民健康保険給付費等交付金の確定に伴う返還金1,736万7,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、保険給付費等交付金6,563万9,000円、一般会計繰入金303万1,000円、繰越金1,451万2,000円を追加するものであります。

議第63号につきましては、令和2年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,656万9,000円といたすものであります。

歳出につきましては、西川浄化センター主ポンプの修繕費161万7,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金で対応するものであります。

議第64号につきましては、令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,502万2,000円といたすものであります。

歳出につきましては、高齢者医療制度の見直し等に伴うシステム改修委託料38万5,000円、高額医療の増加に伴う後期高齢者医療広域連合納付金300万円を追加するものであります。

歳入につきましては、普通徴収保険料170万円、一般会計繰入金30万8,000円、繰越金130万円、国庫補助金7万7,000円を追加するものであります。

議第65号につきましては、令和2年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,286万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,996万7,000円といたすものであります。

歳出につきましては、令和2年度介護報酬改定等に伴うシステム改修費110万円、保険給付費の伸びに伴う介護サービス等諸費1,770万円、介護予防サービス等諸費200万円、特定入居者介護サービス等費130万円をそれぞれ追加し、地域支援事業に係る会計年度任用職員の経費76万9,000円などを追加するものであります。

歳入につきましては、保険給付費の財源に国、社会保険診療報酬支払基金、県、町の負担

区分に応じた額を追加し、不足する財源につきましては一般会計繰入金等により対応するものであります。

議第66号につきましては、令和2年度西川町病院事業会計補正予算(第2号)であります。

収益的収支につきましては、既決予定額のうち、医業収益に246万9,000円を追加し、同額を医業費用に追加し、支出総額を7億4,438万1,000円といたすものであります。

補正の内容といたしましては、地域包括ケア病床開設の要件である社会福祉士に係る報酬等166万6,000円、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当80万3,000円、合計246万9,000円を給与費に追加するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

陳情の常任委員会付託

古澤議長 日程第7、陳情の常任委員会付託を議題とします。

本日まで受理した陳情は、お手元に配付しております請願文書表のとおり、総務厚生常任委員会に付託します。

散会の宣告

古澤議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時19分

令和 2 年 1 2 月 3 日

令和2年第4回西川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年12月3日(木)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議会事務局長 補 兼 議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

佐藤 仁 議員

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

〔2番 佐藤 仁議員 質問席へ移動〕

2番（佐藤 仁議員） おはようございます。議員番号2番の佐藤仁です。今日はよろしく
お願いします。

質問通告で、大項目2つ、小項目2つの計4つです。非常に抽象的な文面になっています。
意図的か、たまたまか、これは秘密ですが、答える範囲内であっち行ったりこっち行ったり
するかもしれませんので、分からないときは分からないで構いませんので、ひとつよろしく
お願いしたいなというふうに思います。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症の対応と経過、それと今後の対応についてということでお
聞きします。これまでいろいろ町として、予防とか財政の支援等いろいろ行ってきたわけで
すけれども、それを踏まえて質問させていただきます。

質問1です。これまで町民の方々を含め企業への財政的支援等を行ってきましたけれども、
現状どういうふうに町長の理解は認識しているのか、まずお聞きしたいというふうに思いま

す。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

新型コロナ感染症対策の経過と今後の対応についてであります。初めに、本町の新型コロナウイルス感染症対策経費等について申し上げますが、本町では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としまして、町民一律10万円を給付した特別定額給付金給付事業5億3,140万のほかに、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用しながら、これまで5回にわたり2億9,057万5,000円、補正予算を可決いただき、感染予防や町民の皆さんの生活及び経済支援を行ってまいったところであります。さらに、今定例会に2,247万8,000円の追加補正予算を提出いたしているところであります。

まず第1点目の新型コロナウイルス感染症対策の主な支援等についてであります。初めに商工観光業事業者に対する支援等についてであります。

今回の新型コロナウイルス感染症対策の取組において、全国的に感染予防と経済活動の両立の難しさが浮き彫りになっております。

本町では、感染拡大防止に細心の注意を払いながら、商工観光業事業者に対し次の支援を行ってまいりました。

1つ目は、国の小規模事業者持続化給付金給付事業者への町単独かさ上げ支援をはじめとする事業者の経営状況に応じた支援対策であります。

2つ目は、事業所が行う新型コロナウイルス感染症対策事業に対する小規模事業者持続化補助金等の補助事業の拡充による支援対策であります。

3つ目は、運転資金確保のための融資制度の拡充による支援であります。

4つ目は、飲食業や小売業を支援するための商品券の発行による支援。

5つ目は、宿泊割引や地ビール、地酒、地ワインの三酒の割引により観光業や飲食店を支援するキャンペーン実施による支援であります。

そのほか、ポイント付与等による買物支援等がありますが、それぞれの業種に対して各種の対策を行ってきたところであります。

また、4月17日、西川町商工会、一般社団法人月山朝日観光協会及び商工観光課職員の計14人で構成する新型コロナウイルス対策支援チームを立ち上げ、事業者に寄り添った巡回相談や町内飲食店を紹介するチラシの新たな発行、西川町商工会、関係団体が行うイベント支

援に加え、SNSにより情報発信を強化するなど、ハード・ソフト両面からの感染予防対策の徹底と経済活動の呼び戻し対策を積極的に行ってきたところであります。

商工観光業事業者の現状における経済動向については、ただいま申し上げました町の支援対策に国や県の対策を併せて実施した結果、推計ではありますが、今年4月から10月までの累計、対前年比で観光業が49%、飲食業が55%、小売業が70から80%と認識しているところであります。

次に、住宅建築支援事業についてであります。本町では、町内の住宅建築促進による住環境の整備、定住促進及び町産材等の消費拡大、町内建築関連業者の振興を図るため、住宅等の新築及びリフォーム等を行う方に補助金を交付する西川町住宅建築支援事業を行っております。

当初は、当初予算に計上している700万円の範囲内で補助金を交付することとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ住宅需要を喚起するため、7月の補正予算で300万円を追加させていただきました。

11月20日現在の新築工事及びリフォーム工事を合わせた申請件数は38件、補助対象工事は8,929万5,000円となっており、直近5か年平均の件数37件を上回っているところであります。

さらに、山形県と協調して、県産木材を使用した住宅の新築工事や、新たな生活様式に対応するためのリフォーム工事の費用の一部を補助する西川町住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業を行うため、今定例会に200万円を追加する補正予算を提出いたしております。

次に、学生支援事業についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響で帰省できない、アルバイトができないなどの状況にある町内出身の学生に米や月山自然水などのふるさとの味と支援の気持ちをお届けする学生支援事業については、これまで47人の方から申請をいただき、45人の方にお届けしたところであります。

雄大な月山とふるさと西川の豊かな自然、そして家族の皆さんのことを思い出しながら、遠方の地で学業などに励まれておられることと思います。

次に、国民健康保険税の減免などについてであります。新型コロナウイルス感染症の影響による経済的負担の軽減を図るため、国民健康保険加入世帯の給付金を財源に、国民健康保険税の国の減免のほか、町独自に全加入世帯一律2割減免を行っております。

これまで、国の制度による減免は、10世帯、92万400円、町独自の全加入世帯696世帯の一律2割減免は1,769万7,500円、総額1,861万7,900円の減免額となっております。このうち事

業者の方については、国及び町の減免を合わせて4世帯、令和元年度分10万7,300円、2年度分54万2,100円、総額64万9,400円の減免額となっております。

また、税の徴収猶予についても、町お知らせ版に掲載するなどして周知を図ってりましたが、現在までのところ、申請がない状況となっております。

現在の状況は、非常時第3波というような状況にあるというような認識をしておりますが、そういった面でも、さらに今後、町に対する影響等も十分考えられますので、それに合わせて町としての対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番(佐藤 仁議員) ありがとうございます。

それで、今、町長からお金の話が出まして、総額で2億9,000万ほど、今回の補正も含めてやっていると。そのほかに給付金が5億3,000万、プラス8億以上のお金が回っているということでございます。ただ、1人10万、これ厳密に言うと消費税がかかってくるというか、使えるところは実質9万909円。非常にうまいトリックだなと私は思っているんですけども、その分を消費税が町のほうにどんどん落ちてくるので、それは何とも言えないんですけども、そういう状況です。

それで、今、細かい点でいろいろ数字、今日傍聴者いませんけれども、ネットでいろいろ町民の方も見ている方いると思うんで、いろいろ数字的にちょっとお聞きしたいんですけども、分かる範囲内で、分からなければいいです。

国からの交付金、それが幾らなのか、あと県からの分が幾らなのか、あと町で負担している分がその2億幾らでどのぐらいになっているのか、もし分かれば、総務課長で分かるのであれば教えていただきたいと思っております。分からなければ結構です。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤仁議員のご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス対策経費の財源の内訳ということでありまして、私どもが現在整理いたしておりますのは、議員の質問の順番に沿ってまいりますと、1つ目は国からの交付金ということでありまして。

国からの交付金につきましては、町長の答弁にもありまして、国の地方創生臨時交付金というものがこれまで2回にわたりまして交付が内示されてございまして、これは1,000円単位まで述べさせていただければ、2億7,231万8,000円ということでの臨時交付金でございます。

これに加えて、これまでご可決いただきました補正予算の説明の際でも、必要に応じて申し上げてまいりましたけれども、それぞれ国や県の補助事業ということでの対策事業もございましたので、そのほかに国から1,036万円ほどの事業補助金というものを頂いていると整理いたしております。

したがって、国からの交付金は2億8,270万円ほどというふうに整理いたしておるところでございます。

2つ目の県からの分ということになろうかと思えます。

県からの分につきましては、申し上げました事業の補助金という形で1,140万円ほど入っているというふうに認識いたしております。

そうしますと、国と県の財源を足しますと、現在、12月補正予算としてご提出させていただいている補正予算以前の額ですと、350万円ほど町のほうで三角になっておるといようなことで、全て国や県の財源で賄えているという状況でございますが、先ほど町長も答弁で申し上げましたとおり、12月補正で2,247万8,000円ということで追加の新型コロナウイルス感染症対策経費を上程させていただいておりますので、その分を差引きますと、おおよそ1,900万円ほどは町のほうで負担する額になってくるのかなというところで現在のところは認識いたしておるところでございます。

以上のような形で現時点での財源内訳等の整理を行っているところですので、よろしくご理解ください。

以上であります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番(佐藤 仁議員) ありがとうございます。

それで、数字、皆さんも分かっていたほうがいいと思うんですけども、確認しますが、一次補正と二次補正で国から地方創生の臨時交付金等で来ているわけですけども、前、9月のときも聞きましたけれども、限度額が一次とも二次とも各市町村あると。それで、その中で町としては、それに見合った、たしか100何項目だかを対象にして予算を組んで国に申請しているわけです。それに対して査定があって、国から交付金が返ってくるということで、もしその、町では一次は何ぼで、申請は幾らで、交付は幾らと、分かれば、それだけちょっとお願いします。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

国からの地方創生臨時交付金の一次、そして二次の配分の限度額、町の申請額、実際の交付額ということでただいまご質問がございました。

まず1つ目の一次の分でございますけれども、限度額、申請額、交付額ともに6,360万円です。6,360万円が1回目の額でございます。

2回目の額につきましては、いずれも同じになりますが、2億871万8,000円、2億871万8,000円、この臨時交付金の額になりまして、トータルいたしますと、先ほど申し上げました2億7,231万8,000円ということでこれまでに決定いただいている分でございます。よろしくご理解ください。

以上であります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） きちんと限度額に対して限度額を申請してやって、そのままもらっているということで、大変苦勞なされてお金を確保しているというのがよく分かるかと思えます。

それで、もう一つだけちょっと数字的にお聞きします。

国からの、国からというんですかね、総額ですね、これまでの交付も含めてお金を各分野に配分して使っているわけですが、今からも使おうとしているわけですが、その2億9,000幾らに対して、例えば総務関係、商工観光、あと農林業、あとはまとめて医療福祉、教育関係ということでいろいろまブラっていると思うんです。もし分かれば、アバウトな数字でも構いません、引き続きであれば総務課長、お分かりであればお願いします。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

ただいま、コロナ対策の分野別の経費のおおよその額というご質問であります。

私どものほうで現在のところ整理いたしておりますおおよその金額をお答えさせていただきますが、議員もご指摘のとおり、まだ年度途中で懸命に対策に当たっている途中でございますので、今後、変動等はあることは十分ご理解いただいた上でお受け取りいただければ幸いです。

分け方にもいろいろありますけれども、1つ目は総務関係の経費ということになるかと思えます。総務費の中の経費ということで、おおよそ840万円ということで整理いたしております。これにつきましては、テレワーク、今回、コロナの感染症の中にあつて、全国的にいわゆるクローズアップされまして、企業等、事業所等でも取り込んでおりますテレワーク

の整備等の経費などで840万円。

2つ目には、商工観光の関係になるかと思います。やはり感染を予防しつつの経済対策、これがやはり今回の、今回といいますか、現代の感染症の最大のキーポイントになってまいりますので、そういった関係で商工関係につきましてはおおよそ2億1,830万円ということで整理しております。

2億1,830万円は、主にこれまで2回にわたりまして町民の皆さんに一律3,000円の商品券を給付いたしました事業でありますとか、持続化給付金のいわゆる町単独分、いわゆる10%から50%未満、いわゆる国の持続化給付金に該当しないところを拾い上げたという事業もございましたが、そういった経費、あるいは小規模の事業の持続化補助金、こういったもので2億1,830万円ということで整理いたしております。

3つ目には、農林業であろうと思います。農林業につきましては430万円ほどということで整理しております。西山杉の利活用、これを図るといようなことでの経費などになります。

4つ目には、医療福祉でございます。医療福祉については2,670万円ほどということで整理いたしております。一つには、子育て世帯への給付金、あるいは予防の最も基本となります資機材の購入、資機材を購入した経費等で2,670万円というふうに整理いたしております。

最後、5つ目は教育でございます。令和元年度の年度末から令和2年度の当初初め、この感染症によって大きく話題になったのは学校教育、子どもたちの教育でありました。そういった形で、今回、令和2年度のいろいろな補正の中でも、コンピューターの整備事業ということで、全国的にもGIGAスクールということで積極的に推進されておりますけれども、当然、本町といたしましてもそういった面の整備を図るといようなことで、コンピューターの整備等について3,290万円ほどの経費を投じているというふうに整理しております。

以上、分野ごとの概算経費については以上であります。よろしくご理解ください。

以上です。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 大変細かくありがとうございます。何か事前に打合せをしたような感じで非常にありがたい。この数字を見ると、一般の町民の方も、ああこういうふうにしてお金を使っているのかなと。我々の仕事も、分かっている、町民にこういう数字を知らせるといのも一般質問の仕事かなというふうに思ったので、今ちょっと数字的に整理を試みたところです。

それを踏まえて、商工観光で例えば今2億1,000何がしになっているわけですね。そうすると、これまで使ったお金で75%ぐらい商工観光に回っているということになります。

商工観光課長にお聞きしますけれども、飲食、宿泊、非常に大変な状況ですけれども、昨年の宿泊関係、あと旅行関係の人数、統計が分かればちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 ご質問の内容でございますけれども、昨年の宿泊関係の数字というようなところであります。昨年度でございます。

宿泊者数の総数につきましては4万9,822名でございます。うち、県内者、県内の宿泊数については9,664名、県外につきましては4万158名。参考までに、そのうち、昨年までインバウンドございましたので、そのうちインバウンドにつきましては1,131名というふうな数字で押さえさせていただいているところであります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番(佐藤 仁議員) これまた大変非常に数字的に把握をしていて、大変ありがたいんですが、実際に去年、旅行にきた方々というのは町政要覧にも載っておりますけれども、61万6,000人ぐらい載っている。そのうち、今言ったように宿泊しているのは約5万人ぐらいになっているということです。それが今年、非常に少なくなっているということで、先ほど町長からのお話もありましたけれども、宿泊に関しては約半分ぐらいまでしか戻っていないというような状況で、昨年と今までを比較しても大変厳しいというような状況が分かるかと思うので、当然75%ほどの予算をやはりつぎ込まざるを得ないというようなことが理解できるのかなというふうに思います。

ただ、この旅行関係でちょっと比較をしてみますと、インバウンドという話がありました。僅か、僅かということではないですけれども、1,131名ですね。宿泊したのが4万9,200人ぐらい。割合にすると2%ちょっと。インバウンド、インバウンドという割にはパーセントは少ない。ただし、お金を落とすのが非常に大きいわけですね。

全国的に見ても、旅行に関する売上げというか効果というのは28兆円ぐらいあるということと言われています。そのうちインバウンドでのお金が落ちるとするのは大体4兆8,000億ぐらい。パーセントにすると17%ぐらいになっている。ただし、人数から見れば5%から6%ぐらいです。全旅行者、大体5億8,000万人ぐらい旅行している人がいる。そのうち外国人というのは3,100万人ぐらい、パーセントにすると五、六%。ただし、売上げから見れ

ば17%ぐらいになっている。それが今年はインバウンドはほとんどゼロだということで、全国的にも、町内も1,131人がゼロだと。ゼロということはない、何人か来ているか分かりませんが、ほとんどゼロだというような状況です。

状況を把握しないとやはり今後の対策というのはできないということなので、あともう一つ、医療関係で、ちょっと時間があれですけども、2,600万ぐらい使っていると。そのうち、この前9月の補正で、医療ハウスを買うと。そういう熱のある人はそちらに回して有効に使うというような話で予算が通ったわけですけども、ちょっと見る限りまだ来ていないように思うんですけども、いつ頃になるのか、それだけちょっとお伺いしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 ただいまご質問ありました、町立病院でただいま準備しておりますが、感染者用の陰圧ハウスの導入というようなことであると思いますが、当初より、12月中の導入、設置ということでスケジュール的には考えております。

現在、まだ入っておりませんが、業者との確認の上、12月の末までは設置ができるというような見込みになっておりますので、よろしくお願いたします。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） あとちょっともう一つ、これコロナの関係であれですけども、PCR検査、山形県でも病院が40何ぼで、ほかの機関でトータルで300ぐらい今度やるということですけども、町立病院も今後やる予定なのか、そこのやるやらないだけで結構です。お願いします。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 町立病院におけるPCR検査についてでございますけれども、11月2日から、いわゆるコロナウイルス対策につきましてはかかりつけ医が窓口になるということになっております。感染症対策の医療機関ということで町立病院も指定を受けております。ということで、PCR検査自体は、現在でも外注という形でできるというような状況でございます。

ただし、先ほど申しましたとおり、陰圧ハウスの整備とスケジュール的に合わせまして、町立病院でもPCR検査ができる機械を購入するというような予定になっておりまして、それも陰圧ハウスの設置と同じ時期に入ってくるというような状況になっておりますので、自前でのPCR検査も可能になるというようなことをご理解いただければと思います。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。早急にしてもらって、幾らかでも貢献してもらおうようによろしくお願ひしたいなというふうに思います。

病院でちょっと忘れるとまずいので、ここでちょっとお話ししておきますけれども、歯周病の検査、ちょっとコロナに関係ないんですけども、今年からだと思います。保健センターと住民課で分かれてやっていると。保健センターのほうは説明、検診ということで40代から50代、住民課のほうで、血糖値が高いという方をピックアップして、無料ですから医者に行ってやってくださいと。それ、私の情報じゃないです、ある人から聞いたんですけども、こういう、例えば糖尿病とか歯周病とかそういうのがある人、何か心臓病かな、歯周病が原因だとか、それが今回の認知症にもいろいろ関係してくるとか、そういうことで先取りをして、無料だからやってくださいというふうに、西川町では全国でも……

古澤議長 佐藤仁議員、ちょっとコロナにある程度やはり関連……

2番（佐藤 仁議員） はい。じゃ後で予算のほうで話します。分かりました。

それで、今、現状が分かったと思うので、質問2に移ります。

質問2ですけれども、今後、ちょっといろいろ数字とか状況が分かったと思うので、今後どういうふうに町として予防対策、あと各分野別の財政支援等、それらを一応、難しいとは思いますが、予想しながら対応していくのか、お聞きします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 第2点目の今後の支援等についてであります。まず当面は、国や山形県と連携した感染予防及び経済対策を中心としつつも、先を見据えた各産業分野発展のための施策を行ってまいりたいと思っております。

初めに、感染予防対策であります。感染予防対策につきましては、これまで同様、アルコール消毒、検温及びマスクの着用並びに3密の回避を呼びかけるとともに、インフルエンザ予防接種の無料化及び町立病院でのPCR検査などを実施してまいりたいと思っております。

次に、商工観光業の事業者に対する支援であります。4月に立ち上げました毎週開催しております新型コロナ対策支援チームの継続開催や巡回相談を行うことで、町内事業者の方の状況を小まめに把握するほか、西川町商工会の全会員を対象としたアンケート調査などを集約、分析するなどして、事業者の方の要望や意見を把握しながら計画的に適切に対応してまいりたいと思っております。

また、町民の皆さんの生活、さらに宿泊や冬期間の観光推進対策など、商工観光業を支援するために、今定例会に提出いたしております補正予算案に地域振興券交付事業第3弾としての町民一律3,000円の交付事業を計上しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、次に、国民健康保険税などの減免についてであります。国民健康保険税などの減免については、今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、町県民税の申告相談時等、機会を捉えながら、周知を図りながら、町民の皆さんに寄り添って相談支援を行ってまいりたいと思ひます。

まずは、町民の皆さんのご理解を得ながら、町民とともに、マスク、手洗い、3密、これは確実に守っていただく、そのような広報も行いながらやっていきたいと、まずは感染予防対策だと思ひますので、よろしくお願ひします。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 大変、今からどういうふうにするかという、何か大変難しい、国の情報発信を見ても、何か悪く言えば、私は政権を批判する立場ではないですけども、悪く言えば何か非現実的というか、原始的というか、手を洗ってください、マスクをしてください、ほかに何か対策ないのかみたいな、ちょっと思うところもある。何かといえばやはりお金がかかる、事を起こせばお金がかかる。

要はそこに行き着くんだらうと思ひますけれども、やはりここ、素人考えですと、コロナをなくしていく施策というのが非常に大事だと思ひます。極端な話、ここは国会じゃないのであれですけども、国民全員にPCR検査をやって、ちょっと悪い人は外へ出るなど。世の中にいる人は全部検査を受けて、何ともない人ばかりだとなれば、大っぴらに酒飲みに行ける、旅行も行ける、何しても心配ないというのが本来はあってもいい。ただ、1月からこの12月まで、約10か月です。そういう手だてをやってきているのかなという非常に疑問符がつく。

一番いいのはそういうことで、世の中に生きている人は何でも、GoToやっ行ってらっしゃいとなれば安心して行けるというのが本来の姿だと思ひますけれども、それがなかなかできていない。

ならば、やはり、少なくとも、よく言われるエッセンシャルワーカー、例えば医療、介護の人、それに対しては、例えば公務員も入ると思ひます。社会的にちょっとこう、何かあった場合に支障を来す人を総称してエッセンシャルワーカーといひています。今の特措法で言うと、感染した人、もちろんそうですね、医者から検査を受けよって感染した人、それ

とその濃厚接触者の人でないと公費でPCR検査が受けられない。受たい人は実費で出して、法律的にはそうなっているんです。それを改正しようとする雰囲気は今ないです。

そうすると、この特措法の解釈でそういうふうに、拡大解釈で病院なんか、医療関係者に対して、感染者が多い地域の病院関係では検査を受けてもいいですよというような通知が来ているというんですが、そういうのは来ているんですか、病院のほうには。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 すみませんが、ただいまご質問ありましたような通知につきましては、すみませんが、ちょっと承知していないところでございます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） やはり病院関係が今非常に医療逼迫している、いつ町立病院もそういうふうになるか分からないわけです。そういう非常に冷や冷やした状況で病院の方々も仕事をやっているということで、拡大解釈で公費で受けられるというような話があるんで、ちょっと私も調べてくればよかったんでしょうけれども、どこを見てもこういうのがないので、拡大解釈でできるみたいなことになっているので、そうすると、やはり役場の職員さんとか、介護、医療、あと例えば保健師さんとか、定期的に検査をやってもらって、やはり我々が安心して暮らせるような、まずそういうエッセンシャルワーカーの方々がやれるように、そういうふうになっているのであれば町としても大いにそれを利用して、そしてやはり行政サービスなり、医療、介護サービスなりを持続していただきたいなど。

やはり、何ぼお金かけて、金だけかけたって、次から次から出てくるんでは、やはり元をたださないとか何ともならないのかなということで、町長あたりから当局でいろいろいい考えがあるのかなと思ってちょっと質問させてもらったんですが、そういう意味で、大変だとは思いますが、そこら辺調べてもらってないんで、もし、それをやはり、少なくともそういうふうなエッセンシャルワーカーという類いの方々、公務員もひっくるめて、なっていないんだとすれば、やはり地方から国にこういうのはぜひというふうなやはりアピールをしてもらって、でないとストップしてしまうわけですね、世の中が。うちのおふくろなんかも介護行っていますけれども、いつ駄目だと言われるか分からない。自分も県外に行くと、2週間は今度、介護の人が行けなくなるわけですね。家族が県外に行っただけでデイサービスも行けなくなると。そういう今非常に大変な状況です。

いつ何どきどうなるか分からないということで、そこら辺をちょっと調べてもらって、国に要望するんだとか、県に要望するのかわかりませんが、いち早くそういうことを対

処していかないと、ちょっとこれからお金だけかかって、根本的な解決にならないのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

観光のほうも、インバウンド、インバウンドというふうになっていますけれども、やはり基本は国内旅行を回すことだと思います。そういう意味では、西川町の観光というのは素晴らしいということをやっているわけですので、あまり海外に頼らず、やはり観光というのは、光というのは、文化とか、歴史とか、そういうことを指すそうですね。観光の観というのは、心で見ると、本来の姿はやはりいいところを心で見、あぁいいなというのが本来の観光ですので、そこら辺は西川町は素晴らしいところなわけですので、逆にそこら辺をアピールしてもらって、観光産業をいち早く立ち直らせるというようなことが必要なのかなというふうに思います。

ちょっと時間がないので、質問2に移ります。

今、来年度、令和3年度の予算編成をやっていると思うんですけども、個別的、あとはちょっとトータル的にお聞きしたいんですけども、まず一つ、個別的に質問1で、通学路をはじめ、町道、県道、国道への安全カメラですね、こういうものを今今ではなくても、検討しながら整備云々で進めていけばいいのかなと思うので、来年度予算に例えば、これはこういうことを検討しておるとか、事を起こせばお金がかかるので、そういう予算づけをして少しこう考えていかなきゃならないのかなと思うので、そこら辺ちょっと最初にお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 町道、県道並びに国道への安全カメラの整備等ではありますが、初めに、町内の道路への安全カメラの設置数等について申し上げますが、国道112号には10基のカメラが設置されておりますが、山形県管理の一般国道、主要地方道及び一般県道、そして町道へのカメラの設置はございません。

道路へ安全カメラを設置する目的につきましては、交通安全及び防犯、いわゆる生活安全の観点からと考えております。

西川小学校では、通学路の安全を確保するために、学校、警察、県の道路管理者、建設水道課及び学校教育課による合同点検を毎年10月に実施しておりますが、さらにその結果については学校、交通安全協会、警察、国・県の道路管理者、PTA会長、各地区育成会、区長会、関係課、幅広い方を構成員とする西川小学校交通・生活安全対策協議会で報告し合いながら情報を共有しております。

改善が必要と思われる箇所につきましては、それぞれの関係機関で対応しているところがありますが、また11月に町PTA連絡協議会から町へ要望書の提出がありまして、その中で通学路の安全確保についても要望が出されてきているところではありますが、できるところから対応しているところでもあります。

このように、通学路の安全確保のために、危険箇所の把握及びその対応に努めておりまして、仮に通学路に安全カメラを設置する場合、電気通信事業者の電柱を借用して設置する方法もあることはお聞きしておりますが、相当数のカメラが必要になるとわれまして、その設置費用や運用の経費が多額になることが予想されまして、現在のところは、地区の子ども見守り隊やこども110番の方に玄関先で見守っていただくなどの人との関わりの中で安全を確保していくことで、安全カメラの整備については現在のところはまだ必要ないと考えております。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） やはりコストがかかるわけですので、そういう意味で今回の時期に質問させてもらったわけですが、私も、派出所、海味に行って、今田さんにいろいろ聞いて、国道、基本的には公共的にはつけないんだと。監視カメラ見れるのは、例えば雪の状況とか、国道にありますけれども、よくテレビ報道でカメラのあれが出てくるのは、あれは一般民間人からお借りして、そして、ここを犯人が通っていったとか、あるいは全部、ほとんど民間のお店とか住宅からお借りをして放送を流しているやつだということを聞いております。

それで、西川町の場合、通学でスクールバスとかあるわけで、自転車とか、歩いて通学する区間というのはある程度決まってくるわけですね、通学路に関して言えばです。ただ、何か隣の市町村でも、監視カメラをつけると個人情報云々で大変問題があるんだというような話も聞きます。それは教育長であればよくご存じだとは思いますが、例えば、この前の睦合のお店にも警察署が来たそうです。監視カメラの絵があったら貸してくれないかと。ないと。自分の玄関につける、ちょっと一つワンランク上のやつをつけると、国道も照らすようになる。ただ、値段的にはそんなに変わりないと。だから、そういうポイント、ポイントでまずはやる。やるところには、例えば2万円かかるんだったら5,000円補助するとか、そういういろいろな方法を、最初からばーっとやるということではなくて、やはりいつ何どきに西川町にもそういう物騒なものが来るか分かんないと。全国的にそういうふうにして、コロナの関係でもそうですけど、非常に物騒な世の中になっている。今まではなくても、や

はり徐々にそういうものを考えていかないと、ある意味日本的なことで、監視されているのが嫌だとか、何かそういうのあるんでしょうけれども、それは来年でなくても、今後少し検討する、してみるといふか、ちょっと予算何万円でもいいから取ってみるとか、そういうふうな方向でやっていただければなというふうに思ったので、まず最初に聞いたところです。

2番目に移ります。

予算を組んでいると思いますが、その目玉とか特徴、こういうものに重点を置くんだというようなことがあれば、話せる範囲内で、それは来年の3月に取っておくんだというのであればそれはそこまでですけれども、今現在、話せる範囲内で話せるのであればお願いします。
古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 令和3年度の予算編成の方針についてであります。初めに、基本的な考え方について申し上げますが、令和3年度につきましては特に直面する新型コロナウイルス感染症に関する対策、そして令和2年7月の豪雨災害の復旧への対応など大きな課題に取り組む必要があるということでありまして、一方では、将来の活力維持、にぎわいのある、そして町民が生き生きと暮らすことができるまちづくりになるような予算も確保すべきだというふうに考えております。

そのような点で、4つの柱を基本方針として取り組んでおりますが、1つ目が定住人口維持確保を最重要目標としております第6次西川町総合計画後期基本計画の推進であります。

2つ目は、先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症対策。

3つ目は、豪雨災害の着実な復旧。

4つ目は、これはコロナウイルス、さらには豪雨災害等もありますので、町の一般財源等も非常に逼迫しておりますので、町として持続するための健全な財政運営、こういったものを基本的には3年度の予算編成で念頭に置きながらやっていきたいと思っております。

ご質問であります。ただいま令和3年度の予算編成の基本的な考え方を申し上げましたが、とりわけ令和2年7月豪雨災害であります。本町の歴史では最大の被害規模でありまして、その復旧が令和3年度に集中すると。激甚災害、3か年間ありますので、ここに2年目の令和3年度、集中するというようなことで、この復旧を最重要課題としてまず取り組んでいきたい。

そしてさらに、それと併せて新型コロナウイルス感染症、これは国のいろいろな政策等もありますので、国・県とも協調しながらというようなことで考えておるところであります。

特に、観光関連産業がコロナ禍において最も打撃を受けていると認識しておりますので、

これらにつきましても、志津、弓張平、月山湖周辺の一体的なエリアの魅力を向上させる事業に取り組んでおりますし、今後ともこれを起爆剤にしてやっていきたいと思っておりますので、それも含めて考えておるところであります。

そして、定住人口維持確保に関する事業につきましては、みどり団地の第2期造成を進めてまいりたいと考えております。

特に、若者定住住宅や単身者も入居可能な住居環境の整備を進めたいと考えておりまして、以上のような、特に重要とする課題施策につきましては予算を確保してまいりたいと考えておりまして、緊急性並びに必要性が高い事業に予算を配分していくなど、重点化した予算を編成してまいりたいと思っております。

今年度、令和3年につきましては、先ほど申し上げましたように例年と違って、コロナ、それに災害、こういった非常に大きな課題がございますので、それを含めてやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

今、災害とか、非常に大変なんで、そういうものをひっくるめると来年は非常に厳しいというようなお話がありました。

きのうの行政報告にもありましたけれども、やはり産業振興関係で6億幾ら、あと建設関係で4億5,000万ぐらいと。その他、いろいろスキー場とか、河川とか、クアの道とか、海味温泉なんかも被害があったということで、800万ほどかかっているということで、そのうちやはり町で負担が1億5,000万もかかるというようなことで、公共災害とか、何かそういうような手当ではある程度めどがついたとはいうものの、今回の補正を加えなくても1億5,000万ぐらい町から出ているというようなことで、それが来年度に響いてくるということなわけでしょうけれども、ただ、やはり、だからといって町がちっこくなるような予算でも困る。やはり少しずつ町も、何ぼあれでも、人が少なくなっても成長していかなくちゃならないということはやはりある程度財政のほう、行政の側にお金を使ってもらわないと、やはり町というのは生き生きとしてこない。国も同じですよ。今デフレですと20年も30年も続いている。大きな流れからしたら、だんだん国がちっこくなるような施策になっているわけです。お金をかけないで、緊縮財政ですね。

ですから、それに倣って、予算は、必ず使わなくちゃならないものは使わなくちゃ、その浮いたお金でいろいろなものを回していくということなので、財源が何ほどもあるわけではない

ので、そこら辺は大変だとは思いますが、その中で、ちょっと時間もあれですが、一つ、今からでもあれですが、ちょっとやるやらないは別として、検討して、ちょっとでもいいから予算をつけてもらいたいようなものをちょっとピックアップをさせていただきたいんですけども、さっき病院の関係、歯周病の話をしました。予算を取って歯周病の検査をしているというのは日本でもあまり例がないと。

住民課長にちょっと聞けばいいんですけども、ちょっと時間がないのであれですが、そういうことで、歯医者さんから、その人は、これは全国でもやっていない、いいことだと。町でアピールしてけるというような話があったので、ぜひそれは来年度も予算をつけてもらって、そういうふうにして、歯周病は非常にいろいろな病気に発展していくわけですので、それは継続していただきたい。節目、40とか、45とか、50とか、それは保健センターのほうでその歯周病もやっているというようなことで、それはぜひ予算を削らないで来年もやっていただきたいというのが一つです。

それと、ITですよ。今、非常に国でも大臣を置いてやっている。当町もいろいろな部署、部署でいろいろなシステムがあると。今度GIGAスクールが入ってくる。となると、部署、部署で単品でやっているのではちょっと何ともならないのかなと。それはコンピューター云々、IT関係だったらこの人に全部任せれば一括でやれるとか、そういうものを育てるといふか、あったほうが無駄も少なくなる、ある程度効率的に回せるというようなことで、ぜひそういうようなものを考えて、スペシャリストという言葉が適切かどうか分かりませんが、それを専任でいけるのかちょっとあれなので、兼務でやるのか分かりませんが、そういうものをちょっと徐々に、ポストがないとこれから大変なのかなというのが一つです。

あと、ふるさと納税ですね。私は基本的にふるさと納税は、それに特化したものはやめたほうがいいと思います、いつまでか分からないのでね。ただやはり余裕がある中で、それをふるさと納税に移管する。あと、ふるさと納税のために企業を興すというのはやめたほうがいいと思う。そういうことで、こっちに本業があって、それを今度はふるさと納税でも生かしていくというのがいいとは思いますが、ただ、今のやり方ですよ。町として、700万ほどかけて総合開発に管理を委託している。その下にまた今度もう2つぐらいある。実際に業者さんとやり取りするのは、総合開発では.....

古澤議長 佐藤議員、あと3分ぐらいでまとめていただけますか。

2番(佐藤 仁議員) はい、分かりました。

ということで、表立っての総合開発とのやり取りがないというような業者さんから、例え

ば山形の業者さんがそんなに親身になってふるさと納税を町のために考えてくれるのかというような話もあります。総合開発のほうでお金が足りないんだったら、やはり来年はもうちょっと考えてお金をやるから、きちんと業者と総合開発はやり取りしてくれないかというような話があればスムーズに行くのかどうか、そこら辺は予算も関係があるので、やっていただきたい。

課長から聞くと、今年は去年の同じ時期からすると倍ぐらいで、2,000万ほど今現在ふるさと納税があると。これから年末にかけてもっと伸びるんじゃないかというような話もあります。せっかくの制度ですから、やはり業者さんも、やるほうも、スムーズにやれるような、それが今700万だ、あと300万で1,000万だから、もっと密にやれるんだとすれば、それはそれで考えていただきたいというのが一つです。

あと、公共交通、それは今、総務厚生でもいろいろやっています。政策提言の中にも入るかと思えますけれども、そっちこっちで自動運転化をやっています。施策ですね。秋田の雪国でもやっています。北海道でもやっています。そういうものもやはり少しちょっと頭の中に入れて、ちょっとこれを検討してみたいんだがとか、そういうような、先ほども言ったように、検討すれば、事を起こせばお金がかかるので、そこら辺でちょっとという話でやってもらって、おお何だ、西川町で、やるかは分かんないけれども、自動運転の公共交通考えているぞみたいになると、町民も少しはおおっていうように思うと思うんですね。

そういう意味で、やはり光を当てるためにも、今やっていいか分からないけれども、やれるか分からないけれども、こういうものをやるんだみたいなことを言っていたら非常にいいのかなというふうに思うんで、それに対しての回答を聞いたかったですけれども、時間がないので、ちょっとこれ以上進みませんが、やめますけれども。

最後に、先ほど、この前の9月のときに吉田松陰さんの言葉を紹介しました。夢なき者に理想なしというやつです。ヒトラーが言っているのは、リーダーの仕事の一つに、夢を見せてやることだと。リーダーというのは町長だけでなく、執行部の皆さんがリーダーなわけですね、西川町を引っ張っていくわけですから。それで、もう一つ、城山三郎さんが言っているのは、人生挑まなければ、応えてくれないという言葉があります。この3つをつけ足すと非常にいい文章になるんで紹介しておきます。

最後に、時間になりましたら、今のこの3つの言葉は町長はどのように感じているのかお聞きして、終わりたいと思います。許しが得られればです。

古澤議長 特例で答弁、小川町長。

小川町長 大変トップの在り方についてご指導いただきましてありがとうございます。

まさにそのとおりでありまして、第6次総合計画も夢のある計画というようなことで策定しておりますので、さらに議員おっしゃるようなものを念頭に置きながら頑張っていきたいと。そして、町の幹部職員も同じような理解の下に進めたいと思いますので、よろしく願います。

古澤議長 以上で、2番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

荒木俊夫 議員

古澤議長 続いて、1番、荒木俊夫議員。

〔1番 荒木俊夫議員 質問席へ移動〕

1番（荒木俊夫議員） おはようございます。1番、荒木俊夫です。

初めに、季節性インフルエンザの流行期を迎えている中、新型コロナウイルス感染症対策に日々対応されている医療、福祉、教育関係の皆様、感染症対策と経済対策にご努力をいただいております関係者の皆様、そして予防や3密を避ける行動に努めておられる町民の皆様に感謝を申し上げたいと思います。

現在は、新型コロナウイルス感染症対策のために、町や地域の各種事業やイベントを含めコミュニティ活動が中止、縮小をされておりますが、この難局を全員協力で乗り切っていかなければならないというふうに思っております。

さて、人口減少・超少子高齢化社会においても、この町で安心して生き生きと心豊かに住み続けるためには、地域活動や地域の活性化が重要であります。町は、住みよい地域社会を

構築していくために今後どのように地域づくりを進めていくのか、どのように取り組まれていくのかについて質問をいたします。

質問1です。

現在、地域協力隊の方が1名定住されたということは非常によかったというふうに思っています。地域おこし協力隊や集落支援員制度を活用して地域活性化のために活用しておりますけれども、これまでの状況や活動内容と、今後のこの制度の取組計画について質問をいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 初めに、現在の地域づくり、コミュニティ活動の状況について申し上げますが、本町の地域づくり、コミュニティ活動につきましては、地域自治組織としての区や町内会、そして地区公民館が互いに連携して、それぞれの地域がその地域ならではの活動を展開してきておりまして、特に西川町の地区公民館は自治公民館的機能を有し、地域住民の総意で生活全般に関する活動や事業に取り組んでいただいております。

一方、近年は人口減少や少子高齢化が進みまして、従来実施できた事業が徐々に縮小や廃止になる状況に加え、地域の共同作業においても、人手不足によって年々作業は大変になってきている状況にあります。

そのような中であっても、地域振興を図るため、第6次西川町総合計画においては、各地区の地域づくり計画を策定し、その計画目標に向かって工夫を凝らしながら、各地区とも地域づくりに取り組んでいただいていると捉えているところであります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、今年は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、町並びに地域の自治活動や各種イベントが軒並み中止や縮小されておりまして、地域はもとより、町全体において町民の交流が停滞している状況にあります。

少なくとも、今後数年間は、新型コロナウイルス感染症との共存を余儀なくされると予測され、このコロナ禍での地域づくり、コミュニティ活動の在り方や、人口減少の中であっても持続可能な地域自治活動、コミュニティ活動をいかに構築できるかが大きな課題であると捉えております。

さて、質問の第1点目の地域おこし協力隊、集落支援員の状況と活動内容、今後の取組についてですが、初めに地域おこし協力隊についてであります。

本町の地域おこし協力隊につきましては、平成23年度から採用を始めておりまして、以来

今年度まで14人の方が本町に赴任され、様々な活動を行っていただいております。

当初、本町における地域おこし協力隊の活動は、各地区の集落点検や地域行事、コミュニティ活動の応援や住民の生活支援、暮らしにおける課題探しなど、地域の応援のような役割を担っていただいております。このため、協力隊の活動期間3年間のうちに本町に定住できるようななりわいを見つけることは難しく、協力隊の任期途中で解職や、任期満了後には町内に定着する方がいない状況でありました。

国の施策である地域おこし協力隊は、その施策の狙いとしての支援策について議論を行って、施策として地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊として委嘱し、一定期間以上、農林業の応援や住民生活支援など各種の地域協力活動に従事していただきながら、当該地域への定住・定着を図り、地域の担い手となるような人材確保に資するというものですが、以上のことから、本町においても平成29年度からは、協力隊任期後においても地域の担い手として定着していけるような仕事に従事していただける方について募集を行ってきておりまして、今年度初めて、協力隊任期満了後においても本町に定着しながら活動いただいている方が出てきております。

今後とも、地域おこし協力隊の活用については、特に農業や観光業など、本町の産業の担い手になっていただけるような意欲ある方を募り、本町でも活躍いただきたいと考えております。

次に、集落支援員についてであります。

本町の集落支援員は、第6次総合計画に掲げている地域づくりセンター構想の実現化に向けて、その試行モデル地区2地区を選定し、大井沢区と吉川区に配置したところでありまして、集落支援員の業務としては、地域課題の洗い出しや地域組織の見直し、地域づくり計画の推進などを担っていただくことを想定してその任務に当たっていただいております。大井沢区は令和元年度にその任期が終了、吉川区は今年度で終了することになっておりまして、現在、区長会、町内会長連絡協議会、地区公民館から代表者を出していただき、地域づくりに関する小委員会等を組織しまして、今後の地域づくり、コミュニティ活動の在り方や町としての支援策について議論を行っております。

町内の各地区における活動内容や地域としての考え方はそれぞれ違っており、町が画一的な制度で地域活動を支援していくことは難しいと改めて認識しているところでありまして、各区との議論はまだ足りていないと感じております。

自治組織である各地区コミュニティ活動の基本は、地域自らが自主的・主体的に活動を行

っていくことであろうと捉えておりますが、人口減少に起因した担い手不足などによる地域活動への町の支援は必要であります、行政主導が行き過ぎて地域の力を削ぐことがないよう、地域が主体的活動を展開し、町はその下支えを行うような支援策の実現に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 先ほどもあったように、地域おこし協力隊、全国では定着率が6割ということでありましてけれども、当町は今までなかったわけでありまして、定着なさってよかったなというふうに思っております。

そこで、町長が言うように、地域づくり計画を実現するためにいろいろな方法、手段を使いながら各地区で今努力をしているわけでございます。なかなか人材不足の点もあり、進まない点もあるというふうに思っております。そして、地域は個性がありまして、やはり画一的な地域発展という、同一的に発展させるといのは非常に難しいことだと思いますんで、各地域の特色を生かしながら地域発展をしていかなきゃいけない。そのための一つの起爆剤としては地域おこし協力隊や集落支援員制度があります。

特に集落支援員制度については、地域課題を発掘して、その課題のために努力していただけるということで非常に重要なわけですけれども、地域おこし協力隊、集落支援員制度、これは国の制度でありますけれども、これに関する設置した場合の町の負担についてまずお聞きしたいと思います。財政負担についてお聞きします。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの荒木議員のご質問にお答えさせていただきます。

地域おこし協力隊、集落支援員、国の施策であります。いずれも町の一般財源のほうで措置しておりますが、ただし、特別交付税でその費用にかかる財源が措置されるという制度であります。

具体的な数字は、この場面で申し上げることがちょっと難しいのですが、基本的には、町の一般財源では措置しておりますが、その財源については国のほうでは、ルール上、特別交付税で措置されるというものでありますので、よろしく願いいたします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） そうですね、集落支援員につきましては、これは全て報酬ではございませんけれども、1人当たり350万、兼務の場合は40万。あと、地域おこし協力隊につい

ては報酬も含め、経費も含めてですけれども1人当たり440万が限度ということで、特別交付税で措置されるわけであります。

そういった意味におけば、国のこの制度を利用してやっていけば、町としての一般的な財源の負担はないと。ただし、特別交付税については一般財源化しているんで、そういったふうな予算措置になるのかなというふうに思っております。

そういった面におけば、地域おこし協力隊や集落支援員制度、この制度については国の財政支援を受けられるということであり、町の負担がほとんどないということなので、積極的に活用すべきではないか。ただし、これは人的な問題があります。人の問題ですね。これについてはやはり町として努力しなきゃいけないところのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

国の制度で、ただいま議員ご指摘のとおり、特別交付税で財源を措置するものということで積極的な活用をすべきだろうということであります。

地域おこし協力隊は、やはり行政サービスの補完を行うという意味というよりも、地域の地方の活力を担う担い手として定着していただくための制度というように理解しております。

町長答弁で申し上げましたとおり、西川町、当町において、当町のほうで例えば農林業であったり、観光業であったり、担い手不足に悩んでいる地域の活力に資するようなところについてご尽力いただけるような方を積極的に募っていきたいというように、今後ともそのような方向でやっていきたいというように考えておりますが、やはり募集しても、その人となりというものもございまして、その辺のところは十分考慮した上で採用していくというようなことであろうというように思います。

一方、集落支援員であります。町長答弁のとおり、現在、区長会、町内会連絡協議会、地区公民館の方々から2名ずつ代表をいただいておりますして、小委員会をつくってその議論を行っております。

議論の中では、町役場職員で地域派遣職員という制度もやっておりますして、その支援制度で十分だという地区もありますし、集落支援員が必要だという地区もありますが、ただ、その地区の方々が様々でございまして、そこまで必要でないというような地域もございまして、ただ、特定の地域にだけ集落支援員を配置するというようなことにつきましては、行政の観点から公平感というところもございまして、その辺のバランス等もあると思います。

集落支援員、特別交付税で措置されるということではありますが、やはりその辺のところは、その配置数とか、採用の方法に当たっては、今後とも各地区の代表者の方と議論を交えた上で対応してまいりたいというように考えております。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 先ほど申し上げましたように、地域は大きいところから小さいところで様々でありますし、抱える課題も様々ですから、地域によって違うわけです。そういった意味においては、町としてきちんと活用方針を立てて、必要だという地域においては配置をすべきではないかなというふうに思います。積極的に活用して地域の活性化を図っていくと、一律にということは非常に難しいことだと思います。一律に成果を求める、そうでなくて、地域の課題がいろいろ違うわけですから、そこをきちんと行政としては耳を傾けていただければいいのかなというふうに思っているところでございます。

この集落支援員制度については、今説明がありましたように、大井沢地区と吉川地区に3年間のモデル事業として導入されたわけでございますけれども、大井沢地区についてはモデル事業が終了しております。この事業評価と総括についてお伺いしたいと思います。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの荒木議員の大井沢地区の集落支援員の評価についてであります。

議員ご指摘のとおり、大井沢地区におきましては、令和元年度をもちましてその活動を終了してございます。そして、吉川のほうも2年目で元年度、終了しております。それぞれ集落支援員の方から町の役場のほうにおいでいただきまして、それぞれの方から直接レポートと、そしてその活動の評価、意見を伺っております。

大井沢地区におきましては、活動内容については、地区計画、地域づくり計画の策定並びにその策定方針に基づいた各種事業への協力、あと特徴的なのは大井沢のふるさと通信、月2回発行を3年間してきたというようなことに加えまして、SNSによる地域外への情報発信などもやってきたというようなところであります。

あと、集落支援員としての感想というようなことも聞いてございまして、やはり地域づくりにおいては、住民お一人お一人が、地域づくりは決して他人ごとでなく、自らのことで取り組む必要があるというようなことで、地域の一体感が重要であるというようなことなどを感想としていただいております。

あと、大井沢のほうで、いろいろありますけれども、やはりその地区にある様々な公共施設などもあります。その利活用などについても、大井沢の地域の方々が一緒になって取り組めるような課題、そういったところがなれば地域が活性化していくのではないかなというような評価などをいただいております。

そのようなことで、ある一定程度、それぞれの課題を掘り起こしていただいたところでもありますので、その辺のところにつきましては、吉川の集落支援員の方の任期満了後を見て、来年度以降の地域づくりの支援の在り方について、今後とも議論、検討を進めてまいりたいというように考えております。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 集落支援員の方の自己評価、これも大変必要だとは思いますが、地区民の方の評価、来ていただいてどうだったのかということが非常に大きな評価になるのかなというふうに思っております。そういった意味では、よくフォローをしていただくとともに、やっていただきたい。

地域づくりの中においては、3要素というか、人材、それから相談に行ける場所、活動できる場所、あと資金というふうになるわけですが、例えば吉川地区においては、町で設置していただきました歴史文化資料館、その事務室をお借りして活動している。そこへ行けば集落支援員がいて、そこで相談に乗っていただいて、地域活動に協力をしていただけるというふうになっているんですけれども、この歴史文化資料館が冬期間、閉鎖なわけですね。せっかくいい資料があって集まれる場所があるのに閉鎖していると。ぜひ通年開館にしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

奥山生涯学習課長 歴史文化資料館の通年開館についてでございます。

現在、条例上におきましては5月から11月までの開館時期ということで定められております。開館して2年目を迎えます、今年度はコロナ禍の影響もあって、ただし、予想を上回る、900名を超える入館者数をいただいているところであります。様々、地区内での学習会の開催のほか、町全体の歴史の展示など、様々な場面でその活用が深められてきているというところでございます。

現在の利用状況など、そういった部分も含めながら、条例改正なども伴いますので、関係する部署等々と、またそれから地域、町全体の社会教育関係の団体などとも協議しながら、

今後検討をしていかなければならないかなというふうに感じてはいるところであります。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 決して旧川土居小学校を使ったから、吉川の建物でもございませんし、町の歴史文化資料館です。ですから、各地区の歴史、文化、こういったものも展示しながら、多くの町民の方に活用していただけるように、ぜひ施設を有効活用していただければというふうに思いますので、ぜひご検討をお願いしたいというふうに思います。

集落支援員制度については、吉川地区においては、区民の方々からも非常に理解されておりますして、地域活動や活性化を含めて地域づくりに大きく貢献しております。

ぜひ、今後もこの制度を望んでおりますので、ぜひよろしく計画をしていただきたいというふうに思いますし、要望される地域があれば、ぜひこの制度を活用していただきたいと思いますので、町長、どうお考えでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、集落支援員の配置についてであります。これにつきましては、今後の西川町の基盤と申しますか、それぞれの集落の在り方を問われるということもございまして、まちづくりの基本は地域づくりでありますので、そういった意味で、まず今課題となっている部分を拾い集めながら、そして持続的に継続できる地域をどうつくるかだと思っておりますし、そういった面でセンター構想も打ち上げたわけではありますが、そのセンター構想を念頭に置きながら、どの程度の地域の区割りと申しますか、それも含めて、人口の少ない大井沢、さらには人口の多い吉川というようなことで選定して集落支援員を置いたわけではありますが、先ほどありましたように総括を踏まえながら、今後の配置の、要するに地域のくくりと申しますか、そういったものを含めて今後するべきだと思っておりますし、まさに今コロナで、お葬式も何もかも人の手がかからなくてもいい世の中になってございまして、まさに協働、互助が崩壊しつつあるということではあります。地域の本来の在り方は協働でありますので、助け合い、こういったものでありますので、そういったものを踏まえて今後やっていく、文化も含めてなんです。そういったことで集落支援員配置は必須だと思っております。

以上です。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） そうですね、地域づくりは安心して生き生きと暮らせる、住みよい地域社会を構築するために住民が主体となって地域課題を解決していく、こういった活動が

できる地域になっていかなければ本来の姿ではないわけでありますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

質問2に入らせていただきます。

今年度新たに創設いたしました地域づくり活動支援交付金の交付状況と、今後の地域交付金の在り方について質問いたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第2点目ではありますが、地域づくり活動支援交付金の交付状況、今後の地域交付金の在り方ではありますが、今年度新たに創設しました地域づくり活動支援交付金は、令和元年度までに実施しておりました区長、町内会長及び公民館三役に対する報酬並びに隣組長に対する報償金を一括して各地区に配分、交付するものであります。これには国の制度改正に伴っての特別職の廃止によるものも含まれておまして、今年度は本交付金の趣旨に基づき、これまでの報酬額やその算定基礎として5月に総額736万200円を各地区に交付しております。

今後の地域づくり活動支援交付金の在り方につきましては、今年度の交付内容に加え、地域が必要としている分野への支援内容を明らかにした上で交付金制度を構築してまいりたいと考えておまして、そのためには今後とも各区との議論が必要でありますので、その議論を踏まえながら、地域に対する交付金制度の充実に努めてまいりたいと考えております。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 確認になりますけれども、名称は地域づくり活動支援交付金というふうになっておりますが、これはこれまでお支払いをしておりました区長、町内会長、公民館三役、隣組長さんの報酬の支払い分というふうに考えてよろしいのか、確認をさせていただきます。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの荒木議員の質問にお答えさせていただきます。

基本的に、国の制度改正によりまして、特別職というようなことで町のほうで任命していた区長さん、そして町内会長並びに公民館三役、隣組長さんに対してこれまでお支払いしていた額、そして算定基礎額を基にして、それをまとめて各地区のほうに配分しているものでありまして、その用途につきましては、その地区の考え方にもよりますが、基本的には、その内容につきましては、今までの報酬に基づくものであるというように各地区のほうにも申し上げておりますので、その辺の運用の在り方については、地域のほうでそれを踏まえた対

応をしていただいているものというように捉えているところであります。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） なかなかこう、奥歯に物が詰まるのかなというふうに思いますけれども、これはやはりほとんどの区長さん、町内会長さん、公民館の三役にしてもボランティア的な要素が非常に強く、その分の若干の手当だということで私はいいのかなというふうに思っております。

ただ、やはりこれを地域づくり活動の支援交付金だというようなものであってはならないのかなというふうに思うわけです。先ほど言った地域づくりにおいては3本が必要なわけですが、3番目の資金、財政的なものがないと地域づくりができないというふうに思います。

区長会も開いたということでございますけれども、この交付金に関する地域の反応はどうだったのかお伺いします。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 荒木議員のご質問にお答えさせていただきます。

今年度、新たに創設した地域づくり活動支援交付金、これの区長会等における各区長からの反応についてということでもありますけれども、本件につきましては、昨年、荒木政策推進課長がお答えいたしましたとおり、国の制度改革に伴ってというようなこともありまして、国の制度改革が行われるというような形で話があった頃から、区長会のほうでも、昨年来、話を申し上げながらご説明し、ご理解をいただきながら話を、物事を進めてまいったというふうには捉えてございます。

そういったこともありまして、今年度に入ってから区長会等行ってございますけれども、既に先ほどもありましたように交付金のほうは交付いたしておるという中であって、区長会からの特段の異議と申しますか、そういったものはないと。いわゆる一定程度はご理解をいただいて交付金を受け取られ、活用されておられるものというふうには認識いたしておるところであります。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） お金を払うほうともらうほうの立場というのもございますんで、なかなかあれだと思いますが、ただ、非常勤の特別職が地方自治法の関係で置けなくなったと

いうことは理解しておりますけれども、これを例えば報償費で払うとか、そういったことはお考えにならなかったのか。つまり、各地区ではそれを頂いてから、それを今度はまたお支払いする業務が出てくるわけですね。そういった面ではかなり今までより業務が増えてしまったということがあるわけです。そういった面において、非常勤の特別職としては置けないよというのであれば、例えば報償費とか何かで払う方法はなかったのかどうか、ご検討なされたのかお聞きします。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

結論から申し上げます、検討はいたしました。私どもといたしましては、まず第一義的には、いわゆる国の存続、そして全国都道府県市町村の存続を考えた場合に、地域のいわゆるコミュニティ組織、この重要性を非常に認識しておるといようなことで、県を通じまして特別職としての継続というものを2年間ほどお願いしてまいった経過もございます。

しかし、議員ご指摘のとおり、いかんせん国のほうでは法律を改正されたといようなこともありまして、報奨金といような形での支払いはどうかとか、あるいはまた業務の委託料ですかね、こういった業務をお願いするので業務の委託料といような形での支払いはどうかといような形で検討はいたしました。

現に、ほかの市町村でも様々な形で特別職の報酬に代わる支払いを行っているというふうにもお聞きいたしておりますけれども、私どものほうで最終的にいわゆる地域づくり、活動のさらなる継続、充実といようなことも含めながら、地域づくり活動交付金としての交付を決定いたしまして、今後それに伴っての交付金のいろいろな在り方を検討してまいろうといようなことで結論づけて、ご理解をいただきながら執行させていただいたといことでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 事務方も大分ご苦労なされたのかなというふうに思いますけれども、それでは、これまで非常勤の特別職であった場合、区長、町内会長等は町の委嘱として町長が任命しておりました。

今回は町と区長、町内会長、公民館長、こういった関係はどういうふうになるのかと。町から業務を要請する場合、こういった関係になっているのかお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今年3月まで特別職という形で区長、町内会長、公民館三役とお願い申し上げておったところでは、委嘱というような形で、町長から特別職の委嘱状を交付しながらお願いをしまいったということでございます。

今年、令和2年度になりましてから、特別職ではないというようなことに相なりましたので、町から委嘱状の交付というものは行ってございません。いわゆる地域づくりのために、人材の確保、養成、そして配置というものは非常に根幹をなすものであるという考え方の下に、地域づくり活動というような形の支援交付金という形でお支払いしておりますので、委嘱状の交付というものは行っていないというところでありますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

以上です。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） その手当といいますか、ご苦労分についてのお金のことは分かりましたけれども、つまり関係ですね、町から要請するわけですね。こういったことを、このものを配付してくれとか、こういったものを集めてくれとか、こういったものを聞き取ってくれとか、その関係ですね。今までは町長が任命して委嘱状を出しているのです、町からの要請に応じて業務を行っていたわけですね。これが今度何も無いわけですね。地域で定めた方に対する、お金のほうは先ほどからご説明あったとおりだと思いますけれども、業務についてはどういうふうになるのかということです。

業務については何も、この命令に対する、要請に対する関係性というのはなくなってしまったのかなと。それは今までの流れの中において、区長さんなり町内会長さんは今までやってきた業務であるので、行いますよと。これまでは形としては町長から任命があったわけですね。今度はないわけですね。そういった場合に、その関係性というのはどういうふうになるのか、もう一度聞きます。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 業務の関係性という形でのご質問にお答えさせていただきます。

具体的に、区長、地区会長さんにとっては、それぞれの町のほうでお願いしている具体的な業務としましては、地域づくりのヒアリングというような形で地域づくり要望の話し合い等々も行っておるところでございます。

あと、町内会長さんにおかれては、町のお知らせ版、そして町の広報紙、これの配付とい

うような形をお願いをしておるところであります。町のお知らせ版、ネットワークの配付等については、町内会長会の連絡会議、総会等でお願ひ申し上げながら今年度も実施させていただいておりますし、地域づくり、ヒアリング、要望事項の地区内の取りまとめ等については文書等で行わせていただいているというのが現状でございますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 何も形をきちんとつくれということではないんですけれども、やはり委託されてやるのであれば、委託にするとか、きちんとはっきりしないと、何でやっているのかということの根源に行くと、元々の関係を破棄してしまったわけですから、関係がなくなってしまったわけですから、そこはきちんとしないと駄目だと思います。

お聞きしたいんですけれども、今までは非常勤の特別職であったわけですから、もし町から要請された業務を行っているときにけがをされたり事故に遭ったら、非常勤の公務災害補償というのがあったわけです。

今回は、例えば、お知らせを渡してくださいよと回っているときに、そこに落ちたとか何かあった場合、これはけがは自分の責任になるわけですね。もう何も関係性がないわけですから、町の責任というのはないわけですね。それで、ましてや非常勤の特別職ではないので、非常勤公務災害補償も適用にならないと。こういった面についてはどのようにお考えなんですか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 町のお知らせ、広報紙等を配付されておった場合の関係者の皆さんのけが等に対する対応というご質問についてであります。議員ご指摘のとおり、特別職ではございませんので、公務災害の関係はやはり適用にならないのではないかとこのように認識してございます。

それで、それに対する手当てといひますか、措置といたしまして、私どものほうでは、いわゆる区長会等でも自治活動保険というものも加入してございますし、そういったものの適用、運用についてやっていくべきだということに考えておるところでございますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） ぜひ、自治活動保険は自治活動のやつでなる対象物であって、そういう町からの要請とか指示の下にやっているのと意味が若干違うわけですね、制度上。ですから、もしそういった不備な点があればぜひ今回見直していただいて、もしもの場合に対応できるような、万全に対応できるような仕組みをつくっていただきたいと。皆さん、一生懸命、地域のため、町のためにご努力されている方々でありますので、ぜひそういった面をしていただきたいというふうにまず申し上げておきたいと思います。

特に、例えば吉川地区では、先月29日に防災訓練を行っておりますけれども、災害時には自主防災組織が住民の命を守る最前線になるわけです。公助がなかなか届く前ですね、自助、互助の中で行うわけでございますけれども、その際については、区長や町内会長が町と協働して指揮を執ることになっております。最前線で指揮を執っていただくと、こういった面においても不測の事態が生じるかもしれませんので、ぜひそういった面については十分に考えていただきたいというふうに思いますし、今回の避難訓練を行っても、前も申し上げたんですけれども、避難所運営の資機材が非常に不足しているというところがあります。

今回、この資機材関係についてどのように対応が進んでいるのか、まずお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 避難所関係の資機材の整備等についてということでございますが、お答えさせていただきます。

去る9月、第3回定例会におきまして、新型コロナ禍にあつての避難所の資機材というようなことも補正予算で計上させていただいて、ご可決もいただいております。非接触型の体温計でありますとか、あるいはまたベッド、段ボールベッドあるいは消毒液、マスク、そういったものについても確保してございますので、町のほうで管理しながら、いざというときにはそういった段ボールベッド、消毒液等々も配置しながら対応していきたいというようなことで、補正予算で対応しながら資機材の整備も行っておりますし、県のほうからも段ボールベッド等の資機材の提供というものもあるというところで整備を行っておりますので、よろしくご理解ください。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） ぜひ、区長、町内会長、公民館三役等、地域のため、ひいては町のために努力しているわけでございますので、ぜひその活動を支えられるように、制度等、フ

フォローできるようにしていただきたいというふうに思います。

質問の3番目に入ります。

先ほど町長からも答弁ございましたけれども、第6次総合計画においては、持続できる新たなコミュニティづくりにおいて、行政と地域の役割を明確にし、持続できるコミュニティを目指しますとしております。

町が考える町と地域の役割分担、今後の進め方についてご質問いたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第3点目ではありますが、町と地域の役割分担と今後の進め方についてありますが、基本的には、町は、持続可能な町政運営のために将来を見据えた投資と今後の方向性を示す計画的な産業振興、町民へのサービス・支援であります。

一方、地域においては、自主的な地域づくりを行い、町と地域が協働で進めていくものと考えております。

平成17年までに行われたいわゆる平成の大合併の際、本町は合併せずに自立の道を選択し、16年度に協働のまちづくりプランとして第5次西川町総合計画を策定し、まちづくりを進めてきたところであります。

その計画の中では、それまでまちづくりは行政主導で進められてきた嫌いがあり、結果として、町民の中に行政依存の傾向と、町民・地域、自らの行動や努力を逆に削ぐことになったのではないかと指摘されていますが、その上で、自らの地域、町は自らの手でつくるという決心と行動によって、目標に向かって地域づくりを進めていくとしまして、地域づくりは地域が自主的に取り組んでいくこととし、行政はその地域づくりを積極的に支援していくとしております。

この第5次西川町総合計画の理念を引き継ぎ、第6次西川町総合計画におきましても、町と地域が連携を強化をし、町民一人一人が地域づくり、まちづくりに関わっていくとうたっております。

これらの考えを総括すれば、地域コミュニティの活動の主体は地域自治組織である各区や町内会でありまして、町はその活動を支えていくものであると言えます。地域の力でも及ばない町全体的な課題については町が支援を行っていく。地域と町が共に手を携えて、それぞれの役割を担っていくという姿が基本であると捉えております。

これまでも申し上げておりますが、人口減少・少子高齢化が進む中で、地域が担っていくことが困難なことが増加しておりますが、必要とされる町の支援は何であるか、各区とも今

後も十分議論を行いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 形上でいけば町長がおっしゃるとおりだというふうに思いますけれども、具体的に地域の方々はじゃ何をするのかといったときに、なかなか浮かんでこないところがあると。そういった意味において、町はここまでしかできないよ、ここまではやるよとはっきりして、あなた方はこの程度はやっていただかなきゃ困るよと。その中は、自分たちの地域ですから自分たちでつくっていくわけです。自分たちの課題は、他の地域の課題とも違う課題があるわけです。そこをしないと、いつまでたっても、町がしてくれるのかなと待っているような状態もありますし、町としても地域が自主的にやるんだというふうにお互いが見比べているだけであって、なかなか進まないのかなというふうに思っております。

きっと、今の段階で行っていかないと、きちんとした土台をつくっていかないと、なかなかこれから、地域コミュニティの存続が危惧されるので、ぜひそういったところをもう少しこう説明をしていただくとともに、町がリーダーシップを取っていただきたいなというふうに思っております。

特に組織なども、いろいろ町が関わった組織もございます。地域組織の一元化、簡単に一元化とは言いますが、地域を維持活性化していくためには、単なる合理化ではなくて、地域の自主性や自律性を高めるための組織の一元化でなければならないわけがございます。

そういった構想を持っていただいて、ぜひ地域とももう少しその辺を話をさせていただかないと、この辺について全然進んでいないのかなというふうに思っているんですけども、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、議員おっしゃるように、地域と町の役割分担と申しますか、これは非常に重要なことでありまして、先ほどやはりありましたように、区長、町内会長の報酬等も含めて、その役割、要するに仕事の分担、こういったものも含めて従来の地域組織とは非常に大きく変わってきているというふうに認識しておりまして、いってみれば、今から二、三十年前は、それぞれの地域、二、三十年前から比べれば、地域の人口は地域によっては半分以下になっている地域がありまして、そして、地域を存続させるために、例えば共同作業でありまして、共同作業については、従来どおりの集落道の維持や、そういったものを含めて共同作業の作業量は同じだというような、そういった経過になっています。

ですから、本来は、例えばですが、地域の集落道については、町の支援はなくても本来は

地域ですべきだというようなことでありまして、ただ、それができないような状況になっている。それだけではないんですが、そういったものを踏まえて、町がどこまで支援するか。そして、地域の人がどの程度の共同作業の作業量を提供できるのか、そういったものを踏まえてやるべきだと思っています。

特に今回のコロナでは、先ほど申しましたように、協働という観点からは、非常に大きく生活様式が変わるというようなことを考えております。

そういった中で、今言いましたような区長、町内会長も含めて、地域の、そしていろいろな産業というのか、地域を持続させるための、そういったものを含めてどういうふうな役割分担、任務を負うべきか、これをきちっとすべきだと、まずそこから出発すべきだと思っていますんで、ただ、今回の地域づくり計画の中でも、共同作業するべきだ、要するにまちで協働するべき、地域でやるべき、町でせめてやってもらうべき、こういったものの区分もやっていますんで、その辺の精査もしながら、そして先ほど言いましたように、それぞれの地域によって大きな差がございますんで、それを含めて、そこからそれぞれの交付金の在り方、例えば交付金についても、何にでも使っていい交付金でなくて、せめてこれだけはやってほしいというような、そういったものを含めて交付金制度をつくるべきだというようなことで指示はしておりますんで、よろしく申し上げます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） なかなかこう、語れば長い話になってしまいますし、大変な大きな課題だと思えますし、ただ町の根幹に関わる部分でありますので、ぜひ前向きに取り組んでというか、一生懸命取り組んでいただきたいというふうに思うことと、ぜひ、地域、地域というふうに一つずつ捉えていますけれども、地域間の交流も促進するような、そういった役割も果たしていかないと自分の地域だけになっちゃう。そうでなくて、各地域が連携しながら町を構成しているんだということをぜひ皆さんと理解しながら、いい地域をつくっていきたいというふうに思いますし、個性ある地域の発展は非常にいいことだというふうに思います。

ですから、安心して生き生きと暮らせる住みよい地域社会を構築するために、住民が主体となって地域課題を解決していく活動や取組、これを支援できるまち、そういったものがあるといい地域づくりができるのかなというふうに思いますので、ぜひこれからも地域と協議しながら、そして画一的でなくて、広く見ていただいて進めていただくことをお願い申し上げます、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

古澤議長 以上で、1番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

佐藤光康議員

古澤議長 続いて、3番、佐藤光康議員。

〔3番 佐藤光康議員 質問席へ移動〕

3番（佐藤光康議員） 3番、佐藤光康です。

最初、西川町の観光の新たな段階に向けてということで、日本一の雪国宣言による月山スノーランドの取組、月山湖の活用、都市公園の指定など、本町の観光は新たな段階を迎えようとしています。西川町観光に関わることについて質問、提案を行います。

1番、志津会館についてです。

地盤が悪くて、予算よりさらに経費がかかるということで、来年度の予算として再び提出される予定になっているようですけれども、これからの方向性についてお願いいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 佐藤光康議員のご質問にお答えいたしますが、初めに、本町の観光振興について申し上げますが、本町の観光振興につきましては、第6次西川町総合計画後期基本計画の最重点目標に交流人口100万人を掲げ、基本施策をライフスタイル提供型観光の推進としまして、優先事業である体験型滞在プログラムとモデルツアーの造成や通年観光の推進、観光イベントの見直しを行い、併せて効果的な情報発信により利用客を拡大することといたしております。

議員ご指摘の新たな段階の観光としての月山スノーランドの取組や、月山湖の活用などの取組についても、第6次西川町総合計画後期計画に掲げる具体的な事業として推進してきているものであります。

さて、志津会館についてであります。町の観光振興における志津会館の位置づけあるいは役割の観点からお答えいたします。

現在の志津会館は、昭和54年3月に寒河江ダムの建設に伴う公共機能の補償として建設されたものでありまして、以来41年が経過し老朽化が進行するとともに、構造的にも不安が認

められる状況になっていることなどから新築要望があったものであり、また老朽化に伴い撤去した志津駐車場の公衆トイレの移設要望もあり、これまで地元との検討会を重ねて事業推進を図ってきたところであります。

志津会館は、町の公民館条例及び研修集会センター条例に規定されている施設でありまして、地元としても、今後の利活用については、他の地区と同様に、主な目的としては公民館や集会施設としての利活用を想定しての要望であると認識しております。

その他の利用としては、議員ご指摘のとおり、月山観光の入口機能として、臨時的には観光客が立ち寄ったときの公衆トイレ機能やバスの待合機能、観光パンフレット等の配置と併せた休憩機能、さらには地元が開催する雪旅籠の灯りの拠点施設機能を併せ持つ施設として検討されてきたところであります。

町としては、新型コロナウイルス感染症による影響が甚大である志津地区等への観光誘客の呼び戻しを図るため、できるだけ早い時期に建て替えを行い、冬の誘客拡大を見据えての通年観光の実現に万全を期してまいりたいと考えておるところであります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） では、志津会館の内部、どんなふうなものが入るのか、ちょっとお話しをお願いします。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 新たに建設、建て替えをしようと計画しております志津会館の内部構造というようなところでのご質問でございます。

現在の志津会館につきましては、繰り返しちょっとご説明申し上げておりますけれども、昔の以前に使った歯科診療所、それから保育所、それから教員住宅、これに併せまして公民館としての集会施設、それから消防のポンプ等を兼ね備えた複合的な施設利用をしていたものでありますけれども、今般考えている内容につきましては、公民館の施設として、集会機能を持つところ、それから引き続き消防のポンプ庫、それから観光客が一時的に立ち寄ることができる小さな休憩スペースというようなところで考えておまして、基本的には公民館機能というようなところを備え……失礼しました。それから、外から入れる公衆トイレ機能、これも併せて計画をしていきたいというふうに考えているところであります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 公民館の施設だということですね。観光課のほうから予算が出ていましたので、もう観光施設かと私も前回の議会で勘違いしましたけれども、中身はほとんど、

要するに実質的には公民館だということです。

西川町で公民館を造る際にどのくらいの予算規模で建ててきたのかをちょっと調べてみました。一番新しい公民館は海味公民館で、2004年に完成しまして、総事業費は7,000万円です。睦合公民館が2003年にできていまして、当時の町報によりますと総事業費が約7,000万。そして、その海味、睦合両公民館とも補助金を得ていまして、むらづくり維新森林・山村・都市共生事業費補助金3,500万円を国からもらって、残りは地方債で行っているというのが状況だったようです。ですから、こちらの公民館は半分が国の補助金で残りが地方債ですから、全額地方債の志津会館よりは町の持出しが少なかったのかなというふうに考えるわけです。

前回の睦合、海味公民館は、補助金の関係で両方とも林業振興費に計上されたわけですね。海味公民館は、土地は地元負担だということで、地区のスギを売って土地代に充てたという話を聞きました。

通常、西川町の公民館は、振り返りますと、大体7,000万円で建ててきたと。志津会館も今まで同様公民館なんだということで、今年度、志津会館は7,000万ということで踏襲したということで考えてよろしいわけですね。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 公民館として建て替えるというようなことでございまして、これまでのその建設の費用、議員からご指摘もあったところでありまして、公民館につきましては、このくらいの金額というところで規定されているものではないというふうに考えております。その地域の利用人数、それから利用頻度等々に合わせまして、それから付加する機能、その辺も十分加味して建設をしているというふうに考えておりますので、一定の金額を規定して建設しているものではないのではないかというふうに認識しているところであります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今まで、海味、睦合は7,000万ぐらいでやってきたと。その地域、地域で実情を考えて、今回、志津会館は7,000万円で予算を立てたということですね。地盤の調査をしてみると、プラス3,000万ぐらいで1億円ぐらいかかりそうだということになってきたと。

ということになりますと、結局、予定よりはプラス3,000万円かかるということで、普通数字で考えれば、この場所はちょっとまずい、もっと別な場所に変更すべきだと町も考える

のが当たり前、全て町からの予算になるわけですから、そう考えるのが当たり前のような気がするんですけども、そういう努力はなさらないのでしょうか。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 今回の志津会館の建設場所につきましては、これまでも繰り返しご説明してございますけれども、地元のを要請を受けながら、地元でも十分に検討されて、もちろん町も関わりながら検討したところでありますが、やはり場所的には、志津の特性もございまして、なかなか平場がないというふうなところもございまして、やはり冬の雪処理の関係から考えても、総合的に考えるとやはりあの場所が適当だというふうなところでのトータル的な総合的な結論というふうにご考えているところであります。

今回の想定している1億円というふうな事業費につきましては、やはり地盤の支持地盤がなかなか得られないということで、地質調査の結果によって判明したところではあります。加えて同じ場所というふうなところからすると、現在の施設の取壊し、それからやはり斜面に建てるということでもありますので、仮設の費用もかかってしまうというふうなことで増額になってくるというふうなことはありますけれども、ただいま申し上げましたように、あの場所が適地というふうなところで捉えて建設しようというふうなことでありますので、よろしくその辺はご理解をいただきたいというふうにご思います。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 志津会館、念願の志津の方々、皆さんの願いでようやく志津会館ができるということで、ぜひしっかりと造っていただきたい。ですが、一応ほかの公民館は大体7,000万ぐらいで造っているということで、できるだけほかの地区からも理解が得られるようにぜひ努力していただきたいというふうにご要望いたします。

次に、今の問題とも関連しそうな感じもありますけれども、空き家除去の問題です。特に月山観光の姥沢地区と志津地区の空き家の問題です。

志津地区に1件の大きな空き家があります。姥沢地区には2件の空き家があります。いずれも解体費用は大体400万から500万円ぐらいかかると言われています。姥沢地区は、町が補助金100万を出すということで町長が言われましたけれども、解体除去費用が400万かかるとしても、100万もらって残り300万が自己負担ですね。到底300万はこの解体除去だけではできないというのが実情だという話をお聞きしています。

やはりこの月山観光で行きますと、空き家がどっと見えるわけですね。非常にごっかりしますよね。ですから、そういうのがやはり月山観光にとって非常にマイナスだと思うわけ

す。国や県で、そういう空き家除去の補助金が出る制度というのはないんでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤光康議員の空き家除去、解体に際しての国・県等の補助金についてのご質問でありますので、お答えさせていただきます。

ご案内のとおり、ご案内と申しますか、前の定例会の一般質問の中でも議員のご質問にお答えする形で、町長あるいは政策推進課長のほうからもお答え申し上げた経過がございますが、一定の要件を満たせば補助金というのは当然受け取ることができるという制度はあると認識いたしております。

そもそも、やはり空き家といえども住宅、そういったものについては個人の財産でありますので、それに対して税金を使うというようなこととなりますので、具体的には、町のほうに寄附されて、いわゆる公共的なスペースとして使う予定であるとか、あるいは本町ではございませんが、市の中心部にあります危険住宅を解体、撤去しながら市中心部の活性化を図るとか、そういったいわゆる公共、公のための活用等を計画した中での補助金というのは国・県であるというふうには認識いたしておるところであります。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今の課長の説明がちょっとよく分からないのですけれども、去年の12月議会で私が空き家問題を質問しました。それは、山形県の県土整備部で空家等対策計画モデル計画をつくったと。これに従って各市町村でつくってくださいということで指示が来ました。これを使えば、さきの志津の空き家を、例えば除去工事費の5分の2が国の負担、5分の2が町の負担、5分の1が所有者の負担という仕組みになるわけです。ですから、もし解体除去費用が500万円だとすれば、200万が国の負担、200万が町の負担、100万円が住民の負担ということで、500万円が100万円で収まるわけです。ですから、非常に空き家解体、除去にとってはプラスになるやり方です。

町で今200万という、国が200万、町も200万かかりますから、だけれども、さっきの志津会館でプラス3,000万円増額しようということですがから、200万なんていうのはもう本当に低い額なわけです。ですが、これが使える条件というのは、去年も言いましたけれども、この計画をつくっていないとこれが使えないということですね。

ちょっと、少し長くなりますんで、ここで切ります。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ちょっと私のほうも理解不足な点もあろうかと思いますが、国の補助制度につきましては、解体後、公共利用に資する場合、国の補助金は出せますよというようなものと理解していますんで、もう少し私ども内部を精査しましてと思いますんで、よろしくお願ひします。

古澤議長 ここで、昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 空き家対策計画ということですが、その計画をつくれれば、県の出したものでは、不良住宅も除去の対象になると。居住環境の整備、改善を図るため、不良住宅、空き家住宅または空き家建築物の除却を行うという事業ができるということになっていますけれども、総務課長、これでよろしいですか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤光康議員のご質問にお答えいたします。

午前中からご指摘いただいております、国からの補助金というようなことで、その補助金の対象となる住宅、それについて、今議員のほうでおっしゃられたものというふうに思っております。

まず、1つ目にございました不良住宅というものでございますけれども、この不良住宅というものにつきましては、住宅地区の改良法という法律が基本となる法律であるというふうに捉えさせていただきながら今お聞きしたところでございます。

この不良住宅ということでありまして、この法律、住宅地区改良法によりまして、目的は、不良住宅が密集している地区の改良事業ということで、これを住宅を改良して、集団的な住宅の建設を図るということで定められた法律というふうに認識いたしております。

そういった面からまいりますと、いわゆる本町、西川町の中にあつて不良住宅が密集している地区というのは現在は該当しないのかなというふうに考えながらお聞きいたしたところ

でございます。

確かに、全国的には様々あるでしょうから、今のご質問をお聞きしながらイメージしたのは、やはり首都東京の下町辺りをイメージして、災害、そういったものから事前にいろいろな事業を組み合わせながら被害を軽減していくことを目的の一つにもしているのかなというような感想も持ちながらお聞きさせていただいたところですが、不良住宅は住宅地区の改良法という法律に基づいて申しあげましたような考え方であるというのが今のところでございます。

2つ目の空き家というのは、午前中から話になっている、やり取りさせていただいているところでございます。まさにその空き家を解体した後のいわゆる利活用ですか、それが公共的な活用に資しなければならないと、こういうことになるものでしょうから、解体して終わりというだけではこれはまかりならぬという前提条件があるというようなことで、公共的な施設ということで、解体後の利活用をしなければいけないという前提条件があるというふうに考えております。そういったことが国からの補助の対象ということで、要件として現在定められているところかなというふうに考えながらお聞きしたところでございます。

そういった国の補助をもらう、申請するには、いわゆる午前中からご指摘の空き家の基本対策計画というものをつくる必要があると。計画そのものは法律では必須規定にはなっておりませんが、補助金をもらうにはそういった計画の策定が必要であるんだろうというふうに認識いたしておるところであります。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 認識がかなり違うように思うんですね。東京の下町辺りが該当するんじゃないかと言われました。違います。空き家でしたら、空き家対策計画、山形県必要ないんじゃないですか、山形県は密集地域がそんな多くないですから。今、県内で空き家計画をつくっていないのは幾つあるでしょうか。3つです。最上町、大蔵村、そして西川町だけなんです。ほかの市町村で何で頑張ってるんですか。それは補助金をもらうからですよ。

ですから、かなり誤解が、今のお話聞きますと、この中身に関して若干誤解があるような感じがしますので、ぜひ県のほうと連絡を取って聞いていただきたい。私も県のほうに連絡しました。今のは県から聞いて、そういう3町村だけだという話でした。

それから、今残ったのが3つの町、村です。急いで今年つくっているところがあります。

そういうのは4つの市町村です。河北町も入ります。

先日、河北町の担当職員に連絡しました。お聞きしました。そうしたら、こういうことを言われました。まず空き家対策は、町として取り組むためには、やはり計画をつくらなくちゃ駄目だということになっていると。まず計画をつくれば、補助金が受けられるんだと。町民からも、何でほかの市町村で空き家解体の補助金があるのに、何で河北町でないんだという声があるんだそうです。ですから、今年今急いでつくっているんだけど、水害があつてなかなか進まないという話をしていました。ですから、そういう認識なんです。ですから、今の課長のお話はちょっと認識のずれがあるように感じます。

私、トマト栽培やっていますけれども、うちの隣の空き家からハクビシンが出てきて、もうトマトが完全にやられました。今空き家がもうそういう鳥獣被害の、そういう鳥獣の拠点になっているんですね。

ですから、ぜひ町でもしっかりと調べていただいて、町民のプラスになるような方向でじっくり調べてもらって、実施していただきたいと強く要望いたします。課長、何かありますか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま議員ご指摘の不良住宅という関係でございますが、私、先ほどお答え申し上げたのは、列挙された中の一番最初の不良住宅というものについてでございます。……大変失礼しました。

議員からただいまご指摘をいただいた中で、不良住宅、これにつきましては、一番最初にお挙げになられた項目でございますけれども、これにつきまして見解、認識を申し上げさせていただいたところでございまして、そのほかにも、議員おっしゃられたとおり、空き家というものがございます。

これは山形県内では空き家というものが多いというようなことで、空き家の基本計画、こういうものを策定しているというようなところであるわけでございますので、不良住宅だけでなく、不良住宅はこのかいわいでは少ないと思いますけれども、空き家ということのほうで、空き家の対策計画を策定されておられるというふうに考えておりますので、不良住宅だけではないというようなことで、改めてご答弁させていただきたいと思っております。

以上でございます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今いろいろ言われましたけれども、やはりもうほかの市町村ではば

んばんつくっていると。補助金を使うためにはばんばん使っているという、残り3つまで来たということです。何もプラスにならなければほかのまちでつくらないじゃないですか。つくっているということは何かプラスになるから、各市町村でつくるわけですよ。ですから、そういうプラスになるところをしっかりと勉強していただいて、ぜひ町民の利益になるようにしっかりといろいろなことを、そういう条例つくるなりいろいろなことを、計画をつくるなり、ぜひお願いしたいと強く要望しておきたいと思います。

次の問題に移ります。

質問3、町内の歴史文化施設の発信力を強めるためにということで、最近、西川町の観光ビジョンがつけられ、議員のほうにも渡りました。観光ビジョンを見ますと、真っ先に出てくるのが出羽三山山岳信仰が出てきます。現代版では、出羽三山山岳信仰で、人間再生文化産業が大事なんだと結論づけられています。具体的にどういう方向を目指すのか、ちょっとお聞きします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、全般的に町内の歴史文化施設の発信力を強めるためとありますが、町内には様々な歴史文化に関連する施設がありますが、それぞれの施設では、その施設の特色に応じた企画展示などを行いながら、ほかにはない本町のよさなどをPRして、多くの方々から訪れていただき、交流人口の拡大を図っているところであります。

そんな中で、町のよさをPRするには、何よりもここに住む町民自らが町の歴史を知り、理解し、自信を持って周りの方に「出羽三山信仰」などの特色あるまちの歴史を伝えることが大事であると考えております。

そのために、町民が町を知る、地域を知るために様々な方向から歴史や文化を学ぶ機会が必要でありまして、歴史文化学習会を継続し開催しながら、また地域へ出向いて開催する出前学習会の開催も検討しながら、町民自ら特色ある町の歴史を発信する力を強めてまいりたいと思います。

さらに、今、出羽三山の関係もありましたんですが、出羽三山も含めて、近隣市町村との連携を深めながら、そして西川町だけでなく、もう少し視野の大きな情報発信をしていくというような対応も、どまんなか観光とか、あとは月山フォーラムを含めて今やっておりますので、ご理解をお願いしたいと思っています。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 先日、本道寺に行きましたら写真がありまして、本道寺入口から月

山に登る登山道を一生懸命本道寺の方が整備されている写真が出ていました。ですから、地元の方がいろいろな形で、観光と言っていいかどうかは別にして、そうやって努力されていることを感じるわけです。

そこで、町として何をするかですけれども、そういう本道寺の月山の登り口とか、岩根沢の三山神社とか、いろいろな宝がたくさんあります。そこへのいろいろな宝、西川町の歴史、文化の宝にどうやって行けるのか、行くのかという、このつなげ方、町として、西川町に来た方にそういう場所につないでいくという仕事が町の仕事になるのかなというふうに思うわけです。そういうところでは、西川町歴史文化資料館というのは非常に、そこしか町の歴史文化資料館ありませんので、非常に大事になってくると思うわけです。

今回、今年、コロナ危機でも900人ちょっとの入館者がおられたということで、郷土史の調査員の方が1人で頑張っておられる。それに集落支援員の方、そして地元の方も手助けしながら一生懸命頑張っていらっしゃるわけですね。

先日、真室川の歴史民俗資料館を紹介しましたがけれども、真室川民俗歴史資料館ではどのくらい人数が入ったかと聞きましたら、1,200人だそうです。ですから、真室川歴史民俗資料館で1,200人、西川町は900人です。すごい頑張っているなということですね。そういう、本当に地道に頑張っていらっしゃると思います。

そこで気になるのは、山形新聞で美術館・博物館めぐりというのがあります。毎週出てきます。ここに西川町の歴史文化資料館が出てこないんですね。いろいろな催し、企画展をやっていますけれども、こういうのが出てこない。なぜここでこれ出さないんでしょうか。

古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

奥山生涯学習課長 ただいまのご質問の件でございます。

新聞の掲載欄等につきましては、十分な把握ができていないというのが今のところ現状でございます。ただいまご指摘いただいたことにつきましては、担当課の中で早急に確認をして、今後どのようにしていくかというような検討を進めてまいりたいというところでございます。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 先日、歴史文化資料館に行きましたら、私の同級生が砂金を寒河江川から取って、それを展示しているんですね。ちょこっと会いまして、それだけで数万円だという話をしていましたけれども、それも展示されていました。

ですから、今いろいろな企画展をやっています、非常におもしろいんです。でも、それを町民の方はほとんど知らないんじゃないでしょうか。町民に知らせる努力はどんなふうになさっているのでしょうか。

古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

奥山生涯学習課長 文化資料館の中におきましては、様々季節ごとに区切りましての企画展、それから常設展など行っております。まずはお知らせ版、それから町のホームページなどを活用して、またチラシなどを作りまして各施設などに配付するなど、そういった周知に努めているところでございます。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） さっき荒木議員からもありましたけれども、12月から3月まで、4月までですか、休館すると。なぜ冬期開けないのだということもありましたけれども、やはりそれもぜひ、冬だからこそ町民の方が行ける、農作業がないので行けるといいう方もいらっしゃると思うんですね。ですから、そういう挑戦をなさっていただきたいというふうに強く思います。

生涯学習課長さんにばんばん言うのは非常に心苦しくて、この前も歴史文化資料館の方が、生涯学習課の課長はよく来るんですよと言われていました。ですから、いろいろな課長、館長を兼任されながらも、課長さんは結構足を運んでいらっしゃるんだそうですというお話をお聞きしました。ですので、やはりそういう兼任しながらということはやはり難しいと思うんですね。

ですから、先ほどのこの山新にも全然出していないとか、そういうことがもう回らないと思うんですね。ですから、やはり観光ビジョンで、出羽三山信仰、そして人間再生文化産業をうたうのであれば、最低こういうことは必要だ、歴史文化をしっかりと、この資料館を充実させることが必要だと思うんですね。

そういうところで、前回も言いましたけれども、今の歴史担当調査員の方を館長にしてもいいでしょうし、そういう事務局員を、集落支援員の方を事務局長にしてもいいでしょうし、そうやってぜひ充実させていただきたいと思います。

それから、NHK大河ドラマです。2022年、鎌倉殿の13人ということで、鎌倉時代が舞台になります。三谷幸喜が脚本で、演出は朝の連続ドラマで演出を担当した吉田さんが担当するというので、多分すごい人気が出てくるんだろうと思います。

鎌倉殿の13人ということは、西川町も非常に関係があるわけですね。大江親広が吉川に来て来年800年だそうです。ですから、そういうのもあるということで、非常に大江家が脚光を浴びて、多分どこかテレビに出てくるでしょう、そういう状況なわけです。

ですから、そういう何か明るい希望もありますし、ですからぜひ歴史の専門的な方を、今1人委嘱した方でおられますけれども、やはり必要なんじゃないかと。ただの薄っぺらで、ただ造りましたじゃ駄目なわけですね。いろいろな方が研究者も来られます。ですから、それに堪えられるようにぜひ歴史の専門家の方を1人置いていただきたい、それから館長さんを置いていただきたいということで思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 この議会の中で、いろいろな職種について専門家、または専任職員の常駐をというようなことでお伺いしておりますが、やはりそれには町全体の財政的な面もありますし、今の歴史資料館につきましては、まだ開館して1年ということもあって、先ほどありましたように山新への博物館の展示の広報や、そういったものを含めて今後さらにいろいろな研究をすべきだと思っていますし、あと先ほどありましたようにNHKの大河ドラマ等々も含めて、そういった面も含めてですが、あそこに歴史資料館を造った、そのために造ったわけではありませんが、そういった面で明らかになってくる部分もありますんで、そういった意味では今後、さらに職員の配置等も含めて、生涯学習課が今管轄しておりますが、いろいろな博物館、大井沢の博物館もありますんで、そういった面も含めて全体的な人員配置と申しますか、職務分担、こういったものも含めて今後考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 次の質問に移ります。

地域おこし協力隊を活用して積極的なまちづくりをということで、役場職員が減少している中で、国が財政的負担をしてまちづくりを支援する地域おこし協力隊の活用は非常に重要です。この制度をいかに上手に活用するかは町の力が試されるというふうに考えます。

さっき、荒木議員の質問である程度の話は分かりましたけれども、現在の協力隊の人数、あと何年目か、そして今募集しているのかどうかあたりを中心にぜひお願いします。

古澤議長 答弁は、この質問1に対する答弁を小川町長。

小川町長 質問が非常に断片的というところなんですけど、通告がありました質問の内容から推察してご答弁を申し上げますので、よろしくお願い致します。

地域おこし協力隊のこれまでの状況とこれからの方向性についてということでもありますんで、これは今議員からありましたように、先ほど荒木俊夫議員のご質問にお答えいたしましたものと重複することになります。改めて、地域おこし協力隊のこれまでの状況とこれからの方向性についてお答えいたしたいと思っております。

本町の地域おこし協力隊については平成23年度から採用を始めておりまして、以来今年度まで14人の方が本町に赴任され、様々な活動を行っていただいております。

当初、西川町における地域おこし協力隊の活動は、各地区の集落点検や地域行事、コミュニティ活動の応援や住民の生活支援、暮らしにおける課題探しなど、地域の応援のような役割を担っていただいておりますが、このため、協力隊の活動期間3年間のうちに本町に定住できるようななりわいを見つけることが難しく、町内に定着する方はいない状況でありました。

これまでの14人の方のうち、3年間の任期満了まで活動いただいたのは5人、任期途中で戻られた方が5人、現在地域おこし協力隊として活動されている方が3人、そして任期満了後も本町に定着されている方が今年初めて1人出ている状況であります。

地域おこし協力隊の施策の狙いは、都市住民から地方に3年間移り住んでいただきまして、その期間において様々な地域活動を経験する中で、その地域に必要とされる職業や、自分のやりたい生き方を見つけ、その地域に定着し、地域の担い手として活動していただくこととされております。

以上のことから、本町における地域おこし協力隊の活用については、その任期後においても、地域の担い手として定着いただけるような仕事に従事される形で募集を行ってまいりたいというふうに考えております。

そして、地域産業を支える担い手として、特に農業や観光業など、担い手不足に悩んでいる本町産業の重要な分野に新たな活力を注いでいただけるような意欲ある方を募り、活躍いただきたいと思いますと考えております。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 確認ですけれども、3年目の方結構多くて、来年の春になれば、もう今うちの町の協力隊員は台湾出身の方だけになるということですね。それから、今新しい募集はしていないということによろしいですね。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの佐藤光康議員のご質問、現在の協力隊の募集の状況並びに来年度における協力隊の人員ということでお答えいたします。

来年度において、町長から答弁申し上げたとおり、現在3名の方が地域おこし協力隊として活躍いただいております。議員ご指摘のとおり、来年任期満了になる方がそのうち2名いらっしゃいます。4月と6月ということで、ご指摘のとおりインバウンドのほうにご尽力いただいている方のみが残って活動いただくというような現在の状況です。

そして、今現在、地域おこし協力隊、新たな募集は行っていないような状況であります。

以上です。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 町ではお金がないということで、新規、来年の採用もしないということで、だんだん縮小の方向かなという感じもしますけれど、やはり国から出してくれる協力隊員、国から財政が来るわけで、これを使わない手はないと思うわけですね。

例えば、川西町です。今年2月に報告会しまして、町報に載せました。7人の地域おこし協力隊が報告して出ていると。いろいろな方おられます。地域づくり担当から、農業研修生、食文化プロモーション、いろいろな場所に、地区に入っているいろいろなことをやっていらっしゃる。川西町では、平成23年から県内最多の27人を受け入れたと。うち10人が町に定住したということが書いてあります。

やはり、だんだん今、西川町も高齢化して、やはり活性化、若い力を、ほかの町の若い人の力も借りてやはりもうやらないと、あと5年、あと10年で本当に厳しくなると思うんですね。ですから、今から5年が勝負みたいな感じがするわけですよ。ですから、ぜひこういう点では町で挑戦していただきたいと。新規募集はないそうですけれども、ぜひお願いしたいと思うわけです。

今年3月ですかね、奇跡の集落ということで、私もたまたま本があるんですけども、コクワの調査でちょっと行ったときに、隣にこの新潟の池谷集落というのがあって、そこが地域おこし協力隊でやっているということで、ちょっと読みましたんで、もう行こうということで行ったんです。

京都大学出身の方がこの池谷集落に入って、そこに住みついて、そして奥さん、東京の方ですけども、何かこんな田舎に行くのは嫌だと最初言っていたそうですけれども、やってきて、今子どもが生まれてということで家族で暮らしています。一生懸命地域で頑張っている。限界集落への挑戦です。そこにある若い方が来ていまして、俺も地域おこし協

力隊やろうと思っているんだという話をしていたんですよ。

この池谷集落という場所は本当に田舎で、棚田という、田んぼがずっと棚田のようになっているのがありますけれども、そこで有名だという話を聞いていたんですけども、棚田なんてないというか、田んぼがあって、山があって、また田んぼがあってということで、何がこれが棚田なんだろうと思いましたけれども、本当に何も景色もよくない。何で来るんですかって聞きましたら、いや、ここは田んぼがあって、畑があって、堰があって、水が流れて、それだけでいいんだと。それだけでいいんだそうです。そういう普通の自然の生活がいいんだということを言っていました。この地域おこし協力隊の方が来られて、じいちゃん、ばあちゃんが畑で仕事をしていると、じいちゃんすごいね、これ何しているの、ばあちゃんすごいねと。自分たちが普通に暮らしていることが、若い方たちにすごいね、すごいねと言われると、何か私たちってこんなすごいことしているんだとあって気持ちになるという話をしていました。

ですから、やはりこの価値観、西川町にずっといるとよく分からないんですけども、そういう西川町っていいんだよという、特に今コロナ危機の中で、西川町で野菜を作って、そしてそれを実際に食べられて、本当に幸せなことだと思います。そこら辺の価値観が今変わりつつあると思うんですね。

ですからぜひ、こういう西川町の限界集落がたくさんあります。あと5年で一体どうなるんだろうという場所があります。ぜひ挑戦していただきたいと思います。

地域おこし協力隊では、8月、最上町の地域おこし協力隊の方と話す機会がありました。一人の方は山形新聞の日曜随想で書かれている山崎さんという方、温泉に嫁さんに行った方です。それからもう一人は、地域おこし協力隊で最上町にやってきて町会議員になられて、トップ当選なさった方2人からお話をお聞きしました。

一番地域おこし協力隊で募集で大切なのは、その町のアピールだと。一体何、どういう若者が欲しいのだ、どういう人が欲しいのだと、町はこういうまちづくりをしたいから、ぜひこういう方に来てと、そういう特化した形で募集する、それがすごい大事だと。要するに、今、いろいろな町でもう国からお金をもらえるとということで、ばんばん地域おこし協力隊を使っているところが増えていきます。ですから、アピールの競争なわけですね、ある面では。だから、そこら辺でやはりアピール力が問われるというふうに言われています。

例えば、さっきの川西町ですね。今募集しているのが東沢地区農業研修生を募集しています。それから、ダリア栽培支援員を募集している。もう一人、かわにし森のマルシェ運営支

援員を募集している、3名を募集しています。こういう形で、これはぜひやってほしい、そういう町ではこの人が欲しいんだというアピールをどのくらい西川町がやれるかという、この力にもかかっていると思うんですね。ぜひ町長、そういうことに挑戦されませんか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず冒頭に、予算がないから協力隊を募集をしていないのかというようなことをお聞きになりましたが、決してそうではありません。これは、議員おっしゃるように国の特交でまいりますんで、それを十分に活用して、これまでも活用してきたわけでありまして、ただ現在のところ、さっき課長は募集していないとっておりましたが、現在のところはまだそこまで至っていませんが、間もなく来年度の予算編成に入りますんで、それと併せて検討したいというふうに思っていますんで、よろしくをお願いします。

特に、これまで西川町に十数名の協力隊がここに在住したわけではありますが、残ったのが1名でありまして、その原因は、やはり派遣期間を3年間終えてから、要するに確実な収入がなくなるというようなこともあって生活できない、そういったことであります。特に西川町は、一番最初の派遣につきましては、協力隊につきましては、まず各地区の地域づくりと申しますか、地域の行事、こういったものに対して協力いただく。ですから、その収入に、あるいは生活できるような環境をつくるというようなことをございませんでしたので、そういった結果になってはいますが、その後、今、大井沢には紙すき、それからあと籠作りとか、そういった職種を限定しながら今やっています、こういったものを今後続けていきたいと思っています。

そして、国全体であります、協力隊につきましては非常に、今議員がおっしゃいましたように、川西、最上等につきましては定着率がいいというような成功事例がありますが、その反面、失敗事例と申しますか、残らなかったというのが半数以上だと聞いておまして、そのために、国のほうで今、年間を通じて、そういった派遣職員もそうですが、今こういったコロナもあるわけではありますが、年間を通じて一つの業種に限らないで、ずっと収入を得られるような、派遣職員と申しますか、そういった制度をつくるというようなことで、この令和2年度から特定地域づくり事業協同組合制度というのを国のほうで創設したわけであり、ます。

これは要するに、その地域で、町がやるんじゃないですが、その地域で協同組合をつくって、そこで職員を抱えて、そこからいろいろな職種に派遣する。ですから、西川町のような、例えば夏ですと稲作とか農業の派遣をして、冬、農業の仕事がなくなった場合は、土木会社、

土木会社は駄目なんです、冬の啓翁桜の出荷作業に併せて1年間ずっとくまなく収入できるような、そういった派遣をできる協同組合、こういったものをこの令和2年度から創設しておりまして、まさにこれは西川町のような1年間を通してできる、収入を得られるような職業が少ない地域にとって非常に有効なものだと思うんです。ですから、こういったものと連動しながら今後は考えていくべきだというふうに思っています。

ただ、やはりできれば農業で定住してもらいたいんですが、ただ農業は1年1サイクルでありまして、3年間の中で農業を全て熟知できるというのは非常に、そのために機材等の準備やら、そういったものが必要ですんで、そういったものを含めて、協力隊の派遣期間が終わっても、職業がきちんと、自分の職が得られるような、そういった環境をまずつくるべきだと思っていますが、ただ、先ほど言いましたように、決して町のほうでこの制度を使わないというわけではありませんで、この後、予算編成の中で、そして早目に決定しながら、来年度のその後の対応をしたいと思えますんで、よろしくをお願いします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員、残り2分ぐらいで取りまとめをお願いします。

3番(佐藤光康議員) やはり定住しなかったから失敗だったということじゃないと思うんです。

例えば川西町では、井上ひさしの遅筆堂文庫に来られて、この方はガーナで海外協力隊員をやられて、それで来て、そこでまたステップアップしてまた次の段階に行くという方もおられるわけです。

ですから、そうやってできるだけ、結構財政厳しい中で、そういういろいろな方たちを町で要望して、ぜひ来てほしいという、町がいかにか希望するか、アピールするかだと思うんですね。ぜひそういう町としてメッセージを出すということで頑張っていたきたいと思えます。

以上です。

古澤議長 以上で、3番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

菅野 邦比克 議員

古澤議長 続いて、4番、菅野邦比克議員。

〔4番 菅野邦比克議員 質問席へ移動〕

4番（菅野邦比克議員） 4番、菅野邦比克です。私からは、今日2項目について質問させていただきます。

最初に、職員の営利企業との兼業というか兼務についての質問です。

9月の定例議会において、商工観光課の職員を一般社団法人月山朝日観光協会との兼務発令をしているという答弁がありましたが、これについて兼務発令の背景や狙いについて質問いたします。

質問1、公務員の営利企業との兼業についてできるのかどうか、まず質問させていただきます。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 初めに、本町の観光振興全般に若干触れてみたいと思いますので、よろしくお願い致します。

観光振興に関する業務につきましては多種にわたりますが、本町ではこれまで、町と一般社団法人月山朝日観光協会の役割を明確にしながら、観光イベント、施設整備、交通アクセス、町全体の効率的なプロモーションや情報発信等に係る部分については町が行い、それ以外の直接的な誘客につながる観光、誘客、企画や営業、現地での観光案内などについては月山朝日観光協会が行うなど、役割分担を明確にして業務を行っております。このことは、平成30年策定しました西川町観光ビジョンにも明確に記載し、推進しているところであります。

なお、議員ご指摘の商工観光課の職員の月山朝日観光協会との兼務発令については、月山朝日観光協会会長からの発令であり、町、私からの発令ではないこと、商工観光課の職員が月山朝日観光協会から報酬を得ていないことについてご理解を賜りたいと存じます。

それでは、質問の1点目ですが、公務員の営利企業との兼業についてであります。初めに、地方公務員の営利企業への従事についてであります。

地方公務員の営利企業への従事については地方公務員法の規定により制限されており、職員が、商業、工業または金融業、その他営利を目的とする私企業の役員等の地位を兼ねる場合、自ら営む場合、報酬を得ていかなる事業、事務に従事する場合、これらの場合には任命権者の許可を受けなければならないこととされております。

この制限が設けられている目的は、地方公務員法が規定している職務専念義務との関係、職務の公正の確保及び職員の品位の維持があるとされております。

次に、地方公務員法が規定しているその他営利を目的とする私企業についてであります。

営利を目的とする私企業については、株式会社をはじめ、会社の構成員である株主へ余剰利益を配分するなど私人の財産的利益の増大を目的として、継続的・計画的に経営されるものでありますが、昭和26年5月に発出されております行政実例において、農業協同組合及び森林組合などは、実質的には営利企業類似の行為も行っているが、それぞれを規制する法律で営利を目的とはしないこととされているため、この場合の営利企業には該当しないとされています。

次に、一般社団法人月山朝日観光協会についてであります。一般社団法人月山朝日観光協会は、平成20年12月に施行されました一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された法人であると認識しております。

一般社団法人は、営利法人である株式会社などと同じく収益事業や共益事業なども行うことができますが、同法では、社員に剰余金または残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない旨が規定されておりまして、設立者に剰余金または残余財産の分配を受ける権利を与えることはできず、そのような趣旨の定款は無効になるとされております。

このことから、月山朝日観光協会では、今後の収益性や公益性を考慮した事業展開を行うため十分な検討を行い、非営利法人としての一般社団法人を選択されたものであり、この場合の営利法人には該当しないものと考えております。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 法律的には、今町長が申し上げたとおりでございますが、一般社団法人月山朝日観光協会は旅行業の認可を取っておりまして、旅行業というのは営利企業であると思います。非営利企業であれば、税務署の、あなたの一般社団法人は非営利企業ですというふうな承認を受けているはずなんですけれども、それは受けていらっしゃいますか。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 一般社団法人月山朝日協会の法人格の取得の関連でございますけれども、町長が申し上げたとおり、一般社団法人には、手続を経まして、非営利法人と、それから普通法人というようなところで分けられているというふうに認識しておりまして、法人税法上においては、我が一般社団法人につきましては、営利を目的としない非営利を徹底した法人ということで認められる中で登記も完了しているというふうに思っておりますので、基本的には収益事業があった場合につきましては、金額によりまして法人税等発生するわけであ

りますけれども、基本的な位置づけといたしましては、非営利法人というような形で登記が完了しているというふうに認識をしております。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 非営利法人であれば、だから先ほどお話しした税務署の非課税認定の扱いを受けているのかどうかというのが私の質問だったんですけれども。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 税務署とも協議を既に終わっておりまして、そういった中において、本協会といたしましては、非営利法人というふうなことでの認識をいただいているというふうに思っております。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 認識でなくて、非課税扱いだということであれば、税務署から5年間の非課税の期間が受けられるんですよ。ただ認識だけでは、いわゆる収益部分について課税扱いされますので、課税扱いされるということは営利企業でしょうということを私は申し上げているんです。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 一般社団法人につきましては、基本的に収益事業につきましてはできるというふうになっているというふうに思っております。

ただ、定款に、ただいま町長が申し上げましたけれども、剰余金については配分をしない、それから万が一解散したときには、剰余金については地方公共団体に譲与するというふうな条項をしっかりと定款のほうに定めていれば非営利法人というようなことで認められるというふうになっておりますので、そういった観点から、そういった一般社団法人を選択しながら法人格を取得したというような経過になっております。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） その答弁は一般社団法人では間違いありません、剰余金とか、こういうのはね。私が言っているのは、何回も言うように、税務署からの認定を受けているんですかということなんですよ。受けていなければ、これから申請、いろいろ書類出して申請をして、やはりちゃんと受けておくべきでないかというふうなことだろうと思うんです。でないと、物販したり、旅行業で働いた分について課税されるというようなことで私は言っているんで、課税でないというのは、総体的な売上げの事業の2割以下ぐらいであれば収益事業とはみなさないというようなものもあるので、だけれども、それは税務署の書類を見た上

での認定になりますんでね、その辺は受けていたのかどうか。受けていなければ、受けていない、それでいいんですよ。だからこれから申請しますというようなことをおっしゃっていただければそれで結構だと思いますけれども。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 ちょっと正確な認識がこちらございませんけれども、昨年9月に法人格を取得いたしまして、一旦税務の関係の申告については1回目は終了しているというような状況になっております。

何回も申し上げますが、非営利法人型の一般社団法人としての当観光協会ではありますが、もちろん収益事業も行っております。これに対しましては、当然、収入額に応じては法人税が発生するというふうな認識でおりますので、税が発生するというのももちろん想定をしているわけでありまして、それに対する今後予算化もしなきゃならないというふうにも思っておるところであります。なお、現状において許可を得ているかということについては、ちょっと後ほどご回答させていただきたいというふうに思います。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 先ほど来、非課税法人だということなんだけれども、今回は収益事業もあるという回答ですので、多分税務署の承認を取っていらっしやらないんだと思うんです、実際はね。だから、取るものはちゃんと取っていただいたほうが後々いいかと思しますので、その辺の認定は各社団ではできませんので、ぜひそういう手続をしていただければよろしいかなというふうに思っております。

一般社団については、平成27年から28年頃から法人化、法人化ということで、観光協会の法人化の運動が全国的に進んでおりまして、その一環の流れの中でいろいろやっているわけですが、法人化の目的というのは、今まで役場の組織にあった観光協会ではできなかったものを、一般社団に、民間にして、それでもっていろいろなものを物販やったり、いろいろな販売やったり、それから旅行業の案内をしたりというふうなものを目指して、できれば経費も削減していくというような各自治体の思惑があるわけです。

ですから、観光協会の組織、兼務要請があつて兼務しているということなんですけれども、大体、全部は見たわけではないから分からないですけれども、大体は一般社団にしたとき、会長は今までですと首長さんがやっておったわけですが、今度民間の方の会長さん、事務局長に町からいわゆる出向しているのが多いんですね、どこでも。事務局長が出向して事務を取り扱う。それで、職員は社員として、募集したり、今までの方であつたり、それが

ら人件費対策であれば、そこに先ほどから話になっている地域おこし協力隊、そこに2人とか3人を入れて一般社団を運営しているというところもあるんです、実際はね。

だから、考えようによっては、町民の方々からいろいろなお話いただきますけれども、やはり誤解のないような形で進めたほうがいいのかなというふうな気がしておりましたので、ここで観光協会をどうしよう、ああしようと私は思っておりません。一般社団になって民間になったわけですので、どんどんと活躍してもらいたいというふうなことがあるわけです。

ですから、出向扱いをしなかった理由というのは何があったんですかね。兼務しなきゃならないというのは、そこをちょっと。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 兼務でなくて出向というようなことでありますが、特に考え方はなかったのではないかとこのように思いますが、ちょっと若干説明させていただいてよろしければ、月山朝日観光協会が法人格を取得した理由につきまして若干整理させていただきたいというふうに思っております。

法人格とした理由につきましては、明確に整理しているというふうに思っております。

前提といたしまして、観光協会の役割につきましては、町外、県外あるいは海外からの町内の観光施設や宿泊施設、さらには飲食店などに多くの観光客を呼び込むというふうなことにあるわけでありまして、多くの町外からの観光客を呼び込むことによりまして、町内の経済をリードしながら、観光産業はもちろん、他産業へも波及していこうというのが観光立町の本質であると考えておきまして、近年におきましては観光からの総合産業化という形で計画にも盛り込みながら推進しているというような状況になっております。

一方、観光協会の自律につきましては長年議論されてきた経過がありますけれども、観光協会の財源につきましては、その多くが行政からの負担を仰いでおきまして、事務局も兼務するというような形の運営となっているところであります。そのことを考えれば、前から話がある自律という形にはなかなか当たらないと、不可能だというふうな状況で考えております。

そういったような中におきまして、観光協会が将来自律していくためには、大前提となる将来の誘客を拡大していくということと併せまして、協会自体の経営努力、財源確保の仕組みづくりと努力が求められるというふうに考えておきまして、このことが可能となった場合に初めて自律や独立が見えてくるというふうに考えてきたところであります。

協会といたしましては、このことを踏まえながら、観光誘客を増加する取組に加えまして、

財源確保の仕組みづくりが必要だというふうに先ほども申しあげましたけれども、具体的には宿泊や運送、ガイドなど旅行サービスの手配を行うことで報酬が得られる体制を整備することが重要なことであるというふうに認識してきたところであります。

一昨年1月、平成30年1月であります。旅行業法が改正になりまして、観光協会が報酬を頂くためには、ランドオペレーターという旅行業サービス手配業の登録が必要になったところであります。そして、この登録に当たっては法人格を有することが必要であるとされておりまして、これまでは任意団体でありました観光協会といたしましては、多くの観光客を誘客するためにも、また観光協会が自律するためにも法人格を取得する必要が出てきたというふうな経過があるわけでありまして。

このことを受ける形で、昨年9月に法人格を取得しながら、11月には旅行業の登録を完了したところであります。このことによって、自律に向けた基本的な体制が整ったというふうに考えているところであります。

また、法人格の取得につきましては、当面は引き続き行政からの財政支援、それから人的支援、事務所の支援などが必要であるというふうなことでありますので、先ほども申しあげましたが、非営利型の法人を前提にしたところでありまして、今後の活動のしやすさなどから、非営利性が徹底された法人としての一般社団法人を選択して、定款に先ほども申しあげた要綱も盛り込みながら、これまで手続を済ませながら法人格を取得したというような状況になっております。

したがって、観光協会が取得しました法人格につきましては、町全体の誘客拡大による町内経済の底上げを図るため、また将来観光協会が自律するための営利を目的とした普通法人じゃなくて、非営利目的とした非営利法人であるということについてまずご理解をいただいております。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 設立については、先ほどというか、今答弁のとおりだとは思いますが、今、自律という言葉が出ましたので、自律についてちょっと質問させていただきますけれども、観光協会に町の職員が兼務するということは、かえって自律にブレーキがかかるというか、いわゆる人、物、金、それから場所、事務所ですよね、全部丸抱えの協会というのは、自律というふうな点についてはまだちょっと、一般の会社というのはもう、社団法人とか法人にすれば、そこからもう収益事業に走っていますので、物、人、金、全部なんていうところはないわけですよ。

だけれども、観光協会だから特別な事情があってということも分かりますけれども、後に出てきますけれども、また申し上げますけれども、そういった点で観光協会の職員が兼務、商工観光課の職員が全員兼務しているということは、いろいろな入札とか、あるかどうか分かりませんが、そういった場合にも不公平が生じませんか。内容を全部知っているわけですから、そういった面では切り離さないと駄目なんです。町長は、どう考えますか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず基本的には、議員のおっしゃるように、自律に関しましてはまさにそのとおりだと思っています。

ただ、これまでの観光協会と町との関係であります。私も15年前に産業振興課長を拝命しまして、農林、商工観光、全て一つの課でまとめてやったわけですが、そのときにまず手がけたのは、観光関係で手がけたのは観光協会の自律であります。そのために、役割分担、要するに町がやるべきもの、観光協会がやるべきもの、こういったものを振り分けして、まず組織的にはダブる部分もありますが、その中できちっとそれぞれの職員の業務分担をやっていこうというようなことで、そして、ある程度までまとめ上げて、観光協会の会長との話をやって、そろそろ組織だけでも自律というような形にしたらどうだというような話をしたんですが、当時の観光協会の会長はまだ時期早尚だというようなことで、ずっとこれまでもありまして、やっと今回、制度的にも自律ができたわけですが、やはりこれらの経過を見ますと、どうしてもその辺の役割分担と申しますか、責任度合いと申しますか、そういったものが不明確な面がまだまだあると思っています。

ただ、先ほど申しましたように、これまでの大きな課題でありまして、まさにあのとき感じましたのは、町と要するに対等に渡り合える観光協会をつくろうと。要するに、あの当時は商工観光の観光計画がそのまま観光協会の事業計画のようなものであったわけでありまして、そして、それに伴う事業についても、町の予算をただ使うだけ。そうではなくて、観光協会がやるべきものについてはきちっと事業計画を立てて、そして町と対等に渡り合って予算を獲得するというような、そういった体制をつくろうということになったんです。

ですが、先ほど言いましたようになかなか駄目だったということでありまして、そういった長い経過もありまして、今回できたわけですが、まだまだ未熟な点が非常に多いと思っています。ですから、それら未熟な点は一つ一つ解決しながら、これからまさに自律した観光協会にしていきたいと思っています。議員から先ほど来言われておりますように、まだまだ手続と申しますか、税法上のものとか、そういったものについて未熟な点がありま

すんで、ぜひ皆さんからも、まずは、西川町、観光立町という中でこれまで進んでおりますんで、観光が大きな産業でありますので、観光を育てていくことは西川町を育てていくということでもありますんで、ぜひとも、まず一人一人の皆さんが、我々もそうですが、お互い手を取り合って、まず観光協会を支えていく。そのために一つ一つ問題を解決していくというようなスタンスでお願いしたいと思っています。

以上です。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 観光を盛り上げていくというのは、私も全く同じで、何も異論はありません。こういう社団にした、いろいろな社団の形態があるというようなことも分かるし、一般社団で兼務できるというのは、いわゆる地域貢献が絶大なその事務の量を誇るといふみたいなときには営利企業であっても兼務できるというようなことがありますので、それ以外はなかなか誤解を生みやすいというか、収益事業に対して何で役場の職員が全員観光協会なんだというふうなことがやはりこう聞こえますので、そういった誤解のないようにということで私は代表してちょっと説明、質問しているわけですがけれども、その辺が、ちょっと聞くとあまり煮詰まっていらないのかなというような気はしますけれども、時間もあれなんで、次の質問に移ります。よろしいですか。

職員の兼業の許可というふうなことで、内閣官房で第11条にあるわけですがけれども、許可しない取扱い、いわゆる兼業のため、時間を割くことにより職務の遂行に支障がある、要は兼業、今の場合ですとの観光協会の方と商工観光課の職員というのは同一の仕事をしているわけですね。ですから、一般社団の設立したいいろいろなのを見ても、商工観光課の仕事はまた別にあるというようなことで、商工観光協会のほうに設立してみんな任せたとしても仕事は別にあると。

私も思うには、商工観光ですので、商売している人の商、それから工業、いわゆる前からちょっと言っています企業誘致、どこまで、どうなんだ、リストはあって何回ぐらい行っているんだとか、そういうふうなもの、そして観光だと思えますけれども、月山朝日観光協会に全員がその兼務発令というのは、どうしても観光のほうに重点を置き過ぎていないかというようなことがありますので、企業誘致も前から言うように非常に難しいです。これ簡単に来ませんけれども、この前、何社ぐらいありますかといったらゼロですということだった。それはそれでいいんですけども、やはり努力して、企業が1社でも2社でも来れば、そこに働く人、それから子どもさんでも、またそこに結婚すればというようなことで期待し

ているわけですが、ある程度バランス取っていただいていたほうが、観光協会に議員が兼務発令というのはちょっといかなんだかなと思っておったんですけれども、それはもう一回ちょっと聞いてみます、兼務発令。商工観光課のバランス的なものについて、町長、お願いします。

古澤議長 2番目の質問に対して、答弁、小川町長。

小川町長 まず通告があった関係からご説明申し上げますが、内閣官房令第1条についてありますが、議員ご指摘の内閣官房令につきましては、昭和41年総理府令第5号として発出された職員の兼業の許可に関する内閣官房令と理解しておりますが、その第1条では、特別の利害関係がなく、またはその発生のおそれがなく、かつ職務の遂行に支障がないと認めるときに限り、職員の兼業を許可することができると規定されております。

本町では、昭和46年3月に西川町職員の営利企業等従事の許可の基準に関する規則を施行しまして、内閣官房令と同様に、任命権者の許可の基準等について規定しております。

一般社団法人月山朝日観光協会につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地方公務員法が規定する営利企業には該当しないものと理解しておりますので、内閣官房令、そして西川町職員の営利企業等従事の許可の基準に関する規則の関知するところでないと考えております。

そして、先ほど質問ありましたように、商工観光課ということで、観光に重点が置かれた職務体制になっておるのではないかと、そして商工が手薄なのではないかというようなことでありまして、そういったことも踏まえて、踏まえてというのはあれなんです、この令和2年度から商工労政係というような係をきちんと分離しまして、以前ですと商工観光係というようなことで、商工担当というのは職員1名を配置しておったんですが、今回は係長も含めて、職員も1名、2名体制で商工労政係というようなことでしておりますので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） もう一つ、単純な質問であれなんですけれども、兼務している関係で、商工観光課と月山朝日観光協会が同じようにやっているわけですが、この仕事の指示命令というのはどっちが出しているのか。例えば、役場のほうから観光協会に指示してこれやれ、これやれと職員に対して指示命令をするのか、それとも月山朝日観光協会の方が役場の職員にこれやってくれ、あれやってくれという指示を出すのか、その辺の同じ仕事をしている場合、あともう一つ、万が一けがしたときの労災というのはどういう扱いになる

のかちょっとお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 課の、それから観光協会の指示命令系統でございますけれども、私も観光協会の事務局長というような形で兼務発令をいただいておりますので、もちろんその行政側の指示、係の業務についての指示については課長として私も指示をしておりますし、兼務発令の関係からすると、観光協会の職員に対しても併せて行っているというような状況にもありますし、あと観光協会の事務局長の立場から、兼務、兼務になっている関係もございますので、職員のほうに指示を出すというような場合もあるというふうなことでございます。

労務の関係につきましては詳細ちょっと把握してございませんので、こちらちょっと後からご答弁させていただきたいというふうに思います。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） ちょっとあまり回答は分からなかったんですけども、兼務するとそういうようなこともいろいろ問題があるというのが分かってくるわけですよ。役場の職員が民間企業に指示命令出して、先ほど言ったように仕事をしなさいとかというふうに普通はあり得ないし、民間企業が役場の職員にこれやれ、あれやれなんていうことはできないはずですので、その辺はやはりきちっと独立して、兼務なんていうことは外していただいて、観光協会の職員が足りなければ、先ほども言ったように地域おこし協力隊の活用なんかも大いにやはりやっていただければいいのかなというふうな気がしておりますので、先ほどの労務管理、労災についてもまだ検討していないというようなことですので、これはあまり、この後突っ込んで何もならないので、一応検討していただきたいというふうに思っています。

あと、時間の関係で3番目行きます。

この月山朝日観光協会は民間営利企業になっており、役場内で営利業務を行うことはできないのじゃないですかというふうなことで、いつまであそこに観光協会の事務所を置かれるわけですかというような質問、前から出ておったわけですけども、佐藤仁議員も定例会で言っているし、決算議会、それから課の決算の説明会の折も質問したわけですけども、当分の間、当分の間ということですけども、例えば、農業関係で一般社団設立して、そこに関係が深いので、産業振興課の職員全員兼務発令だと。だから、役場の事務所貸してくれなかったら、貸せますか、事務所。そういうことは観光協会には貸す、一般のこちらには貸さないなんていう二重基準なんてありっこないので、その辺はだから厳しく、一旦出たらどこ

の、観光法人になった先も、いろいろな文化センターとか何とか集会所とかと、改良してここに入れてもらってやっているというのは結構多いわけで、誤解を受けるわけですよ、営利企業のもう一部をやっているのではということ。

役場の仕事というのは、やはり事務手続とか行政手続、いろいろな面をすることですので、商売かかったところがあるというのは誤解があるので私は言っているわけで、本来であれば、来年度中、来年度というか、年度あたりにちゃんと対処してもらえればすっきりするのかなと思いますけれども、この辺は町長の判断しかないので、ちょっとお聞きします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まずこれも議員おっしゃるとおり、事務所は別の場所というのが本来の姿でありまして、これも先ほど言いましたように、観光協会の自律化に向けて検討したときに、事務所の店の場所というようなことでも想定しながら検討したわけではありますが、その前に、まず先ほど言いましたように、町と観光協会の仕事の割り振り、こういったものを含めて、そしてきちとした段階で、そしてあとはやはり事務所となりますと、なかなかこれは大変でありまして、一説には商工会と一緒にしたらどうだとか、そういった話もあったわけではありますが、これも相手のあることでありますので、その辺は今後十分協議、中身を検討したいと思いますが、基本的には事務所は別だということでもあります。

ただ、じゃ農業法人に事務所を貸すのかということではありますが、これは観光協会は長い歴史があって、特に、先ほど言いましたように、初代町長から観光立町というようなことで、観光に特に力を入れるべきだというようなことでこれが進んでおりまして、そこに密接な、町と観光協会というような、町の観光事業者との関係があってこれまで続いてきたというわけがありますので、そこは新たな法人との付き合いとはまた違うということでもありますので、そこは十分ご理解をお願いしたいと思っています。

以上です。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） その辺は分かりますけれども、一応、一応というか、大体その事務所を設けるに町との関係は深いわけで、四、五百万かけて改造してそこに事務所をついているなどというのは結構あるわけですよ。だから、そういうふうにして分離しているというのが結構多いわけで、やはり営利企業というか、旅行業もそこに事務所あって、仁議員も、民間だったんだから金のやり取りおかしんじゃないかと前も質問出ましたよね。そういうこと、1年ぐらいになりますかね、そういう質問してからね。だから、ぜひそういう、自律

をするということであれば、どこの企業も初年度から大変なことは皆大変なんで、ぜひその辺は検討していただいて対処していただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2番目に移らせていただきます。

寒河江川の清流化の取組についてということで、7月28日の豪雨は西川町に甚大な被害を受けましたというようなことで、25年の豪雨のときも落ち着くまで二、三年かかったと思ひますがけれども、今回についても寒河江ダムの関係者には大変ご苦勞をいただいて氾濫を抑える努力をしていただいたわけですがけれども、濁りがやはり多いというようなことですがけれども、これ、泥流が発生している箇所は大体どの辺というのは認識されているかお聞きしたいと。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、泥流発生場所の前に全体的なことを申し上げますが、まず寒河江川であります、朝日連峰に源を發しまして、本町の中央部を横断している寒河江川であります、先人の生活を支えてきたところでありまして、現在では村山広域水道の水源のみならず、農業用水としても利用されているとともに、県内屈指の溪流釣りやアユ釣りの場として、また河川空間を生かした憩いの場としても町内外を問わず多くの方に親しまれております。これも寒河江川ならではの清流があるからこそと思っております。

しかし、近年、頻繁に大雨に見舞われ、その後の寒河江川の濁りが長期化しておりまして、今年の令和2年7月の豪雨災害の後も長期化しましたが、平成25年7月豪雨災害の際は、濁りが村山広域水道の飲料水に大きな影響を与えたところでありまして、それを教訓に山形県では、平成25年度から27年度までの3か年間、総事業費約4億5,000万円を投じて西川浄水場の浄水処理能力について、それまで、通常処理で濁度が100度までしか浄水処理できなかったものを500度まで処理できるよう処理能力を強化、さらに給水制限を行った場合は、濁度が1,000度まで浄水処理が可能になったとお聞きしております。

また、寒河江ダムを管理する最上川ダム統合管理事務所では、下流河川のよどみ等による川の環境を改善するために、ダムにためている水を放流、いわゆるフラッシュ放流を行うなどして河川環境の保全に努められておりまして、今年度、令和2年度は、フラッシュ放流は6月から10月まで、計13回にわたって行っておりましてお聞きしております。

さて、泥流の発生箇所ではありますが、令和2年7月豪雨災害の本町の雨量は、既往最大の豪雨と言われた平成25年7月の雨量を超え、寒河江ダムでは竣工してから最大となる累加雨

量267.7ミリ、最大流入量毎秒1,283.57立方メートルを記録したところであります。

このような状況の中で、寒河江川支流の小河川の至るところで土砂崩れが起きた影響により、泥流が寒河江川に流入したものと考えております。

ですから、ダムより上流のどこが特定されるかというようなことについては、なかなか判断に乏しいようでありますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 寒河江川については、1995年、平成7年に国土交通省で出している日本一きれいな川、寒河江川が選ばれているわけで、それほどきれいだったし、橋の上から見ても魚が泳ぐのが随分見えていましたね。その後、濁ってなかなか見えなくなったわけですが、そういう時期もありましたので、平成7年についてはダムもうできているわけで、その中で、いろいろ、日本一清流というふうなことに選ばれていたわけで、自慢できる川ではあったわけですが、最近、ちょっと濁りが多いということで、私もあまり分からなかったけれども、川ずっと見てきました。八木沢川、これは睦合かな、あと寒河江川というか、西川中の裏当たり、間沢川、宝沢川、綱取川、綱場橋、月岡橋、風吹川、それから月山湖入るわけですが、四ッ谷川、大越、それから桧原、大桧原、最後に海味川。それを見ると、やはり大越川の支流といいますが、石跳川、あの辺の崩れから来ているのが結構多いのではないかというふうに思っているいろいろ調べてみると、やはり石跳の土質が、要はあそこは火山灰ですので、砂と土砂というか、黄色い土ですね、それがいわゆる土砂崩れを起こしているというようなものも資料にあるわけで、それが汚れの原因かなと思っては私はいらんです。

どこから汚れているのかなと思ったら、町長から言ったようにフラッシュ放流しているということで、ダムのあそこの放流のところから、本道寺のところからずっと汚れているというのが現実でありましたので、やはりダムに入らない、流れてこないような工事といいますが、をしていかないとうまくないのかなというふうにありますので、この前、西川と大江の協議会やったわけですが、その中である県議が、寒河江川のチェリーランドの裏辺りの川、最上川第二漁協関係の寒河江支部で、要は200枚売れている遊漁券が8枚しか売れない。当日券はゼロだったというふうなことです。年間600万ぐらいかけてアユの放流をしているという話があったわけですが、それほどちょっと今回はひどいのかなというふうな気がしておりますので、土木工事についてはもういろいろな技術の粋を集めればできるのかなと思っておりますので、ぜひその辺の、これ2番目までちょっと言っちゃったけれども、

アユの生息について言っちゃってしまったんですけども、町として、この石跳川を見るとやはり崩れているところもありますので、黄色い土も見えているところありますので、その辺をどういうふうに対策として、町がする事業ではないのかなという気はしますけれども、でもあるのが西川町ですので、どう進めていくのか含めて、ちょっと大きい問題ですので、ぜひ町長から対応についてお聞きしたい。

古澤議長 質2に対して、答弁、小川町長。

小川町長 この川に関しては、一級河川からそれぞれの中小河川まであるわけでありますが、なかなか河川の土砂災害、こういったものを止めるにはなかなか大変だというふうなことでありまして、ただ、単独で町でやれるものは決まっておりますし、そして県もなかなかできないというような状況であります。やはり一番は国に頼らざるを得ないということでありまして、今回の行政報告でも申し上げましたんですが、こういったコロナ禍の中でも、治水治山の関係は極力力を入れていきたいということもあって、今回の大会で臨んで、西川町の存在と申しますか、そういったものを表してきたわけでありまして、まずそういった意味で、治水治水、これについては極力お願いしたいということで進めておりまして、特にこの国交省の管轄、この大体陸合から海味辺りまでが新庄河川事務所の直轄事業の範疇でありますので、常に新庄河川事務所と連絡を取りながらやっておりますのであります。その中で、地滑り、さらには堤防等も含めてであります。

ただ、先般、第二漁協の組合長さんが前に来られまして、今回も来年度の予算にぜひ反映してほしいというようなこともあって来られたわけでありまして、やはり一番は、先ほどありましたように、アユと申しますか、遊漁券が全くゼロだというような、これはまさにそのとおりでありまして、その濁り対策についてお互い手を取り合っただけでなく、この前もお話し申し上げてきたんですが、雑談になりますが、できれば大井沢から本道寺の下のほうまで、水ヶ瀬の下のほうまでトンネルを掘って、大井沢の水を真っすぐ流してもらえれば一番いいかと、そういう話もありましたけれども、まさに、ですからその中間層が濁りが多いというような漁協の認識もしているようでありまして、町としては、まずは国に対して要望することがまず第一点だと思っております。

そのようことで、各中小河川、今回は特に、今回の災害であります、ずっと見ますと、雨の量もありますけれども、25年に砂防関係も含めて小さな河川、大井沢の河川等の災害対策もしてもらったんですが、今回非常にそういった面では、大井沢方面の災害が少なかったというふうに認識しておりまして、やはりある程度の事業の投下、こういったものは非常に

有効だと思いますんで、さらに強めていきたい。

今回もそうですが、寒河江西村山の県知事に対する要望書、これにつきましてもこの件について項目を挙げて、そして国に対しても県として要望してほしいというようなことを申し上げておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 私も川をずっと見ると、大井沢からダムまで来る川の水が一番きれいです。ですから、町長もおっしゃった水ヶ瀬の発電所まで真っすぐというのは、そういう気持ちを私も持ってありまして、ダムがあるからとは私は言いませんけれども、ダムに入るその土砂を抑えれば、昔のようなものにならないのかなというふうな気がしておりましたんで、やはりもう一度、日本一清流、四万十川とまではいなくても、そういうものを川とか、あるいはテレビでもやっているし、毎日あそこを見ると濁りがやはりひどいので、この辺が何とかなればというふうな気がしております。

この月山は滑りやすいというのは、もう火山土壌だから、いろいろな資料を見ても山体崩壊とか、火山灰が崩れやすい土壌になっているということで、112号線なんか全くその例でね、雨が降って、ああやって雪が多いので、湿気が多いということで土砂崩れが多いということなんですけれども、できればそういった面になお一層力を入れていただければというふうに思っております。

調査結果についても、大越川の志津地区、いわゆる石跳川辺りが土砂崩れの巣みたいになっていますので、ですからその辺に集中して、建設関係の粋を集めればできないことはないのかなという、可能性は曖昧ですけれども、そういうふうな要望していただいて、西川町の住民が寒河江川に癒やしを求めて戯れるというような、昔のようなものを求めたいというふうに私は思っておりますので、水が汚いというのはちょっとあまり自慢にならないので、何とかそういうものにしていただければというふうに思っております。時間がなくなりましたんで……

古澤議長 菅野議員、あと3分少々でございますので、よろしく要点をお願いします。

4番（菅野邦比克議員） 最後に、寒河江川に清流を取り戻すために今後どういうふうに取り組んでいく、先ほどもあったわけですけれども、これを町長からお聞きして私の質問を終わりたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず今後の取組につきましては、まず大きな論点は、国の力を借りざるを得ない

ということでありまして、さらにこの寒河江川に関連しますいろいろな団体がございますが、その団体に情報を共有し合いながら、ただ一つの団体だけの要望でなくて、一緒になった要望をぜひとも今後ともやっていきたいと。

そういうような意味で、毎年、年1回ですが、月山湖周辺地域づくり懇談会、これはダム周辺ですが、その中で国交省も全部ダムも入れて、さらには大井沢を会場にして、そこに漁協も含めて、漁協、国交省、ダム、町、区、一緒になって寒河江川の関連のそういった関係も含めて、あと魚族も含めての検討会などを行っておりますので、その中で、要するに先ほど言いましたように、情報共有しながら、誰がどういうふうな対応をしていくかというような、そういった協議もやっておりますので、さらに地域の皆さんとともに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 以上で、4番、菅野邦比克議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は2時55分といたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時55分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

先ほどの菅野議員の質問の中での保留の件を志田商工観光課長からご説明をいただきます。

志田商工観光課長 先ほど菅野議員の一般質問に際しまして、答弁、後ほどと言った部分について2点ございました。

1点目につきましては、一般社団法人月山朝日協会について、税務署から非課税団体としての認定を受けているかというふうなご質問でございます。

非営利型の一般社団法人月山朝日協会につきましては、あくまでも収益事業を行うため、非課税法人ではなくて課税法人であるというようなことでございますので、税務署からの非課税との認可を受けているか、受けていないかというふうな部分については該当にならない団体法人であるというふうなものになっているところであります。

それからもう一点、労災の関係でございますけれども、もちろん職員につきましては、労務災害該当、公務災害に該当いたしますが、当然のことながら観光協会職員につきましても

労働保険に加入をしておるところでありますけれども、業務ごとの適用等につきましては今後整理をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

佐藤幸吉議員

古澤議長 続きまして、8番、佐藤幸吉議員。

〔8番 佐藤幸吉議員 質問席へ移動〕

8番（佐藤幸吉議員） 8番、佐藤幸吉でございます。今回は、空き家対策全般について質問をしたいというふうに思ひます。

これまでも何回かにわたりまして多くの議員から質問があったわけでありましてけれども、改めて質問をしたいと思ひます。

近年、西川町の人口も減少しておりますが、それと反対に空き家の数が増えているのではないかとこのように思ひしております。それに伴ひ、危険な状態まで放置している空き家もあるのではないかと考へます。したがって、今回は空き家の把握と空き家の利活用について質問をしたいと思ひます。

質問の1であります。空き家の件数は年々増えていると思ひますが、空き家の解体や利活用をどのように指導しているのかお尋ねしたいと思ひます。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 空き家対策全般ということでありまして、初めに、本町の空き家対策の現況と申しますか、状況について申し上げます。

本町では、平成24年度に空き家バンク制度を創設するとともに、空き家の利用を促進するため、家財道具の運搬処分や屋外の清掃または敷地内樹木の伐採へ5万円の補助、空き家バンクの利用促進及び移住・定住を図るために空き家バンク登録物件を購入された方に20万円の空き家購入補助を行っているところであります。

また、これまで平成24年度、29年度、そして令和元年度に町内全域を対象に空き家実態調査を実施しまして、実態の把握に努めているところであります。

実態調査では、住宅の所有者が町内に居住しておらず、直近2か年間、水道の開栓を行っていない住宅を調査の対象としております。

なお、空き家の定義は、空家等対策の推進に関する特別措置法などにより、建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものなどと定められており、小型の物置や蔵、お盆や正月にのみ帰ってくる家、別荘、売り家などは調査の対象外としています。

それでは、質問の第1点目にお答えをいたしますが、空き家の解体や利活用の呼びかけについてであります。本町では平成25年度以降、毎年5月中旬に発送する固定資産税納税通知書に空き家の適切な管理と空き家バンクの運用についてのチラシを同封し呼びかけてまいりました。

さらに今年度は、町外に在住されている166人の方に10月中旬に発送した町県民税家屋敷課税納税通知書にも同様のチラシを同封し呼びかけているところであります。

そのほか、機会を捉えて、区長、町内会長さんも含めてご説明申し上げて、ご理解をいただいているところでありますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） ただいま、空き家の把握の方法なり説明がされましたけれども、いわゆる把握が完全にされるというようなことが必要だろうというふうに思いますが、空き家の管理に関する条例3条では、危険な状態を、求められた方の要請によって空き家の実態調査を行うというようなことになっているわけでありましてけれども、積極的に空き家の把握をすべきだというふうに思いますが、その辺のやり方についてお伺いしたいと、こういうふうに思っております。

空き家を把握する方法、先ほど町長から説明ありました納税通知書による通知というようなことで、空き家の報告をするようにというような内容で周知をしているということはあるけれども、いわゆる納税通知書に一遍の通知が入っただけではなかなか理解できない、あるいはそれによって素直に申請するという方はいないのではないかとこのように思っております。

空き家を把握する方法として、今の方法あるいはどういう情報を得ながら把握しているのか、地域との連携あるいは町内会長であるとか、区長であるとかが空き家になった場合の把握などについてはどのように連携を取っているのか、報告をどんな方法で求めるというような方法を取っているのかお尋ねしたいと思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤幸吉議員のご質問にお答えさせていただきます。

いわゆる空き家の状態にある家屋の把握の状況ということでございます。

議員ご指摘のとおり、町長も答弁申し上げましたとおり、固定資産税の納税通知書等にいわゆる空き家の適正管理、あるいはいわゆる空き家バンクというものを西川町では行っていて、それらに対して登載いただければというようなことで呼びかけを行っているというのは答弁いたしましたとおりでございますし、町長の答弁の最後にもありましたように、区長会あるいは町内会長会、そういった中で区長あるいは町内会長から空き家の家があるとか、空き家の家がこうだとか、そういった危険な状況にあるとか、そういった状況が連絡いただけたというような形にはなっておりますけれども、私どもといたしましては、直近では、昨年度、令和元年度に9月から11月までの期間かけまして、町内全地区全てを実態調査ということで赴いて、空き家にあるのかないのか、空き家にあるとすれば管理人はいるのかいないのかと、あるいは危険度からいってどれぐらいの危険度かというようなことを調査いたしましたところでございます。

これは過去にも実施してございますので、数年に一度というような形で、直接職員のみで現地を確認しながら整理する、把握するというようなことで現地調査というものを行っておりまして、昨年度直近では開催したというようなことで、今現在は、この昨年度の実態調査、これを空き家の数の基本ということで私どものほうでは捉えておりまして、それにいわゆる、申し上げましたとおり、区長さんあるいは町内会長さん、そして当然、町民の方もいらっしゃいます。そういった方から、どこそこの空き家はねと、こういう形で連絡いただいたときは、さらに現地に赴きながら確認して対応しておるというような状況でございますので、よろしくご理解くださるようお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 昨年度の9月から11月の全地区実態調査というようなことで正確な数字がつかまれているんだというふうに思いますが、いわゆるそういうふうにして5年に一度なり調査をするという機会を設けられているようでありますけれども、通常的に把握する方法として、空き家になるという場面はどんなときにあるのかどうか。いわゆる考えられることは、町内会長、区長さんから何らかの形で連絡があった場合、先ほどちょっとお話ありましたけれども、それから町民税務課に申請に来る、町内から町外に転居されるというよう

な申請があった場合、把握ができると思いますが、その際の空き家の状況等について調べると、あるいはその聞き取りをするという方法があるかと思いますが、そういう方法を取られているのか、あるいはその正確な情報をつかむには、そういうところを大いに利用する方法があるのではないかというふうに思いますので、その辺の状況についてお尋ねしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、様々な空き家の把握というものはあるかと思いますが、ただ、空き家イコールどうだということも即これはいかないわけございまして、例えば、自宅から居住されていた方が町内なり寒河江のほうに転出された、出られたという形であっても、引き続き、そのいらっしゃった家族のお考えで、今後とも管理しながら何らかの形で使っていくんだという形もあろうかと思いますが。

基本的に、私どもといたしましては、議員ご指摘のような形で、地元の方、近隣の方からご連絡いただいたら整理いたしますけれども、基本的には、いわゆる危険な状態になりつつあるような空き家、いわゆる長らく放置されているような状態にある空き家、これらについては要チェックをすべきかなというふうに捉えております。

したがって、自宅から出られたから当然空き家にはなるんでしょうけれども、当然管理が徹底しておれば、法的にあるいは条例的には空き家というものにもなってきませんので、そういった形で、様々な場面で注視しながら整理しているというようなことでありますので、ご理解いただくようお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 確かに、窓口での転居届などがあった場合、必ずしも管理が不行き届きというようなことにつながらないという回答であります。まさにそのとおりだというふうに思います。したがって、そこで聞き取りをする場合の方法として、将来どういう使い方をするのか、家の管理をどうするのかという聞き取りはすべきだというふうに思いますが、その辺についてはどうされておりますか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、住所変更された、あるいは転出されたという場合の聞き取りが必

要じゃないかということでございますが、聞き取りそのものはその段階では即やっていると
いうことはございません。出ていく段階で即やっているといたしません、当然、
議員のご発言も受け止めさせていただきながら、今後いろいろな場面で検討は重ねてまいり
たいというふうに思いますけれども、冒頭申し上げましたように、いろいろな、基本的には
本人が、所有者の方が管理されるというのが原理原則でございますので、固定資産税の納税
通知書等でいわゆる空き家の適正な管理というものを呼びかけながら、その空き家の利活用
の一つとして西川町では空き家バンクというものを行っていきますので、お考えと沿うよう
であれば、空き家バンクのほうにご登録いただきながら、利活用できればいいかなものでは
ねというような形でやってございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上であります。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 実は、把握の仕方が非常に大切だというふうに思っておりますが、
ということは、空き家がどんどん増えてきているという状況の中でどう把握するか、ある
いは本人の管理が行き届いているのかどうかという判断もありますし、それがやがては放置
すれば危険につながっていくというようなこともありますので、やはり把握の方法をしっか
りと取り組んでいく必要があるのではないかと、こんなふうに思いますので、改めて今の、
町民税務課で窓口での移転などあった場合に、すぐ聞き取りをするというルールにはなっ
ていないと、あるいはその担当者がそういうことを聞かなければならないという方法は取ら
れていないということのようでもありますので、やがてどこかの方法で、どこかの場面で
その方法を取られていくのだというふうに思いますけれども、私はその把握の仕方、もう
少し吟味する必要があるのではないかとというふうな思いから、次のようなシステムをつ
くってはどうかというふうなご提案を申し上げたいと、こういうふうに思っております。

いわゆる空き家等の適正管理に関する条例については、空き家になる場合の所有者の、
いわゆるその管理をどうするかというようなことと、それから職員がそれに対する、それ
らの条例によって果たせる役割を規定しているというふうに理解をしておりますけれど
も、その条例を本物にするために、助言、指導という一つの大きな最初のきっかけが大
切だというふうに考えております。

そういう中で、空き家の数が多くなっている現在、しっかりしたシステムをつくるべき
ではないかと。そのためには、地域と連携をし、空き家の把握と利活用の意向について
聞いておく必要があるのではないかとというふうなことでは思っております。

システムをどうつくるかでありますけれども、地域、町内会単位あるいは区単位というふうになるのかもしれませんが、そこに担当者、いわゆる町内会長であっても区長であってもいいんですが、いわゆる空き家を監視する、把握する、適切に把握するというのを、所有者が転居する際にやはり区長であるとか町内会長、あるいはその担当者に報告をするようお願いをしておく必要があるというふうに思っております。

内容については、転居先、連絡先、空き家の管理をしてもらう近隣の方あるいは親戚などがいるのか、あるいは自分でされるのか。4つ目は解体の予定はあるのか。5つ目に空き家バンクへの登録を促すと。もう少しあるのかもしれませんが、私の考えられる範囲の中で5点ほど把握しておけば、しっかりした空き家の把握ができるというようなことになるのではないかとこのように思っております。

それらを通して、地域と町が連携し、空き家の把握をし、町がその空き家の把握を管理していくシステム化の必要性があると考えますが、その辺はどうでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

議員のいろいろなお提案いただきまして、ありがとうございます。

ただ、基本的に、再三にはなりますけれども、住宅、空き家は個人の財産でございます。これが原理原則でありまして、基本的に管理は所有者が行うべきものであります。

そうした中で、議員今ご指摘いただきました条例の中での指導あるいは助言というお言葉もありましたけれども、指導、助言等はその空き家が景観上あるいは環境上極めて不良な状態、危険な状態になった段階で町のほうで助言をしたり指導したりと、こういう形で行うことができますよという形で法的にも裏づけされてきたのが平成25年ですか、これの空き家対策の特別措置法というものでございますので、そういった考えで、最初からどれぐらいの範囲内で関わるかということであると、先ほども申し上げましたけれども、住居の転居で窓口のほうにこられて、いわゆる家が空かれるという方に対して、担当の課であります私どものほうで議員からご指摘いただいたようなお話をお聞きしてチェックしておくということは可能かと思っておりますけれども、当然、一定程度、その個人の財産というものも含めながら、法的なものも含めながら、抵触することのないよう慎重に最大限の関われるところの中でやっていきたいというふうには思っておりますけれども、今現在はそのような考え方でおるところであります。

それから、区長あるいは町内会長さんとの当然連携ということではありますが、非常に重要

なところであるというふうには認識いたしております。

ただ、区長会、町内会連絡協議会のほうとの関わり合いもございますので、それにつきましては本日は真摯に受け止めさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上であります。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 大変貴重な見解をいただきまして、これからの町内会、区長等々の連携というものが非常に大切になってきますし、ぜひ何らかの形でのシステム化をしていただきたい。いわゆる空き家、確かに個人の管理に供する分野でありますけれども、町全体からすれば、非常に大きな財産が放置されているという状態に結びつくわけでありまして、それを放置しない、それを利活用するという、後で質問しますが、そういうところに結びつけていく大きな財産であるというふうな認識からすれば、やはり管理あるいはその進め方についてしっかりと把握しておく必要があるのではないかと、こんなふうに思いますので、ぜひそのルールを大きな目玉にしながら検討いただければと、こんなふうに思いますので、今の回答を得まして、私の見解を申し上げながら、そのように措置をしていただければ大変ありがたいと、こんなふうに思っているところであります。

次に、問い2番目に入りますが、空き家対策の一つに、やはり先ほど来、最終的には空き家バンクへの登録というようなことで、空き家バンクの利活用をどう図るか、促進方、やっているわけでありまして、それらについて、現状、ホームページなどで見ますと9件ほどの実績があるようでありまして、これらの実績と、それからこのバンクによってマッチングした物件がどのくらいあるのか、これまでの実績なども含めながらご回答いただければ大変ありがたいというふうに思っております。お願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第2点目でありまして、空き家バンクの利活用についてであります。空き家の利用につきましては、移住・定住施策の一つとして、町の移住・定住専用のホームページにしかわぐらしにおいて、町内の売買、賃貸可能な空き家の情報を空き家バンクとして紹介を行い、移住を希望される方などへの情報を発信しております。現在、賃貸や売買可能な空き家として紹介している物件については、議員おっしゃるように9件であります。

さらに、冒頭申し上げましたとおり、町単独事業として、空き家バンクに登録されている物件に住む場合、入居の際の清掃費用などに対する助成や空き家購入費に対する助成などの

支援策を講じまして支援を行っているところであります。昨年度は、空き家購入補助として1件、清掃費用などの補助として2件の助成を行ったところであります。

この空き家の有効活用につきましては、住居として住んでいただくことが費用的にも安く利用できる方法であるため、空き家バンクへの登録件数を増やしてまいりたいと考えております。

このため、先ほど申し上げましたとおり、固定資産税納税通知書にチラシを同封して呼びかけているのに加え、今年度から、町内建築関係者により構成されております西川町匠の会からご協力をいただき、空き家の有効活用策の検討を一緒に進めておるところであります。

検討の中では、空き家の中から、空き家バンクに登録可能な物件の洗い出しや事例視察などを行っております。また現在、空き家バンクに登録するための図面作成についてもご協力いただけるような提案を受けております。その提案を受けて、再度空き家と思われる物件を所有されている方に対し案内を行い、空き家バンク登録を増やしていく取組を進めているところであります。

以上のように、町のみでは空き家の利活用に関する情報がなかなか得られにくいところもありますので、建築関係者の方をはじめ、各地区の区長や町内会長などとともに連携を図りながら空き家利用を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 空き家バンク、いい制度だなというふうに思いますが、確かにマッチングを進めるというようなことでありますけれども、やはりその情報がどう流れるのかというようなことが非常に大切だというふうに思います。

現在、ホームページで紹介しておりますけれども、それらを利用するに当たって、今町長から答弁ありましたように、納税通知書あるいは建築業者との連携の下に、空き家バンクを利用できる可能性のある空き家を探しながら登録を要請するというような方法を取られているということでもありますけれども、その鑑賞方法あるいは情報をどう流しているのかというようなことについて、なかなかホームページ見たり、あるいは本当に必要とする人以外はなかなか関心がないというところにどうくさびを打つのかというようなことにつながるので、その辺の空き家バンクを利用するためのPR、情報をどう流すかと、勧奨方法なども含めてお尋ねしたい、もう少し具体的をお願いしたいというふうに思っております。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの佐藤幸吉議員のご質問、空き家バンクの紹介の方法、そちらのほうへの誘導策、いかにしているかということであります。お答えさせていただきます。

確かに、町長答弁のように、町ホームページ、専用ホームページをにしかわぐらしというようなページの中で空き家バンクの紹介を行っております。

ただ、やはり議員ご指摘のとおり、興味のある方以外はなかなかそこまでたどり着かないわけでございますので、移住・定住施策をいろいろ行っておりますが、例えば首都圏や、そういったところで行う県主催並びに全国主催の移住フェアなどに行った際に、チラシなど、そして担当者のほうから、町内、うちのほうに相談なってきた方について、こういう物件がありますよとか、そういった紹介なども行っているところであります。

加えまして、まちづくり応援団とか、そういった情報提供をしていただけるような、ご協力いただけるような方々に対しても同様なご案内をしております、幅広く情報提供をしていただけるような呼びかけなども行っているところであります。

ただ、いかんせん、まだまだ足りない部分はやはりあるかと思っておりますので、世の中、デジタル社会というようなことにもなっておりますので、こちらのほうから通知できるような方には、通知できるようなアプリケーションなどもありますので、そのようなものも使いながら情報発信を進めてまいりたいというように思っております。

以上であります。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） ただいま、情報の発信の仕方として、まちづくり応援団など、いわゆる空き家を利用してもらうためには、できるならば、もちろん空き家を利用する、誰でもいいわけではありますけれども、できるならば町外から定住される、移住される、そういう方が望ましいのだというふうに思いますので、そういう意味では、まちづくり応援団などの情報を借りる、あるいはご協力いただくというような方法を取ることが非常に賢明なのではないかなと、こういうふうに思っておりますので、ぜひそれに伴って、通知が行き届く人についてはやるということですので、その辺の情報を大いに発信していただいて、空き家バンクを利用される方が増える、しかも実績が伴うということにつながってくればありがたいというふうに思っております。

先ほど、9件の空き家があると、今登録があるというふうに把握されたわけではありますが、これまでにマッチングされた件数というのはどのくらいあるのか、その辺ちょっとお尋ねしたいなというふうに思いますと同時に、それから空き家の利活用の方法として、古

民家というのはどういうふうなうちを言うのか分かりませんが、古民家再生協会というのがありますよね。ある市、町では、古民家再生協会との協定を結んで、それを利活用するというニュースなども見ておりますが、そういう方法などあれば、そういうことを利用したり、あるいは不動産屋さんを利用したりと、そういう方法があるのではないかというふうに思いますので、その辺見解があれば、先ほどの実績と同時にお知らせいただければというふうに思います。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの佐藤幸吉議員、2点の質問でございます。

まず第1点目、これまでのマッチングの実績であります。先ほど町長から答弁いただいた分も含めて、ホームページに記載しているものが過去のマッチング部分も含めて載せておまして、その辺については成約済みというような表示をさせているところであります。

現在で把握できるところについては、成約はこれまで7件というように認識しているところであります。

2点目、古民家再生協会というような組織もある、その辺のところも利用してはどうかということではあります。議員ご指摘、ご提案いただいたところも踏まえまして、今後の施策の参考にいたしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 空き家バンクに関してでありますけれども、先ほどちょっと触れましたが、移住者を募るということが一番、人口減少にも歯止めをかけるという意味からすれば大変望ましいというふうに思っておりますが、その移住者対策としての空き家バンクあるいは空き家の利活用という面について、どういうふうに認識されているのかお尋ねしたいというふうに。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの佐藤幸吉議員の移住者に対する空き家バンクへの利活用の効果ということでございます。

町長答弁の中にもあったように、やはり人が住んでおったものが空き家になっているということではありますので、やはり住居として使っていただくのが一番コスト的にもかからないのではないかと考えております。当然、人口減少というようなところの対策ということであって、やはり町外のほうから移り住んでいただく、そのための有効活用の一つの施策だ

というように思っております。

このコロナの状況の中で、今年4月以降でありますけれども、やはり非常に問合せが多い状況になっております。実際、今、町内のほうにお試し暮らし制度というようなことで、コーポ睦合に町として数室、お試しできる期間で町内に住んでもらって、気に入ったら町内のほうに住んでもらうという施策なんかもしておりますけれども、その方についても、できれば町内の空き家に住んでいきたいというような考えをお持ちの方も実際今いる状況であります。

そういった方々をできるだけ呼び込み、なおかつ町内の方にあっても、住まいを新たに求めるよりは、ある物件を使っていくということでコストも安価になっておりますので、町内の方々に対してもこの制度の周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 今の答弁から、空き家の問合せが非常に多いというようなことで、このご時世でありますので、そういう意味での背景もあるのかなというふうに思いますが、さらにコーポのお試し居住というようなことも含めまして、これらを有効に活用していただいて、空き家の利活用が図られるようにしていければ大変ありがたいというふうに思っております。

次の質問であります。危険な状態にある空き家はありますかというようなことを申し上げました。これらについてお願いをしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 危険な状態にある空き家についてであります。先ほど申し上げました、昨年、令和元年度の空き家実態調査の結果であります。空き家等数の総数は117戸で、内訳は住宅が104戸、店舗が8戸、工場が4戸、大型の小屋が1戸と捉えています。

その中で、景観を損なっている状態や周辺的生活環境を害するおそれのある危険空き家数は16戸であります。

ただ、この16戸の危険空き家の中で、直ちに周辺の民家や道路を通行される方に危害を及ぼす空き家はないものと考えております。

以上です。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 大変数字を確かなものとして把握されておるというふうに理解する

わけでありませけれども、今、危険な家屋が16件あるというようなことで、非常に多いなというふうに思いつつ、危害を及ぼすようなところはありませんということでもありますので、それらに安心をする一方で、この多い危険な状態のところをどうされるのかというようなことがあると思いますが、危険を及ぼさないわけでもありますから、ある意味で放置というようなことになろうかと思えます。

それでいいのかということもありますが、まず当面、そのままこの内容をお聞きしておきたいと、こういうふうに思います。

ところで、112号線沿いに、非常に法人の会社が倒産したり、あるいは危険な状態にあるところがあるのではないかというふうに思っております。そういうところなど、法人でありますので、必ずしも行政が指導なりされるような状態ではないのかなというふうに思いますが、これらのところの把握、私からするとちょっと危険な場所もあるなというふうに、その往来に支障があるというような場所もあるなというふうに理解しておりますが、その辺の見解を一つお尋ねしたいということと、実は、昨日の全員協議会の中で、ケーシーフレームの破綻の申立てが成立しつつあるというようなことで、裁判のほうに入って管財人が立てられたりするのだというふうに思いますが、それがどういうふうに今後推移していくのかというようなことも含めまして、この2点について、この危険な状態と、それからケーシーフレームの今後の対応ということについて、2点お尋ねしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま2つのご質問がありました。

まず1つ目のご質問につきましては、国道112号沿いのいわゆる空き事業所と申しますが、そういったところの危険度あるいは状態、そういったものをどのように認識されておるかというふうに受け止めまして、まずお答えをさせていただきたいと思えます。

確かに、112号線、今議員のほうからも質問のその2のほうで具体的な名前が出されました法人の事務所をはじめ、それぞれかつては事業を行われておられた事業事務所、そういったものがあるというふうには認識いたしております。事業を辞めまして、空き家にはなっておりますけれども、一つには、その後、管理者がしっかりおられる事務所、これがあるということもまず一つ認識いたしております。

2つ目には、これは、一昨年の町長と語る会（地域座談会）で出された事案でございましたので、具体的に申し上げさせていただきますと、間沢地内にあります旧ガソリンスタンド、これが危険なんじゃないかという形でご指摘がありました。

ご発言を受けまして、私ども町といたしましては、あの建物といいますが、あの施設、設備が一番危険を及ぼすであろう可能性のあるのは国道112号だろうというようなことで、国道112号の維持管理事務所のほうに早速連絡を行ったわけでございますけれども、その結果は、国道112号線に危険を及ぼすおそれは低い、感じていないという回答がありまして、今現在あのような状況になっているということでもあります。あれも法人でございましたので、法人の整理は終わってというような形でございますので、そういった状況にあるということをご理解いただきたいと思います。

そういった形で、確かに空き事務所はございますけれども、112号線、しっかりと管理されておられるところもありますし、今今どうだということもないというふうな形で認識しておりますけれども、今後とも注視してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

2つ目の昨日の議会全員協議会で状況についてご説明を申し上げましたケーシーフレーム株式会社の今後の流れということになるかと思えます。

昨日は、代理人から、年内もしくは年明けにいわゆるメインの書類が出されたのを受けて、精査した上で、破産の申立てを行いたいということで連絡をいただいたという旨のご説明を申し上げさせていただきました。

私どもといたしましては、まず一義的には、その破産の申立てが確実になされることを見守ってまいりたいというふうに考えてございます。

ですがいまして、具体的に申し上げました時期というものが代理人からあったわけでございますので、昨日も申し上げましたとおり、12月の下旬には再度代理人のほうに電話でご連絡しながら、いろいろお話を伺いたいというふうに考えておるところでございます。

いろいろな見方、考え方はあろうかと思えますけれども、代理人もどうしてあなたにそんなことを答える必要があるんだというようなことは一切おっしゃらず、私が電話で失礼ですがということで問いかけますと、それに沿った回答は今現在いただけるという状況でございますので、12月下旬も紳士的なご回答はいただけるんじゃないかなというふうには考えてございますが、そういった形で、私ども西川町の多くのほとんどの町民の方が関心ある事案であるというようなことも伝えながら、代理人から状況の報告をいただいているというような状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

さて、その後でございますが、破産申立てにつきましては、議員ご存じのことと思えますけれども、破産法等の関係法令に基づきまして、本店所在地が存在する地方裁判所、ここに

破産申立てを行うことになるということになるそうでございます。したがって、同法人の本店所在地は西川町大字海味ということになってございますので、山形地方裁判所が窓口の裁判所になるということになります。

当然、破産の申立てがなされますと、議員もご指摘のとおり、裁判所のほうでいろいろな審査を行いまして、一つには官報で告示になるそうでございます、官報公告になると。併せて、債権者ですか、裁判所に提出された債権者に通知が裁判所からなされてくると。そして管財に渡り、それであるという形になるんだそうでございます。

そして、それからどう処分していくかということになるんだらうと思いますけれども、私どもとしましては、いろいろな場面は想定はいたしておりますけれども、これはやはり、冒頭申し上げましたとおり、一つ一つ進むのを見届けていくしかないというようなことで、法人、破産の申立て、これが着実に山形地方裁判所に提出され受理されるということを見届けてまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 2点にわたっての回答でありますので、先ほど具体的なスタンドという話が出ました。確かに地元からすれば非常に危険な状態というようなことで、台風とか風の強い日などはぶら下がっている電灯が今にも落ちそうになって危険を及ぼすというような状態にはなっているんですが、町として力の及ばないところというようなことで、国交省などへ対するお願いと申しますか、それをやられているというようなことで、それらの推移を見守りながら、危険を回避するような方法というものを探らなければならないだらうと、こんなふうに今思っているところでありますので、町当局としましても、ぜひ同じような視点から、地元の住民に危険が及ばない対策を何らかの形でしていただきたいと、こんなふうに思っております。

それから、ケーシーフレームについては、破産の申出があつてというようなことで、これから管財人を立てたりというようなことで、具体的なことが出てくるだらうというふうに思いますし、また町の姿勢としても、現在見えない段階でありますけれども、いずれこの推移を見ながら何らかの対策が打たれるものというふうに思いますので、それらについても私も注意をしながら見守っていきたくて、こんなふうに思っております。

最後の質問であります。西川町空き家等審議会、これらについて活動の幅を拡大し、空き家の把握、利活用の対策等により空き家対策を促進していただきたいと、こんなことで

ひこの審議会の活動の幅を少し広げていただいて、やはりその関心と、それからその具体的な対策を打てるように、常日頃の活動の中に入れていただきながら、この会を有効に進めてもらいたいと、こんな思いから回答いただきたいというふうに思っております。

また、会議をするとすれば、有事の際の会議の招集というようなこともかつて聞いておりますが、同じような間隔で、1年に1回とか2回とか3回とか、やはり空き家に対する関心度を会議を起こしてぜひその中で審議できるようにお願いしたいなと、こんなふうに思っております。見解をお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の4番目、今日の最後になるうかと思っておりますが、西川町空き家等審議会についてであります。本町では、平成27年5月の空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に先駆けて、24年9月に西川町空き家等の適正管理に関する条例、同年10月に西川町空き家等の適正管理に関する条例施行規則をそれぞれ施行し、空き家の適正管理に当たっているところであります。

西川町空き家等審議会につきましては、条例の規定により、管理不全な状態にある空き家を所有されている方に必要な措置について助言や指導、または必要な措置を講ずるよう勧告を行ったにもかかわらず、正当な理由なくそれに従わないときに行う命令または代執行などの措置について調査審議することを目的としております。

議員ご指摘の空き家の把握などについては、条例の規定により職員が行うものとされておりました。空き家の実態調査を実施しているところであります。

ただ、将来的に課題となってくるのは、不存在法人が所有者となっている空き家が周辺の民家や道路を通行される方に危害を及ぼす危険な状態になったときであると考えておりました。その場合、町では、条例の規定により必要最小限の応急措置を講ずることができるとされておりました。その費用は所有者から徴収することとされていますが、なかなか徴収できない可能性が高いと考えております。

以上のような状況でありますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 確かに危険を及ぼすような場合、指導なり助言ができるというような、あるいは最後には代執行ができるというような内容で、この方々の判断を仰ぐということになるだろうというふうに思いますが、やはりその内容を把握しながら、空き家の活用対策を練っていくような幅をつくれぬかどうか、その方々に役割を広げることできない

かどうかという質問でありますけれども、今のように現状ではそういうことまで及んでいないというようなことではあります、今後いろいろ、先ほど申し上げましたように、空き家が非常に大きな財産であるというようなことからすれば、その促進のための会議というものがもっと内容の濃いものになっていけばよりいいのかなと、こんなことでご提案申し上げましたので、これについては回答は必要ございませんけれども、その私の考え方だけご提案申し上げたいというふうに思います。

最後でありますけれども、人口減少に反して空き家が増えて、町の大きな財産が無駄に存在する状況になっているわけではありますけれども、空き家の管理と利活用によって町の活性化に結びつきますよう、充実した政策になっていきますように願っておるところであります。

以上で私の質問を終わります。

古澤議長 以上で、8番、佐藤幸吉議員の一般質問を終わります。

散会の宣告

古澤議長 これでは本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時53分

令和 2 年 1 2 月 4 日

令和2年第4回西川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和2年12月4日(金)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	農委事務局長	土田浩行	君
病院事務長	松田憲州	君	建設水道課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君	学校教育課長		

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議会事務局長 補佐 兼議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

大 泉 奈 美 議 員

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

〔5番 大泉奈美議員 質問席へ移動〕

5番（大泉奈美議員） おはようございます。5番、大泉奈美です。どうぞよろしくお願ひいたします。

質問に入る前に、今回、新型コロナウイルス感染症対策ということにおいて、医療従事者の皆様、介護に携わっておられる皆様、各関連されている皆様に対しまして敬意を表し、感謝を申し上げたいというふうに思います。

さて、新型コロナウイルス感染症のワクチンは研究開発の段階と各報道などでお聞きをしております。11月に入りまして、県内においても感染者数が日々更新されており、第3波というふうに認識しているとのこと。また、今日の山形新聞によりまして、累計で149名、県内でも9日連続との新聞報道がされておりました。そんなことを踏まえまして、次の質問をいたします。

質問の1番目です。

町立病院の診察、診療において、インフルエンザ対応を含めた夜間、時間外等の初診についての救急発熱外来の対応と現状について、また、陰圧ハウスの稼働についてお聞きいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

ただいまの新型コロナウイルス感染症の対策で、大泉奈美議員のご質問にお答えいたしますが、まず、町立病院の診察、診療の状況についてであります。町立病院では、患者さんと職員の感染防止のために、来院される全ての方にマスク、手指消毒をお願いし、検温や風邪の症状の有無などで緊急度による優先順位、いわゆるトリアージにより対応しております。

発熱外来は、時間的、空間的分離のため、午後1時から2時の時間帯に分けて、かかりつけ医の有無にかかわらず町民の皆さんを受け入れているところであります。

休日、夜間の対応につきましては、患者さんの状態に応じて医師の判断で対応しております。11月2日以降、新型コロナウイルス感染症の相談、診察体制がかかりつけ医主体に移行したことから、町立病院でも陰圧ハウスを12月中に設置しまして、PCR検査が実施できるよう準備をしております。1月からの稼働を予定しているところであります。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） ただいま町長からご答弁がありまして、かかりつけ医がない方でも、休日、夜間、熱はいつ出るか分からない。特に夕方から夜にかけて発熱するということが多く見られます。そこで対応していただけるということで、まずは町立病院に連絡をしてくださいということで安心をいたしました。やはりふだんから町立病院にかかっていない若い方についても、やっぱり急に熱が出た場合どうしたらいいかなというところがありますので、そういった対応をしてくださるということで、病院の対応に感謝しております。

それで、町といたしましても、また病院と一緒にだとは思いますが、1日、15日発行のお知らせなどで、インフルエンザ、コロナ感染症の対策等、診療体制について周知をされておりますが、町立病院ではどのような検査ができますか、再度確認の意味でお聞きをいたします。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 ただいま大泉議員のほうから、町立病院の検査体制、検査の内容というよ

うなことでのご質問だと思います。

新型コロナウイルス感染症の検査ということでございますが、ただいま町長の答弁にもありましたとおり、PCR検査につきましては、11月2日から町立病院が感染症の指定医療機関に指定されたことから、PCR検査については、現在は、外注といたしまして、外部の民間の医療機関に検査をお願いするという形で現在もすることは可能だということでございます。

あと、今後につきましては、今月中にPCRの検査機器が導入になりますので、それを使って町立病院自前でも検査ができるようになるということでございます。

コロナウイルスの検査については3種類あるんですけれども、そのうちの2種類を町立病院ではやる予定でございます。一つはPCR検査でございます。今お話しした内容でございます。あともう一つにつきましては、抗原検査というのがございます。

抗原検査については、コロナウイルスそのもの、ウイルス自体を発見する検査になります。ちょっと順逆しますけれども、PCR検査というのは、新型コロナの遺伝子をポリメラーゼという酵素を使って増やして測るというようなことでございまして、精度からいうとPCR検査のほうが高いわけでございます。

ただ、抗原検査は、キットを使ってインフルエンザとコロナと一緒にできるということもありますが、あと時間もほとんどかからない、15分くらいで結果が出るというものなんですけれども、感度が低いということがあります。

ということで、抗原検査は早いけれども精度が低い、PCR検査は精度は高いが時間がかかるということで、患者さんの状況に合わせてこの2つの検査を組み合わせるというふうなことになります。そこら辺はドクターの判断ということになりますけれども、そのようなことでやる予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） これからやはりインフルエンザの流行期となっておりますので、発熱をした場合、コロナなのかインフルエンザなのかという非常に迷うことがあると思いますね。特に心配になりまして、特に女性は、自分が、インフルエンザはまずは予防注射をしたから安心ではあるが、コロナになってしまった場合、自分が感染してしまったら家族の世話はどうしようという不安感を感じている方が多いというふうに思います。今ご説明をいただいたように、町立病院におきまして、2つの検査、PCR、抗原検査という形で対応していただけるということについては、とてもありがたいというふうに感じているところです。

それで、もう一点なんですけど、発熱外来、熱が出ました、町立病院に連絡をして、病院に

来て下さいという対応があって町立病院に行くわけですが、具体的には、やっぱり熱がある状態で病院に行く。熱があるとき、受付の対応と待合室は一般の患者さんとは同じ場所でもいいのか、または違う場所で待っていただくという形になるのでしょうか。

また、陰圧ハウスが設置された場合の診察の受け方です。まず連絡をして、来て下さいというふうになりましたら、どこに行って、陰圧ハウスといいますが、診察を受ければいいのかという具体的なシミュレーションといいますが、町立病院の入り口、じゃどこで待っていいか、どのように対応していただけるかということについてちょっと具体的にお伺いしたいのですが、お願いいたします。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 発熱の外来につきましては、3月のコロナ発生時から分けて対応をしているということです。患者さんの状況については、当然千差万別というか、皆さんそれぞれ違いますので、それによって外来の看護師が対応しているというようなことでございます。

やはり発熱が出て、コロナの例えば疑いがあったなんていうことであれば、これまではやはり疑いがある方については院内に入れておりません。病院としては、一番懸念されるのは院内感染の発生なんです。なので、駐車場で車の中で待っていただいて、帰国者・接触者外来のほうに保健所を通して連絡したというようなこともございます。あと、軽度の方については、病院の入り口の右側、自動販売機あるところにパーティションで区切って待機してもらったりしたり、それぞれ適切な対応をしてくれているつもりでございます。

あと、陰圧ハウス整備後のことでございますけれども、受診対応につきましては、まず発熱のある方は病院のほうに電話をしてくださいというようなことでこれまでも言っておりますし、これからもそのような対応をしたいと思っております。11月2日からはかかりつけ医が対応の第一ということになりましたので、町立病院としては、議員おっしゃられるように、かかりつけのない方も受付はいたしますが、やはり事前の情報がないとどういう対応をしていいかというのがよく分からないので、看護師との電話の相談とか、内容の聞き取りをした上で、陰圧ハウスは今の救急車の駐車プールのほうに建つことになるんですけども、病院の入り口に入らずに、そちらのほうでまっすぐ受付というようなことになる予定でございます。

あとは、検査と申しまして、いわゆる検体の採取でございます、陰圧ハウスの中でやることは。検体の採取をして、あとは検査、先ほど言ったように、外注にするのか、あと内部でやるのかというような、いろいろな先生の判断があるわけございまして、そのような中で対応すると。検査の結果については、出てそれで陰性となれば普通の患者さんとして対応

するということでございます。ただ、陽性になれば保健所のほうに通知しなくてはなりませんし、対応の医療機関のほうに送るといいますか、そういうような対応になってくるというふうに思います。

以上でございます。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 松田事務長さんのほうから詳しい説明をいただきましてありがとうございます。熱が出てもこれで安心だと、いや、熱は出さないほうがいいし、もちろん病気にはかからないほうがいいというふうには思いますが、もしそういった場合、町立病院は町で唯一の医療機関ですので、そういった形で丁寧に対応していただくということに感謝いたしますし、今後も先生方はじめ職員の皆さん、大変かとは思いますが、よろしく願いしたいというふうに思います。

続きまして、質問の2番目に入らせていただきます。

第3回の定例会でも町民の健康づくりについて質問をいたしました。各課連携しての健康プロジェクトについて、令和3年度に向けての進捗状況についてお聞きいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 2点目の質問であります。町民の健康づくりの令和3年度に向けての進捗状況等ではありますが、議員ご指摘の健康づくりプロジェクトにつきましては、第6次西川町総合計画後期計画の推進に向けた7つの重点事業プロジェクトの中の一つとしまして、健康福祉課、町立病院、町民税務課及び生涯学習課の関係職員と政策推進課を事務局としました構成で、5月に健康と生きがいづくりプロジェクト作業チームを立ち上げておりまして、10月の重点事業推進プロジェクト会議において、健康寿命の延伸を目的とした事業の研究報告を受けたところであります。

個別の事業につきましては、予算や推進体制などを考慮しながら検討してまいりますが、特に来年度の健康づくり事業につきましては、成果の見える事業を検討してまいりたいと考えております。例えば、生活習慣病、とりわけ糖尿病などにつきましては、重症化リスクの健診対象者を抽出しながら、適切な健康相談、受診勧奨及び保健指導を行うことにより、町や保険者、病院等が連携した指導体制の充実を図りながら、予備軍を減少させる、または該当者は早急に医療につなぐなど、対象者の生活が、成果が確実に見えるようなものにできないか、また、健康づくりにつきましても、いまだ収束しないコロナ禍において、新しい生活様式やソーシャルディスタンスの確保により制限が見込まれます運動教室や高齢者大学など

でも、より効果的な指導、改善が行えるよう検討してまいりたいと考えておるところであります。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 今、町長のほうからご説明をいただき、各課、政策推進課を事務局としたプロジェクトを立ち上げた、10月には会議を開いていらっしゃるということであります。

また、生活習慣、特に糖尿病に関して、いろいろな意味で町民の方にお知らせをし、健診など、運動などをさせていただくということでありましたが、いつも思うんですが、何かある人に対しては非常に手厚いところがあると思いますが、その一步手前、そういったことにならない、要は、そういった数値とか健康診断で引っかかったという人だけではなく、まだ何も、年齢とかもありますし、そういったことの意味合いを含めて、元気な町民、医者にかからなくてもいい町民という、そういったことを踏まえまして、そういった対応についてもぜひ進めていっていただきたいなというふうに思います。

私は、楽楽・ゆる楽運動教室といった、こういった教室に参加をさせていただいております。11月16日に行われましたなでしこアカデミー、これ生涯学習課主催ではありますが、「めざせ美ボディ！ホントのキレイは体づくりから」と題しまして、楽楽・ゆる楽教室と同じ海味在住の運動士の指導により健康体操が開催されました。参加者は30代から60代、奥さんと一緒に来られた方もいらっしゃって、20名程度の人数でしたが、やはり若いお母さんたちもふだんから運動には興味ありますが、やはり普通仕事をしていますし、子どもたちに手がかけたりして、なかなか運動する機会ということは難しいというふうに思っております。

それで、前回は申し上げましたが、先ほど町長にもありましたが、運動の見える化について、前回の議会でも申し上げましたが、インボディという機材、非常にちょっと高い機材ではありますが、筋肉と脂肪の割合、肥満度を評価、体の部位別筋肉バランス、脂肪バランス、骨量、内臓脂肪、身体年齢など、数値で見える機材であります。具体的に言えば、私がゆる楽教室で体験したのが、こういった形で大きく結果が出てきます。自分を見つめる、私の身体年齢、今の年齢は何歳、私の身体年齢は何歳というふうに数字で見えてくる機械がありまして、ぜひ来年度に向けまして、こういった見える化、インボディの機材をぜひ保健センターに置いていただければいいかなというふうに思っております。

そうしますと、皆さん個人で時間のあるときに保健センターを訪れまして、インボディの

結果、保健師さんと相談をしながら、話をしながら、そういった話の中でまた別な話も生まれ、いろんなアイデアも生まれ、人がやはり集まっていけば、いろんなアイデアが生まれ、いい方向になっていくのかなというふうに思うところがありますので、ぜひ、開かれた保健センターという言い方では大変失礼なんです、こういった目的を持って訪れられるようにというふうに考えておりますが、このことについてちょっとご見解をお伺いいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今の健康づくりであります、まず、まちづくりは、やはり健康な町民の皆さんがあってまちづくりがされるわけであり、いかに健康な体をつくるかということでありまして、そういった面でプロジェクトに掲げておるところであります。

西川町のこれまでの健康づくりと申しますかの経過であります、昭和50年代までは、要するに高血圧、塩分の取り過ぎだというようなことで、塩分摂取を日常生活の中で下げようというような、そういったことを町民運動としてやってきまして大変な成果を収めたわけ、あります、今はあまりにも糖分を取り過ぎるということで、糖尿病が、国民健康保険の統計情報であります、山形県で1番になっております、西川町が、糖尿病は。

そういうようなことで、日常生活でこれから気をつけなければならないのはまさに糖尿病でありまして、食生活、それとあと日常の運動、こういったものをぜひ町民運動としてやれるような体制を今後やっていきたいと思っております、これは一朝一夕でできるわけではありませぬので、何年間かの期間を要すると思っております、そういった中で、議員おっしゃるように、要するに数値に見えるような、そういったものがなければ、常日頃頑張っても、何を頑張ったんだとかいうような、そういった評価ができないということもありますので、ぜひ数値で見えるような、そういったものをやったらどうかというふうなことでは検討しているところではあります、ただ、その機材等につきましては、確かに優秀ないろんなものが表示になるものもありますし、日常的にそれぞれの家庭にある体重計、今、体重計は非常に優秀な体重計でありますので、私も毎日上がっていますけれども、内臓脂肪、体脂肪、それから体年齢とかいろんなものが出るものもありますので、そういったものをどういうふうに駆使するかもありますが、要するにやった結果が見えるような、そういったものをやらなければ努力効果がないと思っておりますので、そういった意味で検討は今させておりますので、必ずしも大きな優秀な機材を入れるかどうかもありますけれども、その辺は十分検討していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 機材があるから健康になるというわけではないというふうには思うところですが、ただ、そういったことをきっかけに保健センターのほうに足が向いて、保健師さんとか職員の方とか、福祉協議会も入っておりますし、そういったところで話ができる場所、自分で、本当にちょっとしたことなんですけど、誰に相談をしたらいいかという、医者に行くまでもない、そういったところをつくっていただけるためにも、やはり保健センターの役割というふうなところは非常に大きいところだと思っております。

それでは、健康福祉課の課長にお尋ねをいたしますが、今後、やはり町民が入りやすい保健センター、保健師さんとお話のしやすい、相談のできやすい保健センターの今後の在り方について、どのようにちょっとお考えでいらっしゃるかというふうなことについてお尋ねをいたします。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 ただいま大泉議員からのご質問でございますけれども、機材関係につきましても、議員おっしゃられるようなインボディですか、そういうような機材等々につきましては、今後、予算とかの中でも、ただいま予算要求、査定時期でもありますので、その中で検討していくということになるかと思っておりますけれども、まずは各町民の方が保健センターに訪れるということに関しましては、まずは人間的な関係を構築していくこと、あとは入りやすいやっぱり雰囲気づくりというものが大切だと思っております。また、運動教室でありますとか、また健診結果の教室でありますとか、そういうときに折に触れて関係のほうを構築していきたいというふうに考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 先日の議会全員協議会の資料として、第9次西川町保健医療福祉計画の策定方針が、資料を見せていただきまして、課長のほうから説明をいただきました。

「共に健やかに・共にいきいきと・共にいつまでも」という基本理念に対しまして、「「はつらつ80代」をめざして」という目標を大きく掲げて、町民の健康づくりに入っているのかなというふうに思います。

これについても、やはり健康であればこそ、いろいろな活動ができるし、発想もできるし、やっぱり心も体も健康でこの町に住んでいていただきたいというふうな思っておりますので、ぜひ、こういった町民の健康、65歳以上ではなく、病気にかかった人だけではない、全

体的な、子どもから、若い方から、まだ医者に行っていない方、そういった方たちの健康もぜひ進んでいけるように、町の方針として目指していただきたいなというふうに思います。

続きまして、質問の3番目に入らせていただきます。

町民体育館を使った健康づくり教室等が開催されておりまして、コロナ禍において今後ますます健康づくりは筋力、免疫力アップに期待されるところです。トレーニングルームの機材を使った教室のプランづくりなどの提案を含めまして、トレーニングルームの活用についてお尋ねをいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の3点目の町民体育館のトレーニングルームの活用についてであります。トレーニングルームにつきましては、全員協議会でも機材の配置等についてご説明しておりますが、これまでトレーニングルームについては、移動式ミラーを置いておりまして、ダンスルームとして使用してきたところでありまして、東京2020オリンピックに向けて、ホストタウンであるモルドバ共和国や日本代表チームなどの事前キャンプを迎えるに当たり、ハイレベルなウエートトレーニング器具が必要となり、あわせて、地元ジュニア選手たちの強化育成、月山湖カヌースプリント競技場1,000メートルコース整備に合わせて、大学カヌー部等の合宿誘致を優位に進めるための必須要件としまして、今年9月末にパワーラックやダンベルセットなどをトレーニングルームに配置しまして、同じく2階の部屋には陸上でカヌーの模擬トレーニングができるエルゴメーターを設置したところであります。

その使用に当たりましては、今定例会に提出いたしております使用料の改正に関する条例のご可決をいただいた後に、利用を希望する方に安全に正しく使用していただくための講習会を開催しまして、個人での利用を始めてまいりたいと考えております。

今回整備しましたトレーニング器具は、オリンピック代表選手にも対応できるハイレベルな器具でありますので、一般の利用に際しては何よりも安全に使用できるよう対策を講じながら、その利用状況を見ながら、町民の皆さんの健康の保持増進に役立つようなプランの検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） オリンピックに向けて、カヌーのホストタウンとして選手の方を迎えるに当たりまして、その役割を果たすというか、選手のためにトレーニングルームの中に機材を用意されたということで、ぜひ、令和3年度、来年は素晴らしいオリンピックが開催

され、カヌー会場で練習された方たちも活躍されるといいなというふうには思っております。

それで、オリンピック終了後につきまして、今、トレーニングルームには機材があり、様々なバーベルとかあるわけですが、そういったものについて、オリンピック、要はアスリート向けの機材というふうに全員協議会の中の資料をちょっと拝見させていただいたんですが、これは町民はどのように使っていく方向であるのか、ちょっと今の段階で結構なんですが、教えていただきたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

奥山生涯学習課長 ただいまのご質問、現在のトレーニングルームに配置いたしました器具に関しての町民の方のご利用についてということでございます。

先ほど申しましたとおり、トップアスリート向けの機材ではありますが、一部、一般の方も安全上の使用上の注意などを踏まえた上でご利用いただけるような形で開放していきたいというような部分もございまして、今回の定例会のほうに使用料の設定などの議案を提出させていただいているところであります。

まずはトップアスリート向け、それから地元のジュニア選手向けと育成強化、それからオリンピック終わりましたも、様々全国大会の開催が予定されているところであります。特に大学生の大会等につきましては、これまで東日本のほうには1,000メートルのコースがなかったということで、来年度、全員協議会の中でもご報告申し上げたところでありますが、関東学生選手権大会、いわゆる関東インカレなどについては毎年開催の方向で検討いただいているところです。

そのほかにも、全日本インカレなどにつきましても、何年かに一度の開催などを目指しながら、今回の来年度の大会の成功に向けまして尽力をしていくところでございますので、まずはそういったトップアスリート向け、大学生の競技者向けと、可能な部分での町民の方のご利用などをしていただけるように、特にエルゴメーター、陸上でカヌーのトレーニングなどをしていただく部分については、一般の方のご使用も講習を受けた方ということでさせていただきたいと思いますが、カヌーに触れていただくというような部分、それから筋力のトレーニングにもつながりますので、そういった方向で使っていただけるようにということで考えているところでございます。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 今、課長からご説明がありまして、町民も使っていただけるのではない

かという答弁でありましたけれども、バーベルの、具体的に全員協議会で示されました写真入りのがありまして、ベンチプレスというのがありまして、このバーベルのバーの重さだけで何キロありますでしょうかね。町民のための施設ということもありまして、オリンピック後といたしますか、要はあそこを町民がどのように利用していくかということについてなんです、まずはあのバーベルのバーだけの重さって何キロであるかということと、先ほども課長もおっしゃいましたが、やはりあの機材はちょっと1人でやったら危険なのではないかというふうに思います。

ですので、やはり専門の運動士の配置などはお考えでいらっしゃるのかということと、例えば成長期、特に小学生、中学生時代にあまりに筋力をつけてしまうと成長が止まってしまうという、これは運動をされている方は大体のことは知っている。ある程度身長が伸びて、それからの筋力、ウェイトトレーニングというふうになっておりますが、その専門の運動士の配置ということと、バーベルのバーだけの重さは何キロであるかということと、やはり今度、健康福祉課のほうで体育館を利用して、今まで体育館なんて私が入るところじゃないかなと思っていたんですが、ここで運動教室を開いていた、あることによって体育館に初めて入って、ここで運動された方もいらっしゃると思います。やはり開かれた体育館、開かれた施設という目的もありますので、ぜひ今後、そういった点についてどのようにお考えなのかということをお伺いいたします。

古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

奥山生涯学習課長 ただいまのご質問、3点かと存じます。

1番目の、まずは今回導入いたしましたベンチプレス、それからパワーラック、いわゆるバーの部分の重さであります、それぞれ大小ありますが、平均しまして25キロとなっております。

次に、専門の運動士、専門家の方の配置という部分でございます。まずは、スポーツ振興係のほうにも、競技者、そういった機材を実際に使用してきた職員もでございます。現役の部分でも活用しているということもございますので、そういった職員、それから先ほど大泉議員からもお話をいただいております、いきいき、ゆる楽で当庁に来ていただいております町内の運動療法士の先生などとも話合いをしながら、実際に西川町民の方の体などをよくご存じの方でございますので、そういった方のご意見なども聞きながら対応してまいりたいということでもありますので、現状では専門の運動士等の配置などについては予定はしていないというところでございます。

今後の部分です。今回導入した部分の中には、いわゆるラットプルダウンということで座ったまま背筋力を鍛えられる機材など、それからバランスボールということで体幹を鍛える部分ということでもあります。全て、筋力を強化するというほかに、バランスを養成するなどの機材もございますので、そういった部分で町民の健康の増進につなげられるような教室などについて、現時点ではまだ未定でございますが、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 今、課長から答弁がありましたように、アスリートと言いますが、体力のある方だけではない町民の皆様が利用に向けていただければなというふうに思いますので、よろしく願いをいたしたいというふうに思います。

あともう一点、次に、まず体育館の2階部分のもともとは会議室、研修室であったところにエルゴの機材を置いたわけですが、この会議室、研修室についても、今後占有といいますか、ずっとここをこういったトレーニングルームという形で利用を考えているのか、これをお尋ねしたいんですが、まずは体育館を新築するとき、私も体育館の新築をするときの検討委員でありまして、なかなか高額で新築をするということで、体育館の目的については、運動することだけではなく、避難所としての役割も果たすという意見もあり、新築されたかなというふうに思います。

昨年も豪雨災害に見舞われて、各地区で避難所が開設されましたが、様々な問題点とか課題が出てきたかなというふうに思います。特に、私は入間地区にいるんですが、やっぱり人が少ないので、区長さんとか町内会長さん、現場にいてその対応に当たり、じゃ避難所は誰が面倒見るのかというのが今回のちょっと課題だったというふうに思います。

そうであれば、避難所、結局、食事というのは自分でやらなきゃいけない。例えば、公民館にいても誰もご飯を運んでくれる人もいないわけで、つまり、人員配置、備品、食事や生活面においても、あいべの施設や体育館施設に避難したほうがいい、もう最初から、じゃ、あいべや体育館施設に避難したほうがいいというふうに考えているところもあります。

やはり子どもとか高齢者のためには、個室というのは非常に大事なところでもありますので、今後の大規模な自然災害に備えて、3密を避けた避難所という意味において、体育館の2階のエルゴメーターを置きましたスペースをやはり空けておく必要があるというふうに思います。この点につきまして見解を聞きたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

奥山生涯学習課長 まず初めに、2階の会議室、研修室にトレーニング機材を搬入した件でございますが、トップアスリート向け、それから地元ジュニア選手向けというようなことでございます。

将来にわたりの占用という部分でございますが、今後の検討課題になっております月山湖まねきの丘に艇庫、いわゆる、現在ですと全国的な大会の開催についても、仮設のトイレ、仮設の更衣室などの現状がございます。そういった部分、それからカヌーを収める倉庫等、様々な課題がございます。今後の月山湖の湖面の活用などについてもオープン化が図られておりますので、そういった部分で今後検討を進めていく部分もございますが、そういった部分までについては現状のままでということ想定をしているというところでございます。

会議室の避難所的な部分での活用というところ、隣接しておりますあいべと一体化で、そういった個室の部分ですとか、そういったものは検討していく必要があるかなということ考えているところでございます。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） ぜひ、みんなが使える体育館、みんなが使える施設、こういった機材とか、いろんな予算をかけまして施設を整えていくというわけでありまして、今特に言われることは、費用対効果といたしまして、そのことをしたことによってどんな効果があり、費用をかけた分だけ、元々、プラスマイナスゼロにできるかという、いろんな意味でのですね、その中にはやはり人材育成というところも入ってくるかなというふうに思っております。

体育館の利活用につきましても、ほかのスポーツ競技、大きな大会を控えている、まだコロナ禍でありまして、そういった大きい大会はなかなか難しいとされてはおりますが、ぜひ2階のスペースをいろんな意味で使えるように、ぜひ、占有ではないということにつきまして、町長のほうから、ずっとあそこに置くわけではないということをお聞きしたいのですが、町長のご見解をお尋ねいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 トレーニングルームの機材等も含めてであります。今、担当の課長のほうからご説明ありましたように、将来ともずっと占有するというわけではなくて、なぜ今回トレーニング機材を整備したかと申しますと、まずは1,000メートルコースの整備もそうありますが、どうしても、今、カヌーにつきましては、山形の県立谷地高というのが、また中学校は

西川中学校というようなことで全国に名を馳せておりますが、ただ、500メートルではなかなか、その上のレベル、要するに1,000メートル、全日本、世界レベルに至るまでにはそこでどうしても力の関係で挫折してしまう場合もあるというふうなことで、早めに1,000メートルコースを経験させて筋力をアップさせて、そして大学、シニアにつなげていくという、これがアスリートをつくるというようなことでありますので、そういった意味を含めて、あと、西川町の月山湖のカヌー競技場が、環境がほかに比べて非常にいいと、また、日本の関東、東北にそういったコースがないということもあって、皆さんからいろんな場面で要望されておったのを整備したわけではありますが、そういった意味で、オリンピックでモルドバとのホストタウンの協約を結んでいたということもあって、1,000メートルコース、それから機材の導入を早めた部分もありますが、これはあくまでも選手育成、そして西川町のよさを全国に発信するというふうなこともあってであります。

特にトレーニング機材につきましてですが、これは本来であれば、さっき説明ありましたように、カヌーの艇庫を整備しながらその中に配置するというふうな当初の計画であったわけではありますが、なかなか財政的な面もありますし、艇庫までには及ばなかったわけありますので、その間、体育館に配置するというようなことでありますので、先ほど言いましたように、いつまでもではありませんで、特に、その機材、要するに筋トレであります、筋トレにつきましては、カヌーだけでなく、弓張平の県の体育館、それからスポーツ施設ありますが、あそこで合宿の誘致、こういったものをできるということではありますが、以前はスキーの大学の合宿も含めて、大分、志津地区に合宿が入っておったんですが、近年では非常に少なくなっているというふうな状況であります、それは、やはり単なる競技だけでなく、事前の筋肉トレーニング、こういったものが必須であるというふうな、そういった状況に今変わりつつあるということでもありますので、そういったこれからの合宿の誘致も含めて、要するに、あそこの県の施設の有効利用、活用を含めた点で、そういった意味では町としても整備すべきだというふうなことで今回やっておりますので、ですから、先ほど言いましたように、艇庫等含めて整備したいと思いますし、さらに県の体育館もありますので、県の体育館の有効利用も含めて、県のほうとも協議しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。残り2分少々です。

5番（大泉奈美議員） 今、町長からご答弁ありまして、私は、カヌーだけなのかとか反対とかいうわけではなく、応援をしております。ただ、やはり全体的な町民のバランスといい

ますか、そういったことで質問を申し上げたところであります。

コロナ禍の中の健康づくりやら、いろんな方向性において今回質問をさせていただきましたが、やはり今後、月山湖周辺の利活用、弓張平のすばらしいあの体育施設も含めまして、利用していただけるように町としても県に掛け合いまして、例えば、トレーニング機材を体育館というかあの施設に置いていただけるよう強く要望するとか、上山の坊平のたいらぐらのように、高地トレーニング、あそこは標高600ぐらいしかないのに、1,000メートルと言われてはおりますが、あそこの利活用も含めて、バランスの取れていく、せっかくの施設でありますので、こういったことも利用していただきたいなというふうに思います。

まずは、令和3年度に向けまして、町民の安全・安心な暮らしや健康を守るために、次の世代に未来をつなぐ政策に期待し、質問を終わります。ありがとうございました。

古澤議長 以上で、5番、大泉奈美議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

伊藤哲治議員

古澤議長 続いて、9番、伊藤哲治議員。

〔9番 伊藤哲治議員 質問席へ移動〕

9番（伊藤哲治議員） 9番、伊藤哲治です。

質問に入る前に、コロナウイルス感染症が、今もって終息するどころかますます勢いを増し、第3波と言われるような状況の中で、医療従事者あるいは関係者の皆さんが日夜をたがわず努力なさっていることに対し、心から敬意と感謝を申し上げます。一日も早いコロナウイルス感染症の終息が来ますように祈るものでございます。

さて、私は今回、西川町らしい自然教育、子育て支援の強化について質問をさせていただきます。

質問1ですが、自然豊かな町環境を最大限に生かし、自然教育・学習先進地づくりを行う拠点となる（仮称）自然教育学習センターの設置構想に基づく旧大井沢小中学校校舎活用について、現状と今後の方向性についてどう考えていらっしゃるのかお伺いをします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいま、西川らしい自然教育、そして子育て支援の強化についてということで伊藤議員からご質問ありましたが、通告には質問は5点にわたって通告がありますが、私からは最初の自然学習の関係をご回答申し上げまして、2番から5番までにつきましては学校教育の関連でありますので、教育長のほうから回答しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

初めに、自然教育学習センターの現状について申し上げておきますが、西川町の人々の暮らしは、厳しくも豊かな自然の中で、その恵みを上手に取り入れまして生活を向上させてきた暮らしの知恵や工夫が詰まっております。そして、大井沢地区に誕生した自然研究活動は、単なる学術的な学問ではなく、生活文化に支えられた自然の理解、自然との共生の学習であり、今後も私たち町民が大切にしていけるべき財産であると考えております。

町民のみならず多くの方にこの自然教育学習活動に触れ、体感いただき、そして交流を促進していくため、町内小学校の統合に伴い、その活用策が課題となっている大井沢小中学校をセンター施設として活用する構想を掲げてまいりました。

その学習活動がいかなるものかについて実証するために、平成30年から自然教育・学習プログラムの試行を行い、30年度はプログラムを5回実施しまして、23人の参加者となりましたが、令和元年度はプログラム内容をより気軽に体験できるメニューに変更し、プログラムを8回実施し、127人の参加を得ております。今年度はコロナ禍でもあり、7月までのプログラムは全て中止してありまして、8月からはプログラムを再開し、以来11月までにプログラムを4回実施し、43人の参加者を得ております。

プログラム参加者はほとんどが町外の県内在住の方で、参加者のリピート率も高くなっております。

プログラム内容は、大井沢自然博物館の周辺の自然森林公園などをフィールドに、山菜、キノコ観察や採集、川遊び、樹木観察、スノートレッキングなど、自然を堪能できるメニュー

ー内容となっております、その内容に対する評価も高く、また参加したいという声が多い状況になっています。加えて、地元民宿旅館の方からも郷土料理体験への協力をいただいております、今後は、人気の高いプログラムを体験メニューとして旅行商品にしていく検討を進めるなど、より多くの方から参加いただけるよう工夫してまいりたいと考えております。

それで、質問の旧大井沢小中学校校舎の活用についてであります、旧大井沢小中学校施設の利用につきましては、主にプログラムで収集したものの観察や郷土料理の試作体験などで活用しております、主に教室の一部や食堂、調理室などを利用しております。現在のところ、旧大井沢小中学校施設につきましては現有機能のまま十分活用できることから、当面、最低限の改修で対応しながら施設利用を行ってまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今、自然教育・観察のプログラムを平成30年度から実施し、平成30年は5回、令和元年は8回、令和2年は8月から始まって4回を実施したというお話がありましたけれども、その中で大井沢の自然を楽しみながらいろんな教育に資するというので、町外の方が結構いらっしゃるという話ですが、令和2年度のそのプログラム実施に261万円ほどの予算を組んでいるわけです。

そのうち、報酬として、人件費として180万ほどですから、残りは80万ほどになりますけれども、そういう形でプログラムを実施してきたということですが、その効果はどうだったのかというのをお尋ねしたいのと、町長は先ほど、大井沢小中学校の利活用については、調理室とか理科室とか、そういうところを利用していると、現有機能のままで十分利用できるというお話がありましたけれども、当初の考えでは、大井沢小中学校は100人規模の宿泊施設を持つ教育旅行に対応できる、そういう設備に改修をしたいという話がありましたけれども、それはもう棚上げにして、現在のまま、現有機能のまま利用していくというふうに変更なされたのかどうかお尋ねをしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 当初の計画では、教育旅行、以前の教育旅行はあったわけですが、数千人が来られた事例がありますが、ただ、大震災以来、県外の教育旅行は望むことができないというような状況になっておりまして、特に国もそうではありますが、それぞれの県内での教育旅行というのを推奨するというふうなことになりまして、なかなか望み得ないような状況になっているということも踏まえてではあります、ただ、決してそれを、望み、計画を捨て

たわけではありませんので、大井沢地区の先ほど申しましたように自然学習、さらにこれまでの伝統文化、要するに生活も含めてですが、そういった面で、さらに日本のよさを、日本の里山のよさを引き継いでおると申しますか、そういった面では大井沢は非常に環境的にもよいし、活用すべきだと思っていますし、そして大井沢の人口減少をとどめるというようなことで、これまでも地元の皆さんと協議をしております、ただ、やっぱりそこに人材的なもの、そういったものを含めてでありますので、そういったものを含めて、今後さらに、まずそのためにも受皿と申しますか、研修の内容、そういったものを改めて実証しながらやっていきたいというようなことでありますので、決して夢を捨てたというわけではありませんので、ご理解をお願いしたいと思っています。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 私は夢を捨てたんじゃないかとは言っていませんけれども、実際にそういう形で大井沢小中学校を利活用していくというふうに議会の場でも答弁をしてくれていますし、それを変更したのかどうかということでお尋ねをしたわけでございますので、ただ、教育旅行が東日本大震災以降なかなか来なくなったということでございますけれども、2,500人を教育旅行の人数として目標としつつ、町は大井沢小中学校の利活用を今後していくということで今まで話をしてきたわけです。

今の町長の話ですと、夢は捨てたわけじゃないということですので、今後とも大井沢小中学校の利活用をするために、あそこを改修しながらやっていくという方針には変わりがないというふうに理解してよろしいのかどうか再度お尋ねをします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 利活用に当たってであります、その規模等も含めて改めて検証しながら、そして今いろんなプログラム等で参加されている方もおりますので、そういった、あとは町のほうのPRの仕方と申しますか、そういったものを含めて今後検討したいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 自然教育学習センターとして、今後、大井沢小中学校を改修しながらやっていくというお話、いろいろ検討しながらやっていくというふうに、私は今、町長の答弁を聞いて理解をしましたがけれども、その中で大井沢の公共施設、大井沢支所も含めてですけれども、診療所もありますが、そういったものを一緒にして一括してやっていくという、町の財政規模、あるいは今後の苦しい財政を考えたときに、大井沢支所をあのままにしてお

いていいのかという話も私は出てくるんじゃないかというふうに思いますので、もし旧大井沢小中学校を今後とも改修していく方向に変わりがないというのであれば、あそこの一帯の施設をどういうふうにやっていくのかということを含めて検討していくという考えがあるのかないのかお尋ねをしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 確かに、議員おっしゃりますように、大井沢地区には、非常にいろんな公共施設、伝承館、それから博物館等々も含めてでありまして、さらに町の施設以外にも郵便局等々もありますので、非常に多くの公共施設があるということでもありますので、それらを一体的にどういうふうな連携をしながらやっていくかは課題でありまして、これもまず大井沢地域の皆様のご理解を得るのが一番だと思っていますし、そういった中であの学校の中にどの程度のものが集約できるのか、こういったものを含めて、検討会ではないんですが、今、三役の中でも話はしておりますので、そういうような方向で考えておりますので、よろしく願いします。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 町長からそういう話がありましたが、ぜひ大井沢地区の皆さんが生活しやすいような形での統合をやって、町の財政も考えつつやっていただければというふうに強く要望しておきたいというふうに思います。

自然教育学習センターというのはどういう形で出てきたのかというと、月山ミュージアム構想の中の一つなわけですよ。その月山ミュージアム構想は、今もって第6次総合計画の中核をなしているというふうに私は理解をしています。ジオパーク構想が途中で、ジオパーク申請はやめようということで月山フォーラムに変わりましたけれども、そういう中で月山ミュージアム構想そのものというのは町として今後とも継続をしながらやっていくというふうに理解をしてよろしいのか、そこを1点お尋ねいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 月山ミュージアム構想につきましては、まず月山の自然、文化、こういったものを一体的に考えると申しますか、やるというようなことでの構想でありまして、まさにその中で西川町にはいろんな文化、伝統も含めてありますので、それぞれ町内に、例えば出羽三山の場合ですと町内全域にわたってありますので、そういったものを一括してと申しますか、ある程度まとめて町の魅力に仕立て上げるということでありまして、さらに、ジオパークにつきましては、議員おっしゃるように、途中で月山フォーラムに変わったということがあり、

これはジオパークが、認定がユネスコに変わったということで非常に厳しい条件が加わったというようなこともあって、なかなか厳しいということで、5市町村で合意を得て月山フォーラムに変えたということでありまして、そういった意味で、ある程度、一つ一つの施設なり町だけでなく、そういったいろんな面で連携できるものは連携してやっていこうというようなことでもありますので、決してミュージアムも今後やらないとか、そういったわけではありませんで、西川町のこれからの進むべきものだと思っていますので、よろしく願います。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 月山ミュージアム構想について、具体的に、月山ミュージアム構想の中にはいろんな部署があって、それを統一しながらやっていくというのが月山ミュージアム構想だというふうに理解していますけれども、その辺の今後の進め方について、政策推進課長のほうから答弁をお願いしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの伊藤哲治議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、月山ミュージアム構想は、町の文化施設、大井沢に限らず、町内に幾つかの文化施設があります。加えて、県が所有しているネイチャーセンターなどの施設もあります。それらを有機的につなげて、多くの方々から西川町に来ていただいて、利用していただいて、交流を促進していくというような構想でありますので、その考え方は変わるものではないというように考えております。

実際にどのような有機的なつながりをしていくかという議論はまだ途中だというように思っておりますが、まずはいかにそれらの施設を対外的に情報発信していくかというところが最初になってくるのかなというようなことであると思います。町の魅力を対外的にどうやって発信するかについては、そのミュージアム構想の考え方もありますので、その辺のところ、町のブランドの発信というところにもつながってくるかと思っておりますので、その辺のところにつきましては今後も検討を進めてまいりたいというように考えておりますので、よろしく願います。

以上であります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 荒木政策推進課長から今答弁をいただきましたけれども、月山ミュージアム構想を進める上で、やはり大井沢だけじゃなく、志津あるいは岩根沢、新しくでき

た吉川の歴史文化資料館、そういうものを一つ一つ点として捉えることじゃなく、全体を面として捉えて観光に結びつけていくというような構想をぜひ盛り込んでいただければというふうに思いますので、その辺も要望しておきたいというふうに思います。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。

6次総で掲げた教育・学習交流の体制拡充対策について、ほかの自治体との教育連携等を行い、一定期間を西川町内で過ごし教育効果を高める移動学校や移動塾、大学と連携した子ども大学などを実施し、教育・学習交流を拡充するというふううにうたっていますけれども、具体的にどのような施策を実施を今までしてきたのかお伺いをします。また、今後の施策展開について、どういうふうに取り組んでいくおつもりなのかお伺いをしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 教育、それから学習交流についてであります。

第6次西川町総合計画の基本施策の一つとして掲げています「全国に誇れる自然教育・学習の推進」の中では、議員ご指摘のとおり、他自治体との教育連携、移動学校、子ども大学等を掲げております。ただ、現在までにそれらの事業には取り組んでいない状況にありますが、計画の中で、自然教育・学習の推進のため、町の豊かな自然の恵みを上手に取り入れ、大井沢自然博物館などの町内施設と連携し、全国に誇れる自然教育・学習を推進していくということを基本方向としており、それを推進するために西川小学校及び西川中学校で取り組んでいることについてお答えいたします。

本町の学校教育を進めるに当たって、3つの教育の柱の一つとして、自然、文化、歴史等の地域資源を生かし、体験活動を通して人間力を育む教育の実践に取り組んでおります。

主な取組といたしましては、西川小学校5年生を対象にしたブナの森自然学校では、例年、弓張平で2泊のキャンプを行っていますが、今年はコロナ禍の影響で大井沢に1泊というふうに変更して実施しました。新型コロナウイルス感染症の感染防止策を十分に施しながら、たき火や夜の散策でのホタル観察、月山フラワートレッキング、ブナ林散策等の体験を行ったところであります。また、西川小学校で行っているふるさと楽校では、1年生は大井沢で大栗の観察、湿地での昆虫観察、2年生は沼山の沼で水生生物採集など、地域の自然に触れる体験学習を行っております。西川中学校では、1年生は月山散策、2年生は月山登山を行っております。

今後は、いまだ収束が見通せないコロナ禍においては、まずは町内の児童・生徒に町の自

然に触れる体験学習を継続して進めてまいりたいと考えております。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 教育長から今答弁をいただきましたけれども、全国に誇れる自然教育をやっていくという話ですが、今答弁の中でおっしゃったことは、町内に閉じたいわゆる生徒たちに対する学習、教育だというふうに思います。6次総の中で掲げているこの教育・学習交流の体制拡充というのは、町内だけに閉じた内容じゃなくて、ほかの大学とか、それから移動塾、移動学校等で、町外あるいは県外の大学あるいは小中学校と連携をした、そういった形での学習交流をやっていくというふうに私は理解をしたんですけれども、そういう意味でいえば、今、コロナ禍ですので今年はできないけれども、今後そういう形でやっていくという方向性があるのかどうかお尋ねをします。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 私の管轄と申しますか、教育委員会としての分野でのみちょっとお答えさせていただきますけれども、西川小学校及び西川中学校で交流している学校というのは何校かありますけれども、そういう時点で、例えば台湾の南湖小学校がこちらに来たときとか、そういうのは、月山のももちろん自然に触れてもらったり、あるいは冬の雪の楽しさに触れてもらったり、そういうことはあります。

ただ、第6次総で捉えている町全体としての観光面も、あるいは生涯学習ももちろん含めますけれども、産業振興課との、例えば不動前駅の、2年前ですか、子どもたちを招待したようなときもありますし、そういう意味で総合的にやっぱり交流していくことは大変重要なというふうに思います。ただ、学校教育関係だけではできないので、そういう面も含めて町全体としてやっぱりいろんな西川町の文化的あるいは自然的なすばらしさに触れてもらって、町をPRというか交流できるような体制は十分に進めていけるし、いきたいなというふうに思っております。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 教育・学習交流だけということじゃなく観光面にも資するという面で見れば、現在、先ほど不動前とかという話がありましたけれども、不動前商店街あるいは仙台の宮町商店街、そういうものとの交流も含めて、子どもたちだけでなく大人を巻き込んだ教育・学習交流というのができるんじゃないかというふうに思うわけです。

実質、今、大井沢には、跡見学園とか共立大とか、いろんな学生が来ていらっしやいますけれども、それは大井沢は大井沢だけに閉じたような形での交流になっているというふうに

思っていますので、そうじゃなくて、もっとそれを拡大しながら町全体で交流人口を増やしていくという考えがないのかあるのか、町長にお伺いをしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 町外との交流も含めたということではありますが、今年度につきましてはコロナの関係でなかなか着手できないと申しますか、交流事業をやれなかったわけではありますが、これはコロナの前ですと、例えば台湾のほうから小学校も一、二校、新たに交流をしてほしいというような、そういった要請もありますし、さらに今回、不動前につきましては、森林環境税もありますが、西川町の杉のよさをぜひ知ってほしい、そういったいろんな接点を設けておりますし、議員からありますように、特に不動前につきましては、10年来の不動前の駅前の販売も通じてやっと商店街とも契約を結んで、そして小学校の中での交流会をやってきたわけではありますが、その折にもぜひ不動前のほうからも小学校も含めた交流をというような要請もあって、それが一つの起爆剤になって今回の机の天板等の提携もやったわけありますので、そういった、例えば観光、要するに商業、商工、そういった場面だけでなく、いろんな全体を通じた交流をやっていかなければ交流は続かないと思っていますので、そういったことを念頭に入れながら今後ともやっていきたいとします。

特にこれから、西川町は山村でありますので、例えば漁村とか、そういったものを含めて、子どもたちもいろんな場面を経験できるような、体験できるようなそういったものを含めて今後も交流の幅を広げるべきだと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 子どもたちが来れば親もそれについてくるというふうになるというふうに思いますので、そういう面では、今、コロナ禍でなかなか交流というのも今はできないでしょうけれども、今後、コロナが終息した暁には、ぜひ西川町がそういった面で学習交流、教育に大いに拡充をして、それが定住移住にも結びついていくというような施策を町としてぜひ考えていただきたいというふうに思うわけでございます。そんなことで今後の展開に期待をいたします。

次に、質問3番ですけれども、前回9月定例会でも質問いたしましたけれども、新型コロナウイルス感染症により子どもたちの教育環境は大いに大きな影響を受けています。教師集団や保護者の不安はさらに大きくなっているというふうに思っています。より具体的にどのような対策を実施し、また、その効果はどうだったのか、今後の施策を含めて改めてお伺いをしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 コロナ禍における対策についてであります。

学校内の感染防止対策については、教職員の大きな不安であります。その対策として、手指消毒、検温、マスクの着用、手洗いの励行、換気、さらには授業や給食の際のスペースを確保した机の配置などを行っております。

また、学校行事については、9月以降、西川小学校では運動会、西川っ子まつりを、西川中学校では西川祭、また小中合同の芸術文化鑑賞会として山形交響楽団によるスクールコンサート等を実施しております。その際には、来賓、一般の方にはご案内を行わず、出席者の把握、手指消毒や換気を行うなどしての予防対策を実施しております。

また、西川中学校3年生の修学旅行については、目的地を東京から岩手方面に変更し、保護者から参加同意書の確認、それから事前の健康調査票の提出、大型バス2台で密にならない座席の配置、ソーシャルディスタンスを保った食事の座席配置、手洗いの徹底、それから携帯用アルコールと簡易体温計を全員に配付するなど、注意を払って実施してまいりました。ただ、西川中学校2年生の仙台研修については、宮城県内の感染者の急増により中止したところです。

学校では、感染予防に努めながら、できるだけ学校行事を実施する方向で検討しております。今後とも、文部科学省から発出された学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、感染リスクを少しでも減らすよう努めながら学校経営を進めていくこととしております。

学校教育課では、補正予算でご可決いただきました備品購入、工事を順次進めております。備品については、学級分の非接触型体温計、教室を仕切るためのパーティション、換気のための大型扇風機、3密を避けるためのプロジェクター、拡大プリンター、電子黒板、長テーブルを購入し、もしくは購入予定としております。工事、修繕では、西川小学校の網戸修繕、西川小学校交流室及び西川中学校校長室兼会議室の照明器具交換を行っております。

西川中学校3年生の修学旅行先の変更に伴い発生したキャンセル料は、町で負担しております。

また、県外に居住する学生等への支援事業として、45人の方に町内産の米、麺、月山自然水を発送しております。

今後とも、山形県教育委員会及び学校と連携を密にしながら、日頃の感染予防対策及び備品購入などの環境整備を行ってまいります。あわせて、新型コロナウイルス感染症の感染者

が発生した場合には、誰もがなる可能性があることを理解し、誹謗中傷、いじめなどが決して起こらないよう、児童・生徒、そして保護者の皆さんに配慮していただくことを伝えていくことが極めて重要であると考えております。

以上です。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 教育長から今答弁をいただきましたが、いろいろコロナ対策を実施しながら、修学旅行も行っているし、運動会、それから文化的な行事も行っているという話ですが、コロナ対策として一番重要だというのは3密を防ぐことだというふうに思いますが、そういう面で、コロナ対策として行事をやっていく、あるいは設備をいろいろ変えていくというのはありますけれども、子どもたちの学級編制について、西川町は20人ぐらいが適当だというふうに私は思いますが、40人規模ぐらいでやっているクラスもあるというふうに思いますので、その辺で、少子化になりつつありますけれども、要するに少人数学級をやっていくということを、この前、私は9月定例会で、県の教育委員会のほうに、ぜひそういう形で、大規模校ではないけれども、今もって40人学級があるんですということを要請して、もっと少人数学級になれるような体制をつくってほしいということを9月議会で提案しましたけれども、その辺についてはどういうふうにお考えですか。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 もちろん、少人数学級については、本町のみならず、県全体あるいは全国でも要望しているところであります。今回の来年度に向けての予算、県あるいは国に向けての要望でも、市町村の教育委員会の協議会、それから県の町村教育長会においても、そういう少人数学級、あるいは県の「さんさん」プランでの少人数学級を要望しております。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） ぜひ強く要望していただいて、大規模校でなくとも40人学級がまだあるんだということを県のほうに強く要望して、少人数学級になるように努力をしてほしいというふうに思います。

そういったコロナ禍の中で、新聞紙上でも言われていますけれども、いじめ問題が増えつつあるというふうに報道もされています。西川町では、前質問したときには、いじめはほとんどないという話を教育長から伺っていますけれども、このコロナ禍における中で西川町でいじめ問題というのが発生をしているのか、それともやはりほとんどないのか、その辺についてはどういうふうにお考えなのか、データがあったらお知らせを願いたいというふうに思

います。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 いじめ問題についてでございますけれども、まずデータ、今ここに過去3年分
のがありますけれども、じゃ、ちょっと述べてみます。

平成30年、西川小学校、いじめ認知件数ですけれども、28件、西川中学校11件、令和元
年度、昨年度ですね、西川小学校65件、西川中学校16件、今年度1期、7月までですけれども、
西川小学校25件、西川中学校6件となっております。

この件数、いわゆるいじめの認知件数ですが、これはちょうど平成30年から、いじめと子
どもが感じた場合は全て認知するというふうな積極的な認知方法を取りまして、それをきち
んと対応するという方法で来たので、その以前から見ると増えているというふうな、数値だ
け見るとそういうふうになります。

ただ、本町の現状といえますか、そういう認知件数そのものは、子どもによるアンケート
とか、あるいは担任とか保護者の訴えによるものですけれども、それにすばやく対応してお
りますので、現在のところ重大事態に発生するというようなことはなっていない状況です。
ですから、コロナだからということはちょっとまだ言えないというふうに思っております。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 教育長のほうから、本人がいじめだというふうに理解すればそれを
いじめとしてカウントしているということで、平成30年度、元年度、それから令和2年度と
いうふうに見ると、件数そのものは増えているというふうになってきつつあるというふうに
今報告があったというふうに理解をします。

西川町の小中学校は、ほとんどが1クラス、2クラスあるところもありますけれども、1
クラスですので、固定化をされています。クラス替えもないし、もう小学校に入ったときか
ら中学校を卒業するまで自分の立ち位置というのが決まってくるんじゃないかというふ
うに思われます。そういう中でのいじめですと、よその学校のように、クラス替えとか、あ
るいは学年間の交流とかがないものですから、固定化されちゃうと、その人はもうずっと9
年間そういう形になっていくんじゃないかという心配もされます。そういう面での教育上の
配慮というのは何かなさっていらっしゃるのかどうかお尋ねをします。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 今の伊藤議員のご質問ですけれども、本町は今ご指摘のように少人数になりつ
つありまして、具体的には1学年1学級になるのが、小学校は来年度からなります。それか

ら中学校はその3年後というふうになります。

したがって、今、議員ご指摘のように、顔ぶれが全く固定化することでの懸念というものが考えられます。前からいろいろ話題になっていますけれども、逆に、1学年、少人数にするということで20人前後には今後なっていくんですけれども、それがやっぱり1学年1学級であるということがどうしてもやっぱり心配になるのかなというふうに思います。

ちょっとその懸念を考えてみますと、今話題になりましたけれども、いじめの問題なども起きた場合は、関係修復に時間がかかるとか、ずっと顔ぶれが同じですので、かかるとか、あるいは同年代が少ないことでの社会性を育むことでちょっと不安が見られるとか、それから部活動の選択肢が狭まってくるとか、いろいろ考えられますけれども、それと表裏一体の関係で、逆に少人数であるがゆえの利点というものもあるわけです。ですから、本町としては、やっぱりその利点を生かしながら、デメリットをカバーするというような方向でいければなというふうに思っているところです。

もう少し具体的なことを申してよろしいですか。現段階では、子どもたちの学級の中での満足度を図るQ-Uアンケートというのを年2回取っております。これは子どもたちにアンケート形式で設問に答えてもらうんですけれども、そうすると、一人一人の子どもが学級の中でどの程度友達関係とうまくやっているとか、人から悪口言われていないとか、満足度を測ることができます。それが、いわゆる学力テストとも相関関係見られるような仕組みになっておまして、教職員はその結果を見て、この子どもたちはちょっと目をかけないと大変だとか、そういうところから生徒指導に生かすようにしております。

現在の、今年度の1回目、そのQ-Uアンケートの結果を見たところ、全国平均というのものもあるんですけれども、その全国平均に比べると本町の子どもたちは非常に高い満足度を示しておまして、もちろん個々人にはいろんな悩みとか何かはあるかと思えますけれども、そういうアンケートの結果では、現在のところ結構有効な学校経営というか友達関係になっているのかなということを認識しております。

以上です。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番(伊藤哲治議員) ぜひ、固定化された中で立ち位置というのが決まってくるのを、教師集団あるいは親と連携をしながら、その辺については解決をして、本当に子どもたちがそういうことで苦しまないような状況をつくる体制をつくってほしいというふうに思います。

次に、質問4番に移りますけれども、前も質問しましたけれども、西川町らしい保小中一

貫教育をさらに展開し、多様な教育ニーズに対応できる教育環境の整備を図るためにも、少子化の進展に伴い小中一体型の校舎整備を検討すべきだというふうに質問いたしました。そのときには、あと10年ぐらいはそのまま使いたいという話もありましたけれども、今後の対応はどのようなふうになっていくのか改めてお尋ねをいたします。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 小中一体型の校舎整備の検討についてでありますけれども、小中一貫教育の形態については、離れた場所にある小学校、中学校が一貫教育を行う施設分離型と、同じ校舎を共用する施設一体型、そのほか、校舎が隣接する施設隣接型などがありますが、昨年3月に策定した西川学園構想では、小中連携の形態として、既存の施設をそのまま活用して小中連携を行う施設分離型小中一貫校としております。施設分離型、施設一体型、それぞれにメリット、デメリットはありますが、現時点で施設分離型小中一貫校の形態を維持していく考えであります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 現時点で小中分離型を維持していくということですが、前、およそ10年ぐらいはそうしたいという答弁があったかというふうに思いますが、現時点ではそうかもしれませんが、今後の本当に少子化を考えたときに、町の財政規模あるいは今後の苦しい財政を考えたら、一体型にして、そういう面で財政をよくしていくというふうにもつながっていくというふうに思いますので、それは当然、一体型になれば、現在、小中分離でやっているよりも職員数が当然減ってくるであろうし、設備の整備、管理費についても浮いてくるというふうに思うわけです。

教育面も当然考えられますけれども、そういうことを考えたときに、少子化がどんどん進んでいく中で一体型の校舎を目指すという検討もしないというふうに理解していいのか、それとも、今から私は検討して、いや、あと10年大丈夫だから10年たったら検討しましょうということじゃなくて、今からどうやっていくべきなのかを全体の中で検討していくべきだというふうに思うわけですが、その辺についてはどのようなふうにお考えですか。もしできれば町長の考えをお尋ねしたい。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 小中連携の施設の関係であります。前回、10年ほどは大丈夫だろうというような回答をしているということですが、この教育につきましては、物ではなくてやっぱり教育方針でありますので、この最後のほうに教育長がお答えしましたように、分離型、一

体型、それぞれメリット、デメリットがあるというようなことでありますが、財政的な面からと申しますか、そういった面からいけば、いかに集約するかということですが、先ほど申しましたように、まずは子どもの教育でありますので、その教育環境をどのように今後整えるか、そしてそういった面をどういうふうに関後方針として打ち出すかが重要だと思っていますので、その辺は教育委員会とも十分協議しながらと思っていますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 財政的な面だけじゃなくて、教育効果の面、教育はこうあるべきだということも十分に考慮する必要があるというのは当然ですけれども、議会としても、保小中一貫教育あるいは小中一貫教育の町、市町村、新潟の三条市だったか十日町、ちょっと忘れちゃったけれども、そちらのほうを視察させていただいたことがあります。地域と結びながら、コミュニケーションを取りながら、一体型校舎でかなり生き生きと教育をなさっているというのもありましたので、そういう面であれば、今後の西川町の少子化を考えたときには今から検討していただきたいということをぜひ要望しておきたいというふうに思います。

次に、最後の質問5番に移りますけれども、子育て環境における教育に係る親の負担がどんどん増えています。その親の負担軽減のために町が実施をした施策と今後のさらなる対策についてどう考えていらっしゃるのかお伺いをします。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 教育に係る保護者の負担軽減についてであります。

まず、学校給食費の半額補助については、今年度で3年目になります。給食材料費については、学校給食法の規定では保護者負担とされているところですが、保護者の負担軽減を目的にして実施している施策であります。

また、放課後子ども教室として、小学校の放課後の居場所づくりの利用を無料で行っていること、それから西川中学校の部活動の備品、消耗品の整備、大会参加費、旅費の全額補助について、保護者負担の軽減につながる施策であると捉えております。

また、学習面においては英語教育に力を入れておりますが、今年度新たに、西川小学校6年生の修学旅行については外国語研修と兼ねて実施しており、その研修費用を補助しておりますし、また、西川中学校3年生の英語検定料を全額補助したところでもあります。

今後とも、現在行っている施策を継続してまいりたいと考えております。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 教育長から今ありましたけれども、給食費の半額補助をして3年になりますという話ですが、私は、前回だと思いますが、給食費を全額助成できないのかという話をさせていただいたことがあります。西川町の子どもたちの数を考えたときに、全額助成をしてもせいぜい1,000万かからないんじゃないかというふうに思います。

それが無理だったらあれでしょうけれども、その辺については、全額助成というのは今後とも考えていかないのかどうか、ひとつお伺いをしたいのと、もう一つは、今、西川町、子育てをするのに、子どもの数が、出生率が低い、出生数が少ないということで、子どもたち1人が生まれたら10万円を助成しているというふうになっています。第1子から10万円だというふうに理解をしていますが、それを例えば30万円に助成を増やしても、年間出生する子どもたちの数が30人に満たない西川町にとって、30万ずつ1人に助成をしても三三が九で900万ぐらいにしかならないわけですよ。

そういうことを考えたときに、それはもう毎年毎年、経年として出てくるから財政的にも難しいという話がありますが、本当に西川町で子育てをして、子どもたちは地域の宝だということを考えるんだったら、その辺のことも考慮することができないのかどうか、ぜひ町長にお尋ねをしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、給食費の半額補助であります。これにつきましては、予算化した時点で議会の議員の皆さんからいろんなご意見をいただいたわけでありましたが、なぜ半額にしたのかということでありまして、まず三度の食事、これは学校教育とはまた別に分離すれば、生活の一部でありますので、学校があってもなくても三度の食事は親が面倒見るというのは当然であるわけでありまして、そういった面で、まず給食の趣旨と申しますか、そういった面も含めて、まず半額の支援をするというようなことで、そういったことで半額を始めた経過がございます。

ただ、それが全額でいいか半額でいいか、それぞれの意見はあると思っておりますが、まずそういった意味も含めてまだ半額ということでありまして、さらに出生の関係であります。出生の関係で、今10万円を、これまで第3子に対して10万円というようなことでやっておったんですが、これを全員に10万円として、二、三年だと思っておりますが、やっております。そのうちのある部分は町内の経済活性化というようなことで商品券でやっております。非常に皆さんからは大変有効なものだという評価をいただいておりますが、ただ、ほかの市町村ですと、第1子が10万円、第2子が30万、第3子が50万と徐々に上げていく、そういった市町

村もありますが、今、国のほうでも、いろんな会派と申しますが、国の中でもこの子育て祝い金を制度化しようというような、そういった動きが非常に大きくなってきております。そういった意味で、そういったものを含めてであります、議員おっしゃるように、全部含めても1,000万ほどだということではありますが、すぐには、これは検討の余地があると思っています。

ですから、さっき言いましたように、国のほうでもそういった検討がなされているということでもありますので、それと含めて、高齢者に対しては、以前は100万であります、今は10万というようなことで下げてきておりますが、そういったことで、今の子育ての充実と申しますが、西川町ならでは、西川町に来れば、それだけではなくていろんな面で、学校教育の関係は、さっき教育長からありましたように、英語教育やら、そういった面で非常に他市町村に比較して先進的な取組をやっている。あとは、カヌーだってそうですが、カヌーも他の市町村から見れば非常に特色のある子育てというようなことでもありますので、そういったものを含めて町外に発信できるような、要するに子育てとして発信できるような、そういったものができればと思っていますが、今後とも検討させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 残り1分少々。

9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 子育てあるいは西川らしい自然教育、子どもたちに対するそういう環境整備、子どもたちが本当に西川町に来てよかったと言えるようなことになれば、今、子どもたちに親がついてくるというのが結構ありますので、そういう面では町の定住が増えるのじゃないかという期待もできるわけです。そういう面で、今、各市町村が子どもたちに対する手当てをいろいろ考えてやっていますけれども、本当に西川町に来ると、いや、西川町はこういう点がよその町と違うと、それは金銭面だけじゃなくて、情操教育あるいは自然教育、そういう面でも西川町に来てよかったと言えるような体制づくりを今後ともぜひ強く進めていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

古澤議長 以上で、9番、伊藤哲治議員の一般質問を終わります。

散会の宣告

古澤議長 これでは本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時46分

令和 2 年 1 2 月 8 日

令和2年第4回西川町議会定例会

議事日程(第4号)

令和2年12月8日(火)午前9時30分開議

日程第1 議案の審議・採決

議第52号 西川町総合交流促進センターの指定管理者の指定について

議第53号 西川町水沢温泉館の指定管理者の指定について

議第54号 西川町大井沢温泉館の指定管理者の指定について

議第55号 西川町月山避難小屋清川行人小屋の指定管理者の指定について

議第56号 西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の設定について

議第57号 西川町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の設定について

議第58号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議第59号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第60号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第61号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第8号)

議第62号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第63号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第64号 令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議第65号 令和2年度西川町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第66号 令和2年度西川町病院事業会計補正予算(第2号)

日程第2 陳情の審査報告

日程第3 議員派遣について

日程第4 閉会中の継続審査申出

追加日程について

日程第5 報告第8号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

日程第6 発議第7号 安心・安全の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るため

の意見書

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君	監査委員	高橋將	君

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議会事務局長 補 兼 議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

日程の追加

古澤議長 ただいま小川町長より追加議案、報告第8号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてが提出されましたので、これを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

これを日程に追加し、追加日程第5、報告第8号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてとします。

議案の審議・採決

古澤議長 日程第1、これより議案の審議・採決を行います。

議第52号 西川町総合交流促進センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第52号 西川町総合交流促進センターの指定管理者の指定につきまして、

補足説明を申し上げます。

初めに、指定管理者制度について申し上げます。

指定管理者制度は、都道府県及び市町村が設置いたしております庁舎や民生施設、社会教育施設など、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設、いわゆる公の施設の管理について、民間事業者を含む幅広い法人や団体の様々な能力を活用しながら、多様化する住民のニーズに応え、施設の効果的・効率的運営を目指すことを目的に、平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い創設された制度であり、法律施行後、18年9月まで3年間の猶予措置が設けられたものであります。

本町では、平成18年度から公の施設について指定管理者を導入いたしました。これまで、指定管理者の期間を3か年間といたし、5期にわたり実施し、現在実施しているのは、平成30年度から今年度、令和2年度までであります。

令和3年3月をもって現在の指定管理施設の指定期間が満了となりますので、本議案の西川町総合交流促進センターをはじめ、議第53号の西川町水沢温泉館、議第54号の西川町大井沢温泉館、議第55号の西川町月山避難小屋清川行人小屋の4施設について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、令和3年度から5年度までの3か年間の指定管理者を指定するとともに、議第61号の令和2年度西川町一般会計補正予算（第8号）に計上いたしておりますとおり、清川行人小屋を除く3施設について、同法第96条第1項第2号の規定に基づき、3か年にわたる債務を負担することを表した債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、本議案、議第52号について申し上げます。

西川町総合交流促進センターの指定管理者の指定の内容についてであります。

西川町総合交流促進センターは、地域資源の有効利用を図り、交流人口の拡大及び町内の経済活動の活性化に寄与することを目的として設置されており、道の駅にしかわとしても利用されている施設で、指定する団体は西川町総合開発株式会社であります。

指定管理者として西川町総合開発株式会社を指定いたしますのは、西川町総合開発株式会社は、地域資源を利用した特産品開発や販売を行い、町の産業振興を図ることを目的に、本町が資本金の53%、現在では64.5%となっておりますが、出資いたして設立された法人であり、西川町総合交流促進センターに建設当初から本社機能を置き、かつ月山自然水や地ビール等の本町の地域特産品を製造販売し、町民の雇用の確保に努めており、公募によって仮に西川町総合交流促進センターの運営に携われない場合、事業の継続や雇用確保も困難になる

ことから、公募によらず西川町総合開発株式会社を指定管理者として指定し、契約するものであります。

指定管理者の契約期間は、令和3年度から5年度までの3か年間で、委託料につきましては、町の公の施設として負担すべき維持管理費費用として、3か年間の限度額を2,850万円といたしております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 佐藤でございます。

議第52、53、54と、55まであるわけでありましてけれども、今、一括、指定管理するための説明があったわけでありまして、それと併せて、一般公募によらない指定をすると、こういうふうになるわけでありましてけれども、その意味については理解しても、いわゆる競争入札などを行う場合は、いわゆる会社の経営方針などを出されると思いますが、そういう書類など、提出内容をどう吟味するのか、その辺についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それと、この指定管理の中での議第52号から55号までのほかに、いわゆる水の文化館なども指定管理になっておったのではないかというふうに思いますが、それらについては時期ずれがあるのか、あるいは指定しない理由があるのか、その辺についてお尋ねをしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤幸吉議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず冒頭でございますけれども、私の補足説明の中で、初めに指定管理者制度についてご説明をさせていただきましたけれども、議案につきましては、当然のことながら、この後、第53号、54号、55号ということで、それぞれ補足説明を申し上げながら審議・採決をいただくと、こういうこととなりますのでご了承賜りたいと思います。冒頭、指定管理者制度の一般的な概要についてご説明させていただいたところでもありますので、ご了解を賜りたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ご質問を2点いただいたところでございます。

1つ目のいわゆる今回の指定管理者の指定に際しての手續と、こういうことになろうかと

思いますけれども、この指定管理者の指定につきましての手續につきましては、去る9月の第3回定例会の議会全員協議会でご説明を申し上げた後に、それぞれの関係する法人のほうから、会社の経営、いわゆる経営方針なり、経営内容なり、収支状況なり、そういった面で資料を出していただきながら、町といたしましても、11月上旬にこの指定管理者の指定に係る内容の審査というような形で、外部の方も交えながら審査会を開催して、審査を進めてまいったところでございます。

そして、その結果といたしまして、先ほど申し上げたような形で、西川町総合開発株式会社はこの総合交流促進センターの指定について行うというような形で、議員ご指摘のとおり随意契約ということになります。申上げましたような手續を経ながら、十分に会社の方針、状況等々も考慮して本日上程をさせていただいているものでございます。

もう一つのご質問でありますけれども、今回上程いたしております指定管理者の指定を行うおとする施設が4施設ということで、現在、令和2年度までの施設で指定してある月山湖水の文化館、これが含まれていないのではないかとご質問ということでもありますけれども、これにつきましては議員ご指摘のとおり、今回上程いたしてございません。

町といたしましては、月山湖水の文化館につきましては、当面喫緊する課題といたしまして、施設の活用状況あるいは施設の存続等も含めながら、活用状況について計画的に考えていく必要があるのではないかとこの考え方に立っております。まず令和3年度、現在もそうでございますけれども、今年度も町の検討会議の中でもいろいろ検討しておりますけれども、3年度にあっても、引き続き水の文化館の活用内容、方法等について十分に検討した上で、今後の在り方を定めていきたいというふうに考えております。

そういった面から、今回、指定管理者として指定を行わないということで考えまして、このような上程になっておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） そうしますと、水の文化館については、管理の方法として、誰がどういうふうにされるのか。今までですと、やはり西川町総合株式会社がやられていたというふうに思いますが、その辺の具体的なところをどう運営していくのかということについて、改めてお尋ねをしたいと思っております。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 水の文化館の活用、管理の方法というご質問でございますけれども、町では、

この12月定例会が終了いたしますと、令和3年度の予算編成の作業に入るという予定にしております。

そういった形で、一言で申し上げますれば、3年度の予算編成の中で、管理業務についていかがするかというようなことで、担当原課のほうとも十分に編成を行った上で3年度の当初予算の中に計上いたしながら行っていきたいと。当然、月山湖大噴水もでございます。そういった施設も含めて、月山湖水の文化館の周辺の施設の管理についてはどうするかというのは、3年度の予算編成の中で十分に検討した上で、3月の定例会に予算案の中で盛り込みまして上程させていただきたいというふうに考えておるところでございます。よろしくご理解いただきたいと思います。

以上であります。

古澤議長 ほかございますか。

9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 指定管理者制度について、西川町総合交流促進センターの指定管理者についてちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

令和2年度については、令和元年度の決算状況を見ると黒字だったわけですがけれども、令和2年度はコロナ感染症候群がまだ終息する気配がない中で、西川町総合交流促進センターの経営状況もかなり厳しいものになっているんじゃないかというふうに思いますが、令和3年から令和5年にかけての指定管理者を指定するに当たって、今後の経営状況がどういふふうに推移をするというふうに見込んでこの指定管理者を、西川町総合交流促進センターに指定管理者をするというふうにしたのか、その点について1点お尋ねをしたいというふうに思います。

11月上旬に審査会を開き、随意契約をもって3年間の指定管理者を決めたということですがけれども、その経営状況をどういふふうに考えていらっしゃるのかお尋ねをしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 総合開発株式会社の経営状況を見ての今後の指定管理への関係につきましてのご質問ということですが、経営状況につきましては、ご指摘のとおり、このコロナの状況の中で非常に厳しい状況だということなことでございます。それぞれの交流センター、交流促進センター含めまして減少しているというような状況でございます。

ただ、それぞれ国の制度の交付金などを頂きながら、さらには経営の配置とか経営改善に

努めながら今やっている状況の中で運営しておりまして、今後の指定管理の受入れにつきましても、それらの状況を踏まえまして、しっかりとした経営が成り立つというようなことで町としても判断しての指定管理の指定というようなことでございますので、よろしくご理解をいただければと思います。よろしくお願いたします。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 指定管理者を指定するときに、基本的な契約金額というのを指定するわけですが、それ以外に施設の修理、改善、修理費あるいは改修費、そういうのが毎年毎年、多額の金が支出されているというふうに理解をしています。指定管理者になったときに、町の施設だからそういうふうに支出をするんだということをやっているというふうに思いますけれども、ぜひその辺は、今後その3年間の指定管理者を指定するときに精査をしながら、持ち出しがあまり出てこないような方向で、しかも経営が健全になるようにやっていくという方向性を持ってほしいというふうに思いますけれども、その点についてはどういうふうに考えていらっしゃるか、町長のお考えをお尋ねしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 この施設の管理等につきましてですが、議員おっしゃるように総合交流促進センター、さらには温泉館等々も相当の期間を経てますんで、修繕が毎年あるわけではありますが、特にこの後、温泉館も出ますが、特に温泉館につきましては、住民の皆さんからもいろいろな面で補修すべきだというような、そういったお声も聞いておりますし、今回、促進センターについては、建物そのものについてはリニューアルしてありますんで、その後、温泉館等も含めて今調査をやっておりますんで、その調査の状況について担当のほうからご説明させるので、よろしくお願いたします。

古澤議長 追加答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 ただいま町長からありました温泉館の整備、調査の状況というようなことでございます。

調査を、議会の皆さんの承諾を得まして調査費をつけていただきまして、ただいま調査をさせていただいているところでございます。一定の結論も出ているところでございますが、やはり浴室部分には腐食等がかなりありまして、それについては改修する必要があるというようなことでございます。さらには、機械設備部分もやはり老朽化に伴って、更新の必要性というようなことも出ております。

ただ、全ての改修をしていくというようなことになると、かなりの金額が出てくると

というふうなことでございますので、今後につきましては、冬場の改修というのは緊急にはできないというような状況の中で、来年度以降、計画的な改修に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今の説明は、議第53号の説明ということで理解してよろしいですか。私が聞いているのは議第52号なんですけれども。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 ただいま温泉館について申し上げましたが、総合交流促進センターについて申し上げます。

総合交流促進センターにつきましては、数年前に大規模改修をさせていただいて、ただいま施設自体、道の駅そのものの施設につきましては、リニューアル後に大きな改修もなく経営をさせていただいているところでございますが、ただやはり地ビール、さらには自然水の工場、やはり一部老朽化というようなところもございます。

それらにつきましては、コロナ関係もございまして、クリーンな工場というようなこともありますので、随時改修に努めさせていただいているところでございますが、今後につきましても、やはり計画的な改修計画を立てながら、また常に状況を確認しながら予算に計上させていただくというようなことでございます。

今は大きな大規模改修というのは、今のところは数年間は必要ないというふうな形で見ているところでございます。計画的な改修に努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

古澤議長 ほかございませんか。

7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 先ほどの水の文化館に関してちょっとお聞きしたいというふうに思います。

水の文化館は、今現在でも水の文化館としての機能はほとんどされていないというふうに理解しているわけですが、それに関しましては、昨年まで総合開発株式会社が指定管理のときからいろいろな議論があったように思います。

今、月山湖湖面の再利用というか利活用ということがあるかと思っておりますけれども、その利活用をどうするかというのが先ほどの施設の活用状況あるいは存続をどうするかというふ

うに結びつくのかどうか。水の文化館そのものは、予算的な問題、予算を検討していくということですが、水の文化館の機能というのは予算的な問題以外にもあるのではないかなというふうに思うわけですが、その辺はどういうふうに関連づけて考えればよろしいのでしょうか。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの佐藤耕二議員のご質問にお答えさせていただきます。

月山湖の湖面の活用も含めた水の文化館の今後の在り方ということでございますが、現在、月山湖の湖面につきましては、水源地域ビジョンということで、ダムの中核管理事務所さん並びに周辺の民間事業者並びに志津・本道寺地域の方々も含めて協議会を組んで、いろいろ検討を進めているところであります。

長井ダムもそうですけれども、月山湖におきましてもオープン化というようなことで今後進めてまいりたいということで、コロナ禍でなかなか実証実験進んでいませんが、湖面のほうを使って商業事業などもできるような形でやっていきたいということと併せまして、都市公園の指定ということも今のところ予定をしております、その業務を進めているところであります。

そういったことから、月山湖、今後、カヌースプリント競技場の1,000メートルコースも新たにできました。そういったことから、月山湖周辺の魅力づくりをどうしていくのか、この件につきましては、弓張平、志津のその周辺一帯的な検討を進めていくべきだろうというように考えているところであります。

水の文化館は、これまで幾度となくその施設の在り方を変えてきましたけれども、なかなかその施設が特徴的な建物であるがゆえに、商業用または交流施設としてその利用がなかなか進んでこなかったというような状況にあります。2階の食堂部分につきましても、営業形態を変えるなど、または経営者を変えるなどの対応を行ってきましたけれども、残念ながら思ったような集客力を上げることができなかったというような過去の経緯もあります。

このようなことから、先ほど総務課長が答弁申し上げたように、今後の利用については抜本的な見直しを対応する必要があるだろうということで、このたびは指定管理をしなかったというようなことであります。

附属する施設の売店につきましても、来年度以降、新たな経営者を募るといったようなことも検討しながら、水の文化館のトイレについては、その周辺の利用者の方に不便を来さないような形で、月山湖大噴水もございますので、そういった施設を見に訪れるの方々への利便性

の確保という観点から、町のほうで継続して維持管理に努めていく必要があるなというように感じているところであります。

いずれにせよ、その志津、弓張平、月山湖周辺、いかにしていくべきかということで、既存施設の改廃も含めながら、カヌー競技場の件もございまして、地域の全体の魅力をどう上げていくかということについて今後議論を進めてまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 湖面の利活用ということで、水源地ビジョンの協議会があって、その中で協議しているというようなお話ですけれども、水源地ビジョンの協議会というのは、ちょっと記憶によればですけれども、今年度の当初に2回ほど開催しただけで、その後開催、開かれていないんじゃないかなと思うんですね。

その中で、来年度に向けて指定管理を外してまでやるということは、その後のどのようなお話し合いになっているのか、どういう人たちがお話し合いをしているのかということが一点と、それから、新たに湖面を再利用して新たな運営をしていくんだ、利活用していくんだというふうになった場合に、来年度、じゃ新たにもう一回指定管理者を募集するのか、それとも町のほうで管理していくのか、今現時点で結構ですので、答えられる範囲内でお答えいただければなというふうに思います。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 質問、2つほどあったかと思えます。一つは水源地域ビジョンの協議会の件であります。もう一つは水の文化館の維持管理の方法についてであります。

1点目の水源地域ビジョンの協議の在り方については、先ほど答弁申し上げたように、ダム統合管理事務所並びに地元の地域、そして民間事業者の方々、そして町が入った形で議論を進めているところであります。湖面のオープン化に向けた議論を行って、オープン化をする意味においては、湖面を有効活用して商業的活動も行えるようにしていくということで、実際にダム湖面で遊覧をできないかというような検討を進めているところであります。

コロナ禍でなければ、こちらのほう、実際今年、実証実験などを進めてやっていくというようなことではありましたが、なかなかコロナ禍の状況でその実証実験が進んでいないというような状況にあります。

この実証実験が進んだ状況を踏まえて、今後どういうふうにあるべきかということについ

て、ビジョン協議会のほうで議論を進めていくというような段取りになっておりまして、まだ議員ご指摘のように今年度は開催できておりませんが、予算の対応も含めていく中で、その議論は今後進めてまいりたいというように考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

水の文化館の経営、維持管理の在り方につきましては、総務課長が答弁申し上げましたとおり、今後、令和3年度の予算の中でその維持管理の在り方、いかにすべきかということがあります。議論をし、検討していくことになろうかと思えますけれども、基本的には指定管理をしないということでもありますので、町の施設でありますので、基本的には町が直接維持管理をしていくものがベースにあるというような認識をしているところでありますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 追加答弁は高橋副町長。

高橋副町長 公の施設は、簡単に言うと指定管理か、直営かしかがございません。直営は一部委託も含まれます。

実は、水の文化館もかなり老朽化しておりまして、空調施設は今効かない状況になっております。トイレのほうもかなり古くはなっています。今、きれいに掃除をして、そして使っていただいているというような状況でございますが、これを改修するには数千万かかるような状況に今なっています。

これも加えまして、これからの水の文化館としての利活用はどうあるべきなのか、そのまま何かに使っていくのか、それとも、老朽化しておりますので、解体も含めて考えていくのか、その辺については十分3年度、検討していくというふうになろうかと思えます。

それから、水の文化館の維持管理、それからトイレの管理、そして噴水の管理、それと売店と駐車場の管理、これらについては直営、一部委託しての直営、そういう形での3年度の事業の検討になろうかと思えますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

古澤議長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第52号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第53号 西川町水沢温泉館の指定管理者の指定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第53号 西川町水沢温泉館の指定管理者の指定につきまして、補足説明を申し上げます。

西川町水沢温泉館は、町民の健康増進及び福祉の向上を図ることを目的として設置されており、西川町総合交流促進センターと同一敷地内、道の駅にしかわにある施設で、指定する団体は、西川町総合開発株式会社であります。

指定管理者として西川町総合開発株式会社を指定いたしますのは、西川町水沢温泉館が西川町総合交流促進センターと同一敷地内にあるため、西川町総合交流促進センターと一体的な管理が必要であること、さらに西川町水沢温泉館には西川町総合開発株式会社の本社機能が置かれ、西川町総合交流促進センターとの連携の下、地域資源を利用した特産品の販売を行っていることから、西川町総合開発株式会社を指定管理者として指定し、契約するものであります。

指定管理の契約期間は令和3年度から5年度までの3か年間で、委託料につきましては、町の公の施設として負担すべき維持管理費用として、3か年間の限度額を1億500万円といたしております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 水沢温泉館についての第53号ということで、管理運営が1億500万の債務保証ということなんですけれども、建物については町の所有物だと思いますが、前回の定例会の質問で、10月ですか、調査入ったわけですか。改修の金額についても相当の金額になるのではないかなというふうな気がしますが、調査の、先ほども町長からお話あ

ったわけですが、概要について話をしますということで、なかなか傷みが相当激しいので、どういうスケジュールで今後改修なされていくのか、単年度にやるのか、それとも3年ぐらいに分けてやるのか、その辺の見通しについてちょっとお伺いしたいと思います。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 水沢温泉館の今後の改修の件というようなことでございます。

これにつきましても全て予算が必要なわけでございますので、ただいま予算編成に上げさせていただきながら、今後検討というようなこととなりますが、現段階におきまして調査をさせていただいた中では、やはり浴室部分についての腐食があるというようなことで、その辺の改修、さらには機械のほう、地下のほうにあります、機械のほうの老朽化等もでございます。それら含めると相当の金額、ここで申し上げられるような金額、まだ決定ではありませんので金額は申し上げられませんが、かなりの改修費用になるだろうというふうに推測されているところでございます。したがって、単年度で実施するというのは非常に厳しいだろうというふうな判断でございます。

そんな関係から、まずは危険を伴う浴室の安全確保というようなことが第一義的に必要でございますので、まずは浴室の部分の改修をさせていただいて、その後、必要に応じて機械、全体的な改修というふうなことにさせていただければなというふうに担当としては思っているところでございます。

したがって、来年度、浴室部分の改修を金額を計上させていただいて、今後、予算の中で検討というようなことでさせていただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

古澤議長 ほかございませんか。

4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 前回の質問の中で、ボイラーも相当傷んでいるんでないかという話しまして、町長のほうから、木質チップのボイラーといいますか、それを検討したいということで、いろいろ調べてみると、県内でそういうものを作っているのはなかなかないようで、県外からも取らないと安定供給にはならないということで、コストはオイルよりも高くつくのではないかというふうな懸念がしておりますので、今いろいろと検討はされていると思いますけれども、どちらの方向に進められるのか決まっていればお知らせしていただければ

ば、決まっていなければそのまま、ただいま検討中だということでも結構です。よろしくお願いします。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 ボイラーの改修についてのご質問でございます。

ボイラーの改修につきましても、この全体的な整備の中で検討が必要だと、必要であろうというふうに考えておるところでございますが、やはり費用的な部分から、全て幅広に検討する必要があるだろうなというふうに思っているところでございますが、そんな観点から、来年度というふうなことではないと。今後、浴室部分を改修しながら、一体的な整備につきまして、改修整備につきまして検討を図り、具体的な整備内容を契約として上げていきたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

古澤議長 追加答弁は高橋副町長。

高橋副町長 温泉館については皆さんから予算を頂きまして議決いただきまして、今年度調査をしまして、実は調査をして、今年度内には実施設計を終わらせたいなというふうには思っていたんですが、調査の結果、かなり補修箇所といいますか、大規模改修が必要だということで、かなりの額になるということで、財源的にも今年度は無理だというようなことで、来年度実施をしていきたいというふうに思っております。

来年度は実施設計をして、予算の中でも来年度の歳入状況、一般財源の状況を見て、それに対応せざるを得ないというようなことを考えておりまして、来年度実施、どこまでするかということはあるんですが、いずれにしても、億を超える額にはなると思います。

ですので、これらについてはしっかり実施設計をして、どこをどうやるか調査に基づいて判断をして、その後の実施設計をして、浴槽を中心にして直すところはきちっと直していきたいというふうに思っておりますので、これについては予算の中で十分に検討して対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

古澤議長 ほかがございますか。

2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 道の駅にしても、水沢温泉にしても、第三セクターというふうなことでやっているわけです。役所でやるのが一次、できない場合は民間でやるのが第二次セクター、どちらもやれないのであれば、官と民が一緒になってやろうとするのが第三セクターなので、やはり非常に運営は難しいと思うんです、官と民が一緒になるわけですので。

ただ、先ほど来から出ている水の文化館もしかりなんですけども、せっかく月山湖が、

今度、来年、恐らく都市計画の認定が下りて、4年度から交付金関係がかなりの金額が入ってきて、それを基にいろいろなビジョンを今検討しているということだと思えます。

その中で、せっかく明かりが見えてきたときに、道の駅にしても、県の観光動向なんかをこれ見ると、年々年々、全国的にずっと伸びているわけです、来場者が。水沢温泉にしても、町の町政要覧を見ると、頭打ちでずっと10万人ぐらいになっているわけですがけれども、やはり光が見えてきたものに対してなくすとか何とかとか、そういうことではなくて、やはり、難しいとは思いますがけれども、なるべくそこら辺で存続するような形で一生懸命やってもらうというような方向で、指定管理というのは非常に難しいとは思いますがけれども、せっかくその観光が、月山湖がメインになってくるような状況で、水の文化館も何とかうまくい方法がないのかということで、そういうものを検討してもらいながら、水沢温泉、道の駅もせっかくの観光施設ということで、大変でしょうけれども、やっていただきたいということで指定管理を西川総合開発で一生懸命やっていただければというふうに思います。

古澤議長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第53号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第54号 西川町大井沢温泉館の指定管理者の指定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第54号 西川町大井沢温泉館の指定管理者の指定につきまして、補足説明を申し上げます。

西川町大井沢温泉館は、町民の健康増進及び福祉の向上を図ることを目的として設置されており、併せて大井沢地区の地域振興の役割を担っている施設で、指定する団体は、西川町総合開発株式会社であります。

指定管理者として西川町総合開発株式会社を指定いたしますのは、地元大井沢地区住民の方との密接な連携を図り、地域内の雇用の確保にも努めながら地域振興への取組が求められていること、さらに、西川町大井沢温泉館については、源泉井戸に大量の土砂が入り込むなど管理が非常に難しい状況にあることから、地域の実情を把握し、かつ管理が難しい源泉井戸の状況に精通している西川町総合開発株式会社を指定管理者として指定し、契約するものであります。

指定管理者の契約期間は令和3年度から5年度までの3か年間で、委託料につきましては、町の公の施設として負担すべき維持管理費用として3年間の限度額を6,400万円といたしております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 大井沢温泉館の指定管理者で総合開発株式会社、もちろんこれは異論ないところでございますけれども、今ご説明ありましたように、やはり大井沢地区の地域振興というような役割を非常に多く抱えているのではないかなと思います。そのためには、やはり地域との密接な関係を保ちながらということだと思えます。

今年の冬、開館時間がお昼の12時から19時、夜7時までというふうに変更されました。ここを見ても、開館時間がどんどん短くなっているのではないかなと思います。やはりある意味では、総合開発株式会社も採算ということがあるかと思えますけれども、やはりある意味では福利施設でもあるかと思えますので、その辺が入館者数が減少しているというだけの判断で果たしてよろしいのかどうか、その辺の時間設定も含めまして、どういうふうにもう含めてお考えなのかお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 大井沢温泉館の営業時間のことについてでございます。

議員ご指摘のとおり、地域振興というような観点から、大井沢温泉館、さらには観光の施設というようなことも含めて営業をやっているわけですが、できるだけ地域の皆様が使いやすいような形で営業というようなことも第一義的な視野に持っているところでございます。

その中から、一番利用する時間帯、さらには冬期間というようなところも含めて、それらの状況を踏まえまして、地元の方と協議をさせていただきながら時間の設定というようにしているという状況でございます。

できるだけ経費削減に努めながら、今後とも大井沢温泉館がしっかりとした継続した運営が図れるように、指定管理となる株式会社、さらには町、さらには地元と協議をしながら進めてまいりたいというふうに思いますので、そういった観点からひとつご理解とご協力をいただければなと思いますので、よろしくお願いたします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 当然これからも継続していかなければいけない施設かと思います。

今の答弁の中でも、地元の人とよく協議しながらというお話でありましたけれども、ただ、今年の冬の営業時間、開館時間に関しましては、正直申し上げまして、異議を挟む余地がなかったというか、実際去年はこういう入館者数だった、おとしはこうだったということで、これは変更できないのかといたら、いやこういう状況なんで変更はできませんというようなことで、協議じゃなくて、やはりある意味では、こういうふうにするから了解してほしいというような意味合いが非常に強かったように私は感じているんですけども、それはやはり今後、やはり長年ずっとこれからも継続していくためにはやむを得ない措置かと思いますが、その経過はいいんですけども、やはり地元には温泉管理組合もありますし、その辺をよく皆さんとよくお話しさせていただきながら、今後の大井沢温泉館、どうやって持っていったらいいのか、あるいは当然、経費削減も必要でしょうし、そのようなことを含めまして、やはり話し合う機会というのは非常に少ないかと思うんです。社長、専務あたりともお話しさせていただきながら今後も考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願したいなというふうに思います。

古澤議長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第54号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第55号 西川町月山避難小屋清川行人小屋の指定管理者の指定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第55号 西川町月山避難小屋清川行人小屋の指定管理者の指定につきまして、補足説明を申し上げます。

西川町月山避難小屋清川行人小屋は、従来から岩根沢区が管理されており、月山登山客の安全確保と出羽三山信仰文化の維持のため、引き続き地元岩根沢区で管理することが望ましいことから、岩根沢区を指定管理者として指定し、契約するものであります。

指定管理の契約期間は、令和3年度から5年度までの3か年間で、委託料につきましては、清川行人小屋の使用料と相殺していただくこととし、委託料の設定は行っておりません。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第55号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第56号 西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の設定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第56号 西川町議会議員及び西川町長の選挙における選挙運動の公費負担

に関する条例の設定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書をご覧ください。

なお、新規設定の条例でありますので、新旧対照表は準備いたしておりませんので、ご了承ください。

この条例は、さきの通常国会、第201回国会で可決・成立した公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、西川町議会議員及び西川町長の選挙運動の公費負担について定めるため設定するものであります。

それでは、条ごとにご説明を申し上げます。

第1条では、趣旨として、冒頭申し上げました内容を規定いたしております。

第2条から第5条までは、選挙運動の公費負担の1つ目、選挙運動用自動車の使用について規定いたしております。

西川町議会議員及び西川町長の選挙における候補者は、一般乗用旅客自動車運送事業者と一般運送契約、いわゆるハイヤー方式、または個別契約として借入契約、いわゆるレンタカー方式、燃料供給契約及び運転手の雇用に関する契約を締結し、町選挙管理委員会に届け出た場合は、契約区分ごとの金額、契約に基づき支払金額が当該金額未滿のときはその金額に、立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数、いわゆる選挙運動期間の5日間を乗じて得た金額の範囲内で、同一の日において、1台限定になりますが、選挙運動用自動車を無料で使用することができることを規定いたしております。

ただし、供託物没収の場合は、公費負担とはならないものであります。

公職選挙法施行令の規定により、候補者1人につき選挙運動期間の5日間、ハイヤー方式の有償契約を締結し使用した場合、最大6万4,500円に5日を乗じて得た額32万2,500円が公費負担となります。

レンタカー方式の有償契約を締結し、併せて燃料供給及び運転手の雇用に関する契約を締結し使用した場合は、最大1万5,800円に7,560円及び1万2,500円を加えて得た額3万5,800円に5日を乗じて得た額17万9,300円が公費負担となることを規定いたしております。

第6条から第8条までは、選挙運動の公費負担の2つ目、選挙運動用ビラの作成について規定いたしております。

町議会議員及び町長選挙候補者は、ビラの作成業者と有償契約を締結し町選挙管理委員会に届け出た場合は7円51銭、契約に基づき支払う金額が当該金額を超えるときは7円51銭に、法律で規定する選挙運動用ビラの作成枚数、町議会議員選挙は2種類以内で1,600枚、町長

選挙は2種類以内で5,000枚を限度とする作成枚数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無償で作成することができることを規定いたしております。

ただし、供託物没収の場合は、公費負担とはならないものであります。

公職選挙法施行令の規定により、候補者1人につき、町議会議員の場合、最大7円51銭に1,600枚を乗じて得た額1万2,016円が公費負担となります。町長の場合は、最大7円51銭に5,000枚を乗じて得た額3万7,550円が公費負担となります。

第9条から第11条までは、選挙運動の公費負担の3つ目、選挙運動用ポスターの作成について規定いたしております。

町議会議員及び町長選挙候補者は、ポスターの作成業者と有償契約を締結し、町選挙管理委員会に届け出た場合は、525円6銭にポスター掲示場数を乗じて得た額に31万500円を加えた額をポスター掲示場数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）にポスター掲示場数に相当する数を限度とするポスター作成枚数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料で作成することができることを規定いたしております。

ただし、供託物没収の場合は、公費負担とはならないものであります。

公職選挙法施行令の規定により、候補者1人につき最大525円6銭に、町内のポスター掲示場数は約70か所ありますので、70か所として、70か所を乗じて得た額31万500円を加えた額を70か所で除した金額4,961円に70か所を乗じて得た額34万7,270円が公費負担となりますが、これは、ポスター掲示場数等に伴い若干変動するものではありません。

以上のとおり、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成について公費負担を規定いたすものでありますが、支払いについては、いずれも候補者が有償契約を締結し、町選挙管理委員会に届け出た相手方からの請求に基づき、町がその者に支払うものであります。

条例の第12条は、委任規定として、この条例で定めるもののほか、必要な事項は町選挙管理委員会が別に定めることを規定いたしております。

附則では、この条例は公布の日から施行し、公布の日以後に、その期日を告示される選挙について適用されることを規定いたしております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 単純な質問をさせていただきます。

選挙ビラ、ビラという範囲とはどの辺までいうのか、分かる範囲内でお答えいただければというふうに。室内ポスターなのか、名刺なのか、その他なのか。掲示板のポスターとか、そういうポスターは分かるわけですがけれども、ビラという言葉だけではなかなかちょっと理解しづらいというような気がしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 菅野議員のビラのご質問にお答えさせていただきます。

町議会議員選挙において、このビラについては、今回の公職選挙法の一部改正によって解禁されたということで頒布できるようになったというふうにお聞きいたしているところであります。

ビラとはということではありますが、単純に申し上げまして、チラシというふうには理解しておりますけれども、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

以上であります。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 今回の条例につきましては、いわゆる議員の成り手不足という解消のための施策として大いに歓迎するべき条例だなというふうに思っております。

その中で、今あったビラについてであります。ビラが1,600枚、あるいは町長が5,000枚というような制限があるわけでありましてけれども、その制限の確認の仕方、いわゆる業者との契約書だけでその枚数を確認するのか、あるいはその枚数の確認を公平にするためにこうこういうふうな方法でやるんだというようなことがあれば、その点について説明をお願いしたいというふうに思ひます。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤幸吉議員からのご質問にお答えさせていただきます。

ビラも含めて、ビラ等の枚数の確認方法と、こういうことでもありますけれども、本日、条例のほうで可決いただきましたならば、この条例の中にもございましたように、いわゆる条例に基づく細かい部分、様式でありますとか様々なことにつきましては、選挙管理委員会の規定というもので定めるといふことにしておりますので、そういった意味も含めながら、なお、選挙管理委員会の中でも十分に確認いたしまして、来るべき選挙までには備えてまいり

たいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上であります。

古澤議長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第56号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第57号 西川町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 議第57号 西川町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の設定について、補足説明を申し上げます。

本改正につきましては、租税特別措置法の一部改正などに伴い、延滞金の割合の特例について規定の整備を図るものであります。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

西川町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の附則第3項中、「特例基準割合（当該

年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるものであります。

新旧対照表の2ページ及び3ページをご覧ください。

第2条では、西川町介護保険条例の附則第9条、第3条では、西川町後期高齢者医療に関する条例第2条の延滞金の割合の特例について、同様に規定の整備を図るものであります。

改正条例に戻っていただきまして、附則をご覧ください。

附則第1項で、本条例の施行日を令和3年1月1日からとするものであります。

第2項では、改正後の規定は、施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものと規定するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第57号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第58号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 議第58号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本改正につきましては、地方税法等の一部改正などに伴い、令和3年1月1日より、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金控除の控除額が一律10万円引下げが行われ、全ての所得に適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられることから、国民健康保険税の軽減措置の判定基準となる金額を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、関係規定の整備を図るものであります。

それでは、新旧対照表の4ページをご覧ください。

西川町国民健康保険税条例、国民健康保険税の減額を規定する第11条第1項中、7割軽減の判定の基準となる総所得金額及び山林所得金額の合計「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入の金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限り。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改めるとともに、新旧対照表の5ページをご覧ください、同条第2号の5割軽減及び3割軽減の規定中、「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者数の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改めるものであります。

附則第5項の公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定中、「所得税法」に、新旧対照表の6ページをご覧ください、「総所得金額」とあるのは、「」、「総所得金額及び山林所得金額」とあるのは」に、「とする。）」を「とする。）」及び山林所得金額」と、「給与所得控除額である「110万円」を「125万円」に改めるものであります。

附則第15項の保険税の減免の特例の健康保険などの被保険者本人が後期高齢者医療制度に

移行することにより、被扶養者だった65歳以上の方が国民健康保険の被保険者となった場合の減免措置に関わる規定中、見出しを含む中、「平成22年度以降」を、「所得割に係る平成22年度以降」に改めるものであります。

改正条例に戻っていただきまして、附則をご覧ください。

附則第1項で、本条例の施行日を令和3年1月1日からとするものであります。

附則第2項では、改正後の西川町国民健康保険税条例の規定について、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものと規定するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第58号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第59号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第59号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書、並びに新旧対照表7ページをご覧くださいと存じます。

初めに、この条例の制定目的についてであります。

令和2年1月に国内初の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されてから10か月以上が経過しているにもかかわらず、いまだ終息が見通せない状況にあつて、西川町立病院では、

新型コロナウイルス感染症から町民の生命及び健康を保護するために、11月1日から新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関の指定を受け、自費診療として外部の検査機関に委託し、PCR検査を行うことを検討いたしております。

加えて、陰圧ハウス等の感染症医療対策資機材の整備を進めており、令和3年1月を目途に新型コロナウイルス感染症の保険診療を開始する予定であります。

このような状況の中で、会計年度任用職員を含んだ町立病院に勤務する職員に対し、国及び山形県に準じて、感染症が発生し、または発生するおそれのある場合において行われた作業について防疫作業手当を新設するとともに、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の特例を規定するものであります。

次に、この条例の規定内容についてであります。

新旧対照表の7ページをご覧ください。

見出しが特殊勤務手当となっている第16条につきましては、防疫作業手当について、第2項第5号に新設し、第3項第5号で、防疫作業手当について、感染症が発生し、または発生するおそれのある場合において、感染症患者もしくは感染症の疑いのある患者の救護または感染症の病原体の付着した物件、もしくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した日1日につき290円を支給することを規定いたしております。

さらに、附則の第15項として、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特種勤務手当の特例を新設し、第16条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した日1日につき3,000円、その作業が長時間にわたる作業などである場合は1日につき4,000円をそれぞれ支給することを規定いたしております。

議案書の附則をご覧ください。

施行日は公布の日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第59号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第60号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

奥山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 奥山純二君 登壇〕

奥山生涯学習課長 議第60号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、町民体育館内のトレーニングルーム・体力測定室の使用料を改正するものでありますが、その内容につきましては、本定例会の初日に開催されました議会全員協議会にて説明をさせていただいたものであります。

それでは、改正条例についてご説明いたします。

新旧対照表の9ページをご覧ください。

別表第2項中、第1号、町民体育館使用料の占用使用料について、続きまして10ページをご覧ください、これまで、「トレーニングルーム・体力測定室」の使用料を占用使用料の欄から削り、続いて、11ページをご覧ください、新たに、第2号、個人使用料に、区分、「トレーニングルーム・体力測定室」、「使用の単位」、「1人1回につき（1回につき2時間まで）」、「使用料の額」、「300円」を加えるものであります。

第3号、附属設備使用料について、「トレーニングルーム・体力測定室」を削るものであります。

議案書の改正条例をご覧ください。

附則として、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 要望です。

個人使用料で、走路ですね、アリーナの上の走路、走る場所ですけれども、一般の方100円になります。結構冬るとき、駅伝関係の方も結構走ることが多いんです。1回100円は安いんですけれども、やはり20日とか、毎日走れば3,000円になりますので、やはりほとんど照明なども使わない感じで走りますので、私も結構走りましたけれども、できれば、駅伝強化のためにも、健康増進のためにも、ぜひ無料のほう、ご検討をお願いします。

以上です。

古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

奥山生涯学習課長 ただいまいただきましたご意見につきまして、担当課内部、それから外部の体育協会など、関係団体の方々とも話し合いなどしてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

古澤議長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第60号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第61号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第61号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第8号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧いただきたいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,685万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億6,530万6,000円といたすものであります。

補正の内容は、人事異動及び令和2年7月豪雨災害対応などに伴い、各款にわたり、給料、職員手当等及び共済費の人員費の組替え、新型コロナウイルス感染症対策、令和2年7月豪雨災害対策、その他、新型コロナウイルス感染症感染防止のために事業やイベントなどが中止、延期となったことや、国・県等支出金の交付決定などに係る補正、債務負担行為の追加、

地方債の追加及び変更であります。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の14ページ、3歳出をご覧ください。

歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしており、左から目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたしております。主に、補正内容の説明並びに補正額の財源内訳の特定財源の詳細につきましてご説明を申し上げます。

冒頭、各款にわたり人事異動及び令和2年7月豪雨災害対応などに伴い、給料、職員手当等及び共済費の人件費の組替えを行うものであることを申し上げます。

14ページの第1款第1項第1目議会費につきましては、令和2年8月31日付で議会議員が退職されたことに伴い、議員報酬164万5,000円、議員期末手当39万5,000円をそれぞれ減額し、新型コロナウイルス感染症感染防止のために議会、行政視察及び研修会等が中止されたことなどに伴い、費用弁償88万6,000円、普通旅費15万3,000円、バス及びジャンボタクシー借上げのための賃借料46万1,000円、西村山地方議長協議会主催事業負担金10万6,000円、諸負担金9万1,000円をそれぞれ減額し、消耗品は、議場マイクスタンド補助台購入費10万6,000円を追加し、備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対策として、議場用アクリルパーテーション購入費7万1,000円を追加するものであります。

第2款第1項第1目一般管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、町民一律10万円を給付した特別定額給付金給付事業の申請受付期間の終了など、事業完了に伴い、会計年度任用職員報酬48万9,000円、時間外勤務手当42万3,000円、15ページをご覧くださいまして、雇用保険料4万7,000円のうち1万5,000円、社会保険料313万円のうち13万円、費用弁償4万1,000円、消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費の需用費387万8,000円、通信運搬費254万5,000円、手数料89万8,000円、委託料101万1,000円、賃借料20万円、特別定額給付金150万円をそれぞれ減額、計1,113万円を減額し、備品購入費は、来客対应用冷蔵庫購入費3万3,000円を追加するものであります。

特定財源につきましては、国庫補助金として、特別定額給付金給付事業費補助金150万円、同じく事務費補助金963万円をそれぞれ減額、計1,113万円を減額するものであります。

16ページをお開きいただきまして、第5款企画費につきましては、地域おこし協力隊員が、おおむね3年間の任期終了後も地域に定着し、継続した活動を促進する支援を行うための地域おこし協力隊定着支援補助金2万円を追加するものであります。

第2項第1目税務総務費につきましては、人件費の組替えであります。

第2目賦課徴収費につきましては、土地及び建物に係る固定資産税の納税義務者が死亡等した場合、相続登記完了までは、相続権を有する方の共有財産として連帯して納税義務を負うこととされており、相続権を有する方の代表者に固定資産税を課税しておりますが、本来であれば、共有財産と代表者が納税義務者となっているほかの資産を分けて課税すべきところ、合算して固定資産税を課税していた事案の平成27年度から30年度までの5年間の還付金及び還付加算金387万1,000円、事業所閉鎖により法人町民税の課税対象外となることに伴い、法人町民税還付金184万5,000円をそれぞれ追加、計571万6,000円を追加するものであります。

17ページをご覧くださいまして、第4項第3目山形県知事選挙費につきましては、令和3年1月7日告示、1月24日投票の山形県知事選挙の新型コロナウイルス感染症感染防止対策のための消耗品購入費2万3,000円、備品購入費60万円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、県委託金として、山形県知事選挙費委託金62万2,000円を追加するものであります。

第6項第1目監査委員費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止のために監査委員の研修会等が中止されたことに伴い、費用弁償15万4,000円、普通旅費7万6,000円、諸負担金5万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

第7項第1目開発費につきましては給料、職員手当等、18ページをお開きいただきまして、共済費は人件費の組替え、指定管理施設経営支援金は、新型コロナウイルス感染症対策として、西川町水沢温泉館の指定管理者である西川町総合開発株式会社の経営支援のために100万円を追加するものであります。

第3款第1項第1目社会福祉総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止のために、8月に予定していた障害者とのふれあいイベントを中止したことに伴い車両用燃料費1万2,000円、バス運行委託料5万5,000円をそれぞれ減額し、障害福祉サービス報酬改定に伴い障害者総合支援システム改修委託料77万円を追加、委託料は差引き71万5,000円を追加し、補装具購入費用の助成申請者の増加に伴い補装具費30万円を追加、日常生活用具支給対象者の転居及び死亡等に伴い日常生活用具給付費42万円を減額し、町営バスの自動車重量税の増額に伴い自動車重量税1万8,000円、財政安定化支援繰出金の確定などに伴い国民健康保険特別会計繰出金303万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、国庫補助金として、障害者総合支援事業費補助金33万4,000円、県委託金として、民生児童委員活動費委託金4万7,000円をそれぞれ追加し、国庫負担金と

して、障害者自立支援給付費負担金 6 万円、県負担金として、障害者自立支援給付費負担金 3 万円をそれぞれ減額、差引き国・県支出金29万1,000円を追加するものであります。

第 2 目老人福祉費につきましては給料、職員手当等、19ページをお開きいただきまして、共済費は人件費の組替え、委託料はけんこう弁当の注文の見込額の増額に伴いけんこう弁当調理業務委託料100万7,000円、新型コロナウイルス感染症対策として、65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する方への新型コロナウイルス感染症PCR検査費用の助成に伴い高齢者等への検査助成事業委託料80万円をそれぞれ追加、計180万7,000円を追加し、在宅サービス助成金限度額超え自己負担額助成の見込額の増額に伴い在宅サービス助成金24万1,000円、令和 2 年 7 月豪雨災害対策として、被災した海味温泉源泉施設の補修に伴い海味温泉被災箇所修繕補助270万9,000円、介護給付費の増額などに伴い介護保険特別会計繰出金201万8,000円、事務費繰出金の増額に伴い後期高齢者医療特別会計繰出金30万8,000円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、国庫補助金として、高齢者等への検査助成事業費補助金40万円、県負担金として、令和 2 年 7 月豪雨災害避難所運営の職員時間外勤務に係る災害救助費負担金 1 万円をそれぞれ追加、計41万円を追加するものであります。

第 2 項第 1 目児童福祉総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、令和 2 年 4 月28日以降、年度末までの新生児を対象に応援金を給付する山形県新生児子育て特別応援金給付事業の実施に伴い、新生児子育て特別応援金としての賞賜金180万円、事務用消耗品分9,000円をそれぞれ追加し、河北町の放課後児童クラブの利用者の発生に伴い放課後児童クラブ利用料負担金 3 万円、20ページをお開きいただきまして、障害児通所サービスの利用料及び新規利用者の増加に伴い障害児通所支援事業費169万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、国庫負担金として、障害児入所給付費等負担金84万6,000円、県負担金として、障害児施設措置費負担金42万3,000円、県補助金として、山形県新生児子育て応援金給付費事業費交付金90万9,000円をそれぞれ追加、計217万8,000円を追加するものであります。

第 4 目児童福祉施設費につきましては、にしかわ保育園の灯油式エアコンから電気式エアコンへの更新に伴い冷暖房機器・プールろ過装置保守管理委託料23万6,000円を減額、にしかわ保育園のプリンターの故障に伴いプリンター保守業務委託料 3 万1,000円を追加、委託料は差引き20万5,000円を減額し、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急に必要なとな

る感染防止資機材購入のための山形県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金の創設に伴い、にしかわ保育園の加湿機能付空気清浄機購入費38万円を追加し、梅沢第2町内会の事情により、梅沢第二児童遊園の撤去整理を令和3年度に延期したことに伴い児童遊園整備事業補助金5万円を減額するものであります。

特定財源につきましては、県補助金として、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金38万円であります。

第3項第1目災害救助費につきましては、令和2年豪雨災害が災害救助法の適用を受けたことに伴い被災住宅の応急修繕料28万1,000円を追加するもので、全額県負担金として災害救助費負担金を充てるものであります。

第4款第1項第2目予防費につきましては、特定財源について、県補助金として、山形県インフルエンザ予防接種費用支援事業費補助金の創設に伴い、同補助金186万円を追加するものであります。

21ページをご覧いただきまして、第6款第1項第3目農業総務費につきましては、給料、職員手当等、共済費の人件費の組替えであります。

第4目農業振興費につきましては、鳥獣被害防止総合対策交付金が決定された6月までの3か月間の実施隊員出動手当としての報償金4万4,000円を追加し、新型コロナウイルス感染症感染防止のために第4回全国さるなし・こくわサミットin西川が次年度開催となったことに伴い、消耗品費30万円、食糧費1万1,000円をそれぞれ減額し、熊・イノシシ用わなの修繕料9万8,000円、発芽胚芽米製造施設の精米機主軸の稼働時間増大による破損に伴う精米機主軸修繕料25万4,000円、修繕料計35万2,000円を追加し、都市農村連携メニュー開発及び特産品PRに係る食材サンプル代等として賃借料50万円を賄材料費へ組替え、熊・イノシシ等の処分手数料1万円を減額し、全国さるなし・こくわサミットin西川の次年度開催に伴い資機材等使用料44万7,000円を減額し、中山間地域等直接支払制度の令和2年度から始まった第5期対策において、ドローン等の無人ヘリなどによる航空防除の実施などの加算メニューが拡充され、新たに3集落機能協定が取り組むことに伴い、中山間地域等直接支払交付金27万3,000円、ソバ作付面積の増加に伴い環境保全型農業直接支払交付金1万2,000円の追加、令和2年7月豪雨対策として、被災したサクランボ雨よけテント及びブドウハウスなどの修繕復旧に伴い農作物等災害対策事業補助金49万5,000円をそれぞれ追加し、全国さるなし連絡協議会負担金、22ページをお開きいただきまして、12万円を減額するものであります。

特定財源につきましては、県補助金として、中山間地域等直接支払交付金20万3,000円、環境保全型農業直接支払交付金9万円、山形県農作物等災害対策事業費補助金44万円、計65万2,000円の国・県支出金を追加するものであります。

第5目畜産振興費につきましては、令和2年7月豪雨災害対策として、被災した仁田山放牧場連絡道復旧工事を公共災害復旧事業により実施することに伴い工事請負費222万2,000円を減額するものであります。

第2項第2目林業振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止のために、東京品川区の不動前駅通り商店街西山杉PR事業を中止したことに伴い、費用弁償7万9,000円、普通旅費11万1,000円をそれぞれ減額し、消耗品費は西山杉PR事業の中止に伴い7万5,000円を減額、令和3年度西川中学校入学生用西山杉学習机天板購入費64万8,000円を追加、差引き57万3,000円を追加するものであります。

第7款第1項第1目商工総務費につきましては給料、職員手当等、23ページをご覧いただきまして、共済費は人件費の組替え、需用費は所要額の増額に伴い事務用消耗品費10万円、公用車燃料費10万円をそれぞれ追加するものであります。

第2目商工振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、地域振興券交付事業第3弾としての町民1人につき3,000円の共通商品券交付事業の実施に伴い事務用消耗品費3万円、共通商品券啓発用チラシ及び店舗用ポスター印刷製本費41万1,000円、共通商品券郵送料91万7,000円をそれぞれ追加し、同じく新型コロナウイルス感染症対策として、山形県信用保証協会との契約に基づく保証料の確定に伴い山形県信用保証協会信用補完制度保証料補給90万5,000円、月山フレカポイント割増キャンペーンの3月までの継続に伴い西川町商工業団体等支援事業補助金100万円の追加、事業性評価融資制度の保証料の確定に伴い事業性評価融資制度利子補給金181万5,000円、そして共通商品券交付に伴う西川町地域振興券交付事業交付金1,535万7,000円をそれぞれ追加するものであります。

第3目観光費につきましては、令和2年7月豪雨災害として被災したクアの道、一本ブナコース地内の迂回路等設置工事に伴いクアの道修繕工事請負費105万6,000円を減額し、新型コロナウイルス感染症感染防止のために2月開催予定の月山俳句大会を中止したこと、また5月の六十里越街道開き安全祈願祭の中止に伴い六十里越街道誘客推進事業負担金17万円、10月の大井沢秋まつりの中止に伴い月山の秋イベント事業補助金15万円、10月のまるごと西川三山祭りの中止に伴い、フルーツライン左沢線利用協議会負担金180万円をそれぞれ減額し、24ページをお開きいただきまして、新型コロナウイルス感染症対策として、宿泊割引キ

キャンペーン、冬の月山これよろキャンペーンの実施に伴い観光協会地域経済変動対策補助金812万4,000円を追加し、事業の確定に伴い日暮沢駐車場整備流木立木補償41万円を減額するものであります。

特定財源につきましては、国庫補助金として、まるごと西川三山祭りの中止に伴い地方創生推進交付金90万円を減額するものであります。

第4目消費者行政推進費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止のために高齢者大学での消費者被害防止講演会が中止されたことから、高齢者の消費者被害対策を強化するために啓発用物品を配付することに伴い消費者生活問題対策事業補助金10万円を消耗品へ組み替えるものであります。

第8款第1項第1目土木総務費につきましては、職員手当等、共済費の人員費の組替えであります。

25ページをご覧くださいまして、第2項第1目道路橋りょう総務費につきましては、道路工事兼除雪作業員に係る期末手当の増額に伴い、会計年度任用職員期末手当30万4,000円を追加するものであります。

第4項第1目都市計画総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、山形県の新生活様式リフォーム支援の実施に伴い住宅建築支援補助金200万円を追加するものであります。

第2目公共下水道費につきましては、公共下水道事業の西川浄化センター主ポンプ修繕費の増額に伴い公共下水道事業特別会計繰出金161万7,000円を追加するものであります。

第10款第1項第2目事務局費につきましては給料、26ページをお開きいただきまして、職員手当等、共済費は人員費の組替え、委託料は、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス感染症の影響で帰省できない、アルバイトができないなどの状況にある町内出身の学生に米や月山自然水などのふるさとの味と支援の気持ちを届ける学生支援の実績に伴い、学生支援事業委託料54万4,000円を減額するものであります。

特定財源につきましては、県補助金として、山形県県外在住学生に対する食の支援事業費補助の創設に伴い同補助金9万円を追加するものであります。

第3目教育振興費につきましては、西川町教育振興基本計画策定委員会の開催の増加に伴い委員報償金1万7,000円を追加し、新型コロナウイルス感染症感染防止のために外国語指導助手の交代が令和3年度に延期されたことに伴い普通旅費62万3,000円を減額し、新型コロナウイルス感染症対策として、GIGAスクールの端末整備のプランの変更に伴いモバイ

ルルーター、いわゆるWi-Fiをどこでも使用できるようにする機器になりますけれども、このモバイルルーター使用料65万7,000円を減額し、準要保護世帯用モバイルルーター購入費19万円を追加するものであります。

第3項第1目学校管理費につきましては、山形県中学校部活動指導員配置事業補助金の交付決定に伴い西川中学校部活動指導員の会計年度任用職員報酬16万8,000円を減額するものであります。

特定財源につきましては、県補助金として、中学校部活動指導員配置事業補助金11万2,000円を減額するものであります。

27ページをご覧くださいまして、第2目教育振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止のために、奈良県で開催が予定されていた全国中学生カヌー大会が中止されたことに伴い中体連県大会以上出場補助金220万円を減額するものであります。

第4項第1目社会教育総務費につきましては、給料、職員手当等、共済費は人件費の組替え、新型コロナウイルス感染症感染防止のために町駅伝競走大会親子表彰や活動事業を中止したことに伴い町青少年育成町民会議育成補助金7万3,000円、文化祭を縮小して開催したことや芸術文化協議会の研修会が中止されたことに伴い町芸文協補助金9万円、高齢者大学が中止されたことに伴い西川町高齢者大学開催費負担金、28ページをお開きいただきまして、10万円、開催事業を中止したことに伴い生涯学習推進事業実行委員会負担金120万円をそれぞれ減額するものであります。

特定財源につきましては、県負担金として、令和2年7月豪雨避難所運営の職員時間外勤務手当に係る災害救助費負担金7万円を追加するものであります。

第4目社会体育総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止のために、8月の町駅伝競走大会の中止に伴い賞賜金30万円、4月の山形県縦断駅伝競走大会が中止されたことに伴い普通旅費7,000円、8月の町駅伝競走大会の中止に伴い消耗品費、燃料費、食糧費及び印刷製本費の需用費9万5,000円をそれぞれ減額し、委託料は、町駅伝競走大会の中止に伴い号砲花火打上委託料4万円、5月の壮年ソフトボール大会及び9月の町民カヌー大会の中止に伴い町大会事業委託金6万3,000円、計10万3,000円を減額し、東京オリンピックが令和3年度に延期されたことに伴いホストタウン受入れのための仮設洋式簡易水洗トイレ及び仮設艇庫用大型テント賃借料341万6,000円、月山湖カヌースプリント競技場国道入口看板張替工事請負費39万7,000円をそれぞれ減額し、10月の月山杯争奪剣道大会が中止されたことに伴い月山杯争奪剣道実行委員会負担金8万円、西村山地区駅伝競走大会西川町実行

委員会負担金29万5,000円、7月の東北総合体育大会カヌー競技が中止されたことに伴い東北総合体育大会カヌー競技西川町実行委員会負担金30万円、8月の関東学生カヌースプリント選手権大会が中止されたことに伴い関東学生カヌースプリント選手権大会実行委員会負担金150万円をそれぞれ減額し、諸負担金2万7,000円の減額は、町駅伝競走大会の中止に伴い中継所等設営撤去及び中継業務補助の減額であります。

特定財源につきましては、町駅伝競走大会参加料10万円の減額であります。

第5目町民スキー場運営費につきましては、令和2年7月豪雨災害対策として、被災した町民スキー場水道ポンプ庫修繕に係る量水器箱等復旧工事請負費6万5,000円を追加するものであります。

29ページをご覧くださいまして、第5項第1目保健体育総務費につきましては、西川小学校給食調理用中心温度計が損耗したことに伴い、中心温度計購入費2万2,000円を追加するものであります。

第11款第1項第2目公共土木施設災害復旧費につきましては、令和2年7月豪雨災害対策として、被災した河川及び道路の災害査定終了に伴い、冬期間の復旧工事が必要な普通河川宝沢川1か所、町道太郎若山線5か所、町道稲沢山線1か所、普通河川海味川2か所の公共災害復旧工事請負9,795万1,000円を追加するものであります。

特定財源につきましては、国庫負担金として、公共土木施設災害復旧費国庫負担金6,532万9,000円、地方債3,260万円をそれぞれ追加するものであります。

第11款第2項第1目農業用施設災害復旧費につきましては、令和2年7月豪雨災害対策として、被災した農地の復旧事業実績見込みに伴い測量設計委託料1,000万円を農林業災害復旧事業補助金へ組み替えるものであります。

特定財源につきましては、県負担金として、山形県耕地災害復旧事業補助金1億1,170万円、県補助金として、山形県小規模農地等災害復旧事業費補助金530万円、計1億1,700万円を国・県支出金として追加し、地方債1,840万円を減額し、その他の欄に記載いたしておりますのは、農業施設災害復旧事業分担金で265万円を減額するものであります。

第2目林業施設災害復旧費につきましては、令和2年7月豪雨災害対策として、被災した林道の災害査定終了などに伴い委託料1,000万円を減額し、工事請負費1億4,355万2,000円を追加、農林業災害復旧事業補助金2,657万5,000円を減額するものであります。

特定財源につきましては、県負担金として、山形県民有林林道災害復旧事業補助金2億8,135万6,000円、県補助金として、山形県林道等小規模災害緊急復旧事業費補助金45万

9,000円、計2億8,181万5,000円を国・県支出金として追加し、地方債5,930万円を減額し、その他の欄に記載いたしておりますのは、林業施設災害復旧事業分担金で749万1,000円を減額するものであります。

以上が歳出であります。人件費を組み替えた結果、17万6,000円の減額、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が2,247万8,000円の追加、令和2年7月豪雨災害対策に係る経費が2億520万円の追加、その他、新型コロナウイルス感染症感染防止のために事業やイベントなどが中止、延期となったことや、国・県等支出金の交付決定などに係る経費が64万9,000円の減額、合計2億2,685万3,000円であります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

10ページ、2歳入をご覧ください。

ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事業の実施に伴い、第1款町税347万6,000円、第14款国庫支出金、11ページもご覧いただきながら、2億6,353万7,000円、第15款県支出金、12ページもお開きいただきながら、4億501万7,000円、13ページをご覧いただき、第20款諸収入104万2,000円をそれぞれ追加し、10ページにお戻りいただき、第12款分担金及び負担金1,014万円、13ページをご覧いただき、第18款繰入金3億9,097万9,000円、第21款町債4,510万円をそれぞれ減額するものであります。

また、11ページをお開きいただき、第14款第2項第1目総務費国庫補助金の説明の欄の3段目をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億871万8,000円とありますが、これは令和2年11月16日付で交付が決定された交付金額であります。

次に、債務負担行為について申し上げます。

6ページ、第2表、債務負担行為の補正をご覧ください。

債務負担行為の補正につきましては、西川町総合交流促進センター管理運営業務2,850万円、西川町水沢温泉館管理運営業務1億500万円、西川町大井沢温泉館管理運営業務6,400万円をそれぞれ追加するものであります。いずれも、先刻ご可決を賜りました公の施設の指定管理者の指定に係るものであります。

次に、地方債についてご説明を申し上げます。

7ページ、第3表、地方債の補正をご覧ください。

地方債の補正につきましては、歳出でご説明を申し上げましたとおり、公共土木災害復旧事業については限度額3,260万円を追加し、農業用施設災害復旧事業については限度額5,680

万円を3,840万円に、林業施設災害復旧事業については限度額1億2,460万円を6,530万円にそれぞれ減額するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 ここで、昼食のため休憩いたします。

再開は1時といたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第61号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第8号)に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、荒木俊夫議員。

1番(荒木俊夫議員) 2点ほどお聞きしたいと思います。

1点目については18ページであります。

2款7項1目開発費の負担金補助でありますけれども、町としましても、国や県の交付金等を受けながら経済対策ということで、コロナ関連に関して前向きに取り組んでいらっしゃるというふうに思いますけれども、今回のこの指定管理施設経営支援金、水沢温泉館という説明でございましたけれども、この辺についてちょっと3点ほどお聞きしたいんですけれども、第1点目が、この水沢温泉館、つまり総合開発株式会社だけを指定したことはどうしてなのかと。指定管理者の経営業者、この経営者だけにこれを項目として挙げたのはなぜなのか。ほかにも大変な業者の方はいっぱいいらっしゃるわけですが、第1点目です。

第2点目については、ここにある支援金ということでありまして、支援金はほかにも国の支援金等々ありますけれども、一般的に支援金といえば寄附金的要素、つまり損害賠償とか、損失とかそういったものをアバウトに捉えているわけでありまして、なぜ100万円になったのかということです。

3点目は、総合開発株式会社は水沢温泉館については指定管理、先ほどからありましたけ

れども、指定管理の運営を行っている業者でございます。つまり指定管理については、施設管理、その発展については指定管理料で行うというふうになっているわけでありまして、その指定管理料の中でこのコロナの関係で当初の契約と変更になるということであれば、指定管理料の変更ということで支出すべきではないかというふうに思うわけでございます。

この3点について、まず1点目はお聞きしたいと思います。

2点目でありますけれども、23ページになります。

第7款第1項第2目商工振興費でございます。こちらに西川町の地域振興券交付事業交付金という事業、第3弾だというふうにご説明がございましたけれども、3,000円ずつの3回目になるわけでございますけれども、町民にとっては非常にありがたいというふうに思うわけですけれども、財源が許せばということであるんでしょうけれども、1弾、2弾、3弾で小分けで来たわけでございますけれども、3弾目を行うということについては、第1弾、第2弾の効果、この経済効果なりがかなりあったのかということ判断されたのかなというふうに思っているわけでございますけれども、例えば、今日もちょっとお昼食べてきましたけれども、800円のものを食べれば、500円券を出せば300円は個人の消費ということでプラスになるわけです。ですから、500円の券を使えば1.6倍の効果になる。また、日頃使わなかったお店を知ってまた行くという、いろいろな経済効果があるのかと思いますけれども、小分けにする分、郵送費や手数料や事務費が余計かかってくるわけございまして、これを今後どうやって続けていくのか。

また、効果がどの程度あったのかを判断しながらこれやったと思うんですけれども、これについて効果、売上げ等の効果をお聞きして、また使用枚数等、そういった効果をどの程度判断されてなったのか、まずお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 まず開発費の指定管理施設経営支援金のことについての3点のご質問でございます。お答えいたします。

まず、このたび、説明では指定管理施設支援金ということで、水沢温泉館への支援というようなことでの説明をさせていただいているところでございますが、まずこの基本的な考え方につきましては、この財源としましては、ご承知のとおり新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用させていただいて交付というようなことになりました。その新型コロナウイルスの臨時交付金の使途につきましては、地域事情に応じながら、指定管理施設への支援金も該当するというようなことでございます。

そういった観点から、これまで指定管理施設につきましては交付はしてきておりませんが、ここにまいりまして非常に経営的に減少幅が大きいというようなことでございまして、それらを勘案しながら検討させていただいた経過でございます。

その中で、水沢温泉館というふうな指定ではなく、町内の指定管理施設というふうな視点で検討させていただいたんですが、この中で、上半期におきまして50%減少、4月から9月までの間に50%の減少幅がある施設というようなことで検討させていただいたところ、水沢温泉館が該当してくるというようなことでございます。

そういった観点から、まず水沢温泉館というような、要綱上は指定管理施設というような要綱への、指定管理施設への支援金というようなことで、要綱を定めながら、上半期減少幅50%以上の場合というようなことと、さらには減少額が3分の1以内、上限を100万というようなことにさせていただきました。

100万につきましても、これまで継続支援金、その他国の制度等ございますが、それにおきましても50%、さらには限度額につきましても100万、200万というようなことでございましたが、それらを勘案しまして100万に限度額を設定させていただいてのものでございます。

それで、指定管理の経営の変更の場合につきましては、委託料として変更したらどうかというふうなことでございます。

先ほど冒頭申し上げましたとおり、損失補償というようなことでのこの交付金の該当としては対象とならないというようなことでございます。支援金という形で交付されるものにつきましては、冒頭申し上げましたとおり、対象となるというようなことでございます。

そういった観点から検討させていただいて、指定管理経営支援金というようなことで、補助金ということで交付させていただいて、指定管理施設の支援をさせていただいて、経営安定に努めていただくというようなことでの交付でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

古澤議長 2点目の答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 ご質問の2点目につきましては、今回上程させていただいております西川町地域振興券交付金1,535万7,000円の件でございますが、今回で第3弾ということになりますけれども、これまでの第1弾、第2弾の効果というようなところでのご質問でございます。

なかなか、これまでコロナ対策として様々な経済対策を行ってきております。もちろん町

のみならず、国のGoToキャンペーン、最近GoToイートなんかも出てきておりますけれども、それから県のクーポン券、そして町としては商品券のみならず、宿泊の割引、それから三酒のキャンペーンなども行ってきておりまして、この商品券のみでの効果というのはなかなか捉えづらい状況にあるというふうに思っております。

そういった中で、一般質問の中でもお答えをしている数字がございます。特に宿泊業、それから飲食、小売、この3つの業種につきましてある程度の数字を押さえておるところであります。対前年比の4月から10月までの累計の数字をお示したところでもあります。宿泊関係については、宿泊の実数を10月末で締めながら去年との比較をしておりますが、この宿泊につきましては49.2%の戻り率だというふうに判断をしています。ゴールデンウィーク期間中、蒸発というような言葉が使われるほど宿泊客がいなかったわけでもありますけれども、国・県、そして町のキャンペーンの効果というような部分があったというふうに思っておりますが、約半分程度の回復が図られているというふうに思っているところでもあります。

それから、飲食関係でございますが、飲食につきましては、宿泊と同じように外からのお客様を主に対象としておられるお店、そして町内の、町民の方を対象にしているお店ではなかなか数字が違ってくるところでありますけれども、飲食店、飲食業につきましては全体として10月末で、4月からの累計からいうと、これはあくまでも推計でございますが、55%程度というふうな見方をしております。そのうち、町民の方々を対象にしているお店については9割ほどの戻りだというふうなことで推計をしておりますが、観光関係、外からのお客様を相手にするお店については45%程度というふうな見方をしているところでもあります。

飲食関係につきましては、昼と夜の部分がありますけれども、特に昼については、全体的に55と申し上げましたが、昼については9割程度の戻りなのかなと思っておりますが、一方、夜については50%以下というふうな見方をしております。全体としては、先ほども申し上げましたが、飲食業全体で55%というふうな戻りかなということで、ここは推計であります。

一方、小売業につきましては、全体として7割から8割の戻りかなというところで推計をしておりますけれども、こういったその数字が、我々捉える中では、効果の捉え方としてはこういった状況にあるというふうに思いまして、いろいろな複数の施策、事業をすることでこういった数字が出てきているというふうに思っております。

特に宿泊関係につきましては、県内の主な観光地でのその推計もあるところではありますが、月山志津温泉については、県内でも高い比率でお客様が戻っているというような数字が村山管内の数字として県のほうから発表もされておりました。町の独自の施策がある程度効果を

見せているのではないかというふうなところを想定をしているところであります。

ただ、やはり飲食については55%というようなことからすると、前年比45%減でございますので、引き続き、町としての商品券を使ってのお客様の呼び戻し、収入の額の呼び戻しというところについては引き続き必要だというふうなところを感じておりまして、今回上程をさせていただいたということでありますので、よろしくご理解いただきたいというふうに思います。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 国の臨時交付金の中に指定管理者の分があるということでございましたけれども、臨時交付金の内容は結構豊富だと思っんですね。ですから、該当する民間のほかの業者がなかったのかどうかというところをまずお聞きしたいということもございます。

あと、先ほど言ったように、交付金というのはもう一方的に差し上げている部分でありまして、要綱をつかったからといって、町が行わなきゃいけないのは、町は施設を管理するための発注をしているわけです。それが管理できない状況になっていたら、その分はきちんと町として支払うべきではないかなというふうに思うわけです。ここをきちんと整理しないと駄目だというふうに思います。

臨時交付金の中で、これはどのように計上すればいいのかなというふうな報告ではないかなと私は思うんですけれども、一本釣りしたというところなのかどうか分かりませんが、まずは補填しなきゃならない部分はきちんと補填すべきだというふうに思うわけです。

減少幅が50%だということであれば、これは指定管理の中の部分でこの部分が足りないと管理ができないのか、それとも会社そのものの売上げ部分が落ちているのかどうかということがあるわけですね。だから、会社部分の経営そのものにつぎ込むんだということであれば、ほかの業者の方もいらっしゃるわけですから、きちんとここを整理しなきゃいけないのかなというふうに思うわけです。町としてのきちんと責任はここは果たさなきゃいけないのかなというふうに思います。

持続化交付金のメニューの中でもっと該当するほうの業者もいらっしゃると思うんで、それもまずお聞きしたいと思いますし、町としての責務、指定管理業務を発注している側として、例えば工事であれば、不測の事態が生じて完成しないとすれば、変更契約をして完成させるわけです。同じように、業務を遂行できない状況であれば、それをきちんと判断して、変更して支払うべきではないかというふうに思います。

2点目の地域振興交付金の事業での、なかなかやはり捉え切れないということでありませうけれども、ある程度、税金を使うわけですから、効果なり、事業の効果をもどの程度期待するか、きちんとある程度ストーリーを立ててやっていくべきだと思いますし、町民にとっては、今回これが成立すれば3,000円ずつの3回で9,000円となるんでありがたいというふうに思うだけですけれども、ぜひその効果もきちんと確認しながら、やるべきことはやるということでも十分使っていただきたいというふうに思います。

1番目の部分だけもう一度お願いいたします。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 新型コロナウイルス関係の地方創生臨時交付金につきましては、各事業所への支援金の内容につきましては私から申し上げるものではないでございますが、各交付金のメニューの中にこれがありますというふうなことではなく、こういった指定管理施設等のそういった支援金につきましても、用途としては可能ですよというような内容でございます。したがって、そのメニューがありますから、そこで必ず出すというものではないでございます。

ただ、これまで会社として、このコロナウイルス関連の中では、各経営の内容も、先ほど申し上げましたが、経営の内容につきましても非常に経営改善も図りながら、さらには種々のそれぞれ国の制度も活用しながら、何とか経営を、これまでこのコロナウイルス状況の中でもしっかりとした経営を果たしてきているところでございます。

ただ、この前半の上半期にまいりまして、特に道の駅とか、そういった休業を余儀なく、温泉館につきましても休業を余儀なくされたわけでございますが、そういった関連も含めまして影響額がかなりあるというふうなことでございました。

したがって、それらに対する支援金という形で、先ほど申し上げた損失補填というふうなことで、委託料として払うべきではないかというふうな議員のご指摘でございますが、先ほど申し上げましたとおり、この支援金、臨時交付金につきましてはそういったものは該当しないというふうなことでございます。したがって、そういう委託料としての財源というのはいかなるということでございます。

その中で、何とか町としても、これまで指定管理施設のこれまでのコロナ対策におけるいろいろな施策に対しましてこの臨時交付金を使わせていただいて、その経営の、少なからずの経営に対する財源としていただきたいというふうなことから検討させていただいて、このような全体的に全ての、各町内の各業者等もでございますが、この件につきましては、全

体的な臨時交付金、交付金の中身が50%等の減少幅というようなことを踏まえた中で、該当する施設というようなことで考えさせていただいた支援金でございます。ぜひご理解いただきまして、ご承諾賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 総合開発さんそのものは、国の持続化交付金とかそういった制度は使っていらっしゃるのかどうかを一つ聞きたいと思います。

今、課長からご説明ありましたけれども、支援金の要綱をつくってということで、限度が100万だから100万、つまり私が言っているのは、施設を管理運営しているに当たって、不足分があれば、100万ではなくて、きちんと不足分はお支払いしなきゃいけないんじゃないかというふうに申し上げているんですね。

ですから、交付金の要綱があるんで要綱の中では100万円限度、これは交付金が100万が限度なので100万を限度にしていると、こう理屈がないわけですよ。ですから、きちんと発注側としての責務を果たすべきではないかというふうに思っているところであります。

古澤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 議員のご質問の中で、もちろん議員も理解していらっしゃると思いますけれども、これは総合開発株式会社の運営補助という形ではないということが一つでございます。あくまでも、公共施設としての水沢温泉館の維持管理費がコロナで収入が減ったことによって委託料が少なくなった、足りなくなったというふうなことで、あくまでも公共施設の維持管理ということでございます。

ただ、議員がおっしゃるように、本来ですと、これは補助金ではなくて、委託料を増額して支給するというのが本来の筋だというふうに私も思いますが、しかし、指定管理の制度の中では、一つは施設の管理を請け負った業者の自助努力をしていただくというようなこともありますので、今回は地方創生臨時交付金で該当する部分を補助として出して、残りの分については何とか会社のほうで努力をしてやっていただきたいというような趣旨での今回の補正ということでございます。そういう考え方で今回はさせていただいております。

そういうことですので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

古澤議長 追加答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 荒木議員のご質問の中で冒頭ありました今回の新型コロナウイルスの経済対策としての国の持続化給付金の関係でございますが、お答えさせていただきます。

今般、先ほどご可決いただきました指定管理者の制度の中でも、いろいろ同会社のほうからお聞きするなりしている中で確認している段階では、7月に200万円の持続給付金を受給されておられるというふうに私どものほうでは認識いたしているところであります。

以上であります。

古澤議長 ほかございませんか。

2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 私からはちょっと確認等もひっくるめて、総務課長から大分詳しく説明あったんですけども、ちょっと5点プラス1ほどお願いしたいと思います。

まず6ページの指定管理に対するお金です。

債務負担行為の補正ということで、昨年度まで比較しますと、トータルで大分オーバーしています。総合促進センターのほうは変わらないんですが、水沢温泉館にしましては3年で1億500万ということで、昨年度までは2,480万だったのが1年に換算すると3,500万になると。あと、大井沢にしましては、昨年というか今年は1,900万ぐらいだったのが、来年度からは2,100万ぐらいになるということで、これの増えた理由、別に悪い云々ではなくて、どのような経緯で増えたのか。例えば水沢温泉なんかは月に直すと約300万とか何かぐらいになるので、ちょっとそこら辺をお聞きしたいというふうに思います。

あと、19ページです。

老人福祉費で委託料があります。けんこう弁当委託と高齢者の検査補助委託料ですかね。それで、先ほどの説明ですと、けんこう弁当の数が増えたということだったんですが、増えたのあれだったらいいんですけども、何か今年から業者が変わったわけですけども、そういう別な因果で増やさざるを得ないのか、再度確認と、あとPCR検査ということであります。先ほど65歳以上で何か補助というようなことで話、説明ありましたけれども、そこら辺もうちょっと詳しく、例えば1人当たりどのぐらいの金額のPCR検査の利用料金になっているのか。大体どのぐらいの人数を想定しているとか、ただ単に65歳以上ということのちょっと説明だけでは分かりませんので、そこら辺をお願いします。

あと、23ページ。

先ほど今、荒木議員からもありましたけれども、地域振興券1,500万。第3弾ということで、第1弾目は飲食と宿泊業、第2弾は宿泊が除きで飲食、小売、あと、飲食と小売と何だっけ、もう一つはタクシーとか、そういうのが入ると。第3弾目は、その中身、どういう業者が対象になるのかです。あと、期間がいつからいつまでなのか。例えば今、お歳暮の時期

ですよね。早くもらえれば、町内の業者さんからお歳暮買ってやるとか、かなり使い道があるわけですが、可決になれば早業で明日あたり来るのかどうか分かりませんが、そこら辺タイムリーにやるには、期間をいつからいつまで想定しているのか、そこら辺、あと対象業種をお聞きしたいというふうに思います。

あと、24ページですけれども、観光協会の地域経済支援ということで、「これよろ」とかどうかということで、前回も何かあったようではありますが、例えばその中身です。何割を負担して、町で何割を負担して、個人が何割負担するのか、それもいつからいつまでなのか、あと対象がどうなっているのか、ちょっとそこら辺分からないのでお聞きしたいというふうに思います。

あとプラスアルファというのは、いろいろ観光関係の団体があるわけです。協会、観光協会あるいは商工会、こういうふうなのは結構今までやってきているわけですが、町からのトップダウンなのか、この団体がこういうことをしてくれというふうな要望でこういうことをやっているのか、いやいろいろ支援チームがあるのでその中でいろいろ話をした結果、これが最適だろうというようなことでやっているのか、そこら辺ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 1点目は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 今、佐藤仁議員から4点のご質問があったというふうに受け止めさせていただきまして、私のほうから1点目の補正予算書の6ページにございます債務負担行為の補正につきましてご回答させていただきたいと存じます。

議員ご指摘のとおり、指定管理者の中で、総合交流促進センターについてはさほどの増額はございませんが、とりわけ水沢温泉館については大きく増えているんじゃないかというご指摘でございますが、おっしゃるとおり増えてございまして、基本的には今回、コロナ禍にあって、令和2年度に指定管理の契約の内容について西川町総合開発株式会社とも協議を重ねてきたということがございます。

そういった関係から、コロナ禍での経営ということも含めながら算出した額でございますが、6ページにもございますように、この債務負担の行為の補正については限度額ということになるところでございます。

向こう3年間の限度額というような形で、水沢温泉館であれば1億500万円という形で計上をさせていただいておりまして、今後、当面は令和3年度の委託料ということになりますけれども、この後の3年度の予算編成の中で十分に再度検討しながら、3年度のコロナ禍の

見直しなども含めて検討した上で、いかような金額で委託するかというのは予算編成の中でも十分に協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと存じます。向こう3年間の最高の限度額と上限額ということで酌み取っていただいて、よろしくご理解いただきたいと思います。

第1点目は以上であります。

古澤議長 2点目は、けんこう弁当等々において、飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 けんこう弁当の委託業務でありますけれども、けんこう弁当調理の業務委託というようなことで、当初見込んでおりました金額に対しまして、見込みのほうは月二、三名ほど増えてきているというような状況ございまして、その分に対しての委託料の増というようなことでございます。

あと、PCR、高齢者等への検査助成事業委託料であります。金額に関しましてはまだ委託のほうの契約等結んでおりません。委託先につきましては西川町立病院のほうを予定しております。予算のほう通りでしたら、また委託料のほうを調整したいというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

古澤議長 最後に志田商工観光課長。

志田商工観光課長 大きくは2点だというふうに思っております。1点目につきましては地域振興券の関係でございます。

今回が第3弾というようなところでありますが、対象とする業種、それから期間というようなところでのご質問でございます。

これまで、今回第3弾でございますけれども、第1弾、第1回目につきましては、5月23日から8月いっぱい、8月31日までの中で宿泊飲食商品券というような形で、枚数としては3万1,000枚ほどを交付をしたところでございまして、対象者数が5,174名と。そのうち、ご使用になられて回収された率につきましては95.5%の回収率ということで捉えているところであります。

これを第1弾をやったときに、宿泊のほうについては町民の方はなかなか足が向かないこともありましたけれども、飲食店につきましては、この期間中、行列が出たというようなところもありまして、効果的にはかなり認識をしていたところであります。

第2弾といたしまして、今現在も実施中ではありますが、これにつきましては飲食小売等商品券、議員ご指摘のとおりでございますが、10月17日から来年1月17日までというようなと

ころで今実施中であります。ちょうど期間半分ほど過ぎておりますけれども、これにつきましては、飲食、小売、等というのはタクシーでございますけれども、対象としましたが、半分過ぎましてちょっと状況を見てみますと、なかなか飲食のほうには回っていないと。大きくは小売のほうに回っているというふうな状況であるというふうに思っております。これにつきましては1月17日までですので、年末年始の商戦にはお使いいただけるというようなところを考えております。

今回上程いたしました商品券につきましては飲食店等商品券というふうなことで考えさせていたきたいというふうに思っております。今申し上げましたとおり、第2弾につきましては小売のほうに主に回っているというようなこともありまして、第1弾のとおりなかなか飲食店のほうには回りづらいというふうな状況がありますので、そしてこれから年末年始、そしてコロナの第3波というようなところを考えると、飲食店につきましてはかなり年末年始、さらに厳しい状況になるのではないかとというふうに想定をしているところでありますので、年末から年始、そして期間としては3月の中旬程度まで想定をしておりますけれども、この期間、年末年始の飲食店のほうの支援というようなところで、タクシー券と併せながら町民の方々に使っていただくことで飲食店対策というような形の中で実施できればというふうに考えておまして、実施させていただきたいというふうに思っているところであります。それから、第2点目です。

冬の宿泊割引、これよろというふうなことがなかなか分かりづらい、前回の議会でもちょっと指摘いただきまして、宿泊割引という形をちょっと前面に出ささせていただきながらPRもさせていただいているところでありますけれども、これにつきましても、できれば冬の誘客、今週末から月山スノーランド、12月12日から4月頭まで、いろいろなその弓張平でのアクティビティー、体験活動を提供できるような体制を整える中で、冬こそ、これまで収入を得られなかった時期について、雪を貴重な資源としてほかから人を呼び込みたいということで、月山スノーランドも始まってまいりますけれども、そういった取組と併せた形でこの冬の割引キャンペーンができればというように考えております。

全体的には、本当に外貨、外からの収入がなかなか見込めない部分につきましては、町としても支援をしながら、経営の安定化というようなものを図っていければというふうに考えての第3弾の支援策でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、こういった支援につきましては、関係する団体からの要望かというふうなご質問が最後にございました。

もちろん、常日頃から商工会さん、それから観光協会の関係者の方と連絡を取りながらやらせていただいているところでありますけれども、これも議員さんからご指摘があるとおり、商工会、それから観光協会、それから当課で構成します14人の支援チーム、ちょうど今日も会議を開くことにしておりますが、今日で32回目の支援チームの会議になりますけれども、そういった中で、これまで6回から7回にわたりまして、関係する業者の巡回相談、補助金の申請の手伝いとか、コロナ感染予防対策につきまして、6回から7回、回りながら相談させていただいております。

そういった中で、事業者の要望を聞き取るということについては非常に大事なことだと捉えておりまして、そういった要望をまとめながら各団体と協議をして、こういった施策に反映させているというふうな状況にありますので、それからもう一つ、事業承継支援チームという別な組織もございますけれども、これには町内の2つの銀行の支店長さんなども入りながら、銀行を常日頃巡回しての状況なども聞き取りをしながら政策のほうに反映するように心がけているところであります。

以上であります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 最初の指定管理料ですけれども、極端な言い方をすればコロナ関係で今後もお金がかかるだろうというようなことで、限度額をお示しすれば限度額で収まるんだと思うんですけれども、それはそれで仕方のないことだと思いますが、そういうふうにはっきり言ってもらえれば大丈夫です。結構です。

あと、PCRの件は、何か今回これで可決になれば、いろいろ相談して、もちろん病院で今度陰圧ハウスが来れば、それと併せてPCR検査もやるということなので、そこに委託するのは当然のことだと思うんですけれども、値だんの80何万っていう根拠が、何か今のお話ですと、どのような根拠での80何万になったのか。例えば2万円かかるから、例えば40人ぐらい想定すると80万だとかというんだったらいいんですけれども、可決になってから相談して決めますというのは何かこうインパクトが非常に薄いんですけれども、別にあら探しをするわけじゃないんですけれども、何か根拠があつての80万ですので、もう一度お願いしたいというふうに思います。

それと、振興券です。今度は飲食店等というのはまた難しい、等がついた件なんですけれども、飲食に特化したものなのか。等というと、いやというふうにもまた変わってくるのか分かりませんが、先ほど荒木議員からの質問で、飲食に関してはトータルで55%ぐらい

の戻りだと。その中身を見ると、県内というか町内かな、町内ですと90%ぐらいなんだと。県外だと、先ほどその半分ぐらいだと。町内で90%ぐらいになっている後に、今度また1,500万で飲食店に限った振興券、振興券が悪いと言っているわけじゃないですけども、その根拠が何かちょっとつじつまが合わない。今まで以上に食ってける、食べてけるというのか、そこら辺なんですけれども、ですから、先ほど言ったのは、いろいろ観光協会とか商工会とのいろいろな打合せの中で、町に対してそういう団体のほうから要望があったのかどうかというのはそこら辺なんです。

要は、何かこれを見てみると、今まで補正いろいろやってきていますけれども、真新しい項目ではないんですね、第1弾、第2弾、第3弾。ですから、もうそういう一番被害を受けている商工関係の団体の方々から別な要望等はないのかということちょっとお聞きしたわけで、振興券をやれば、もらったほうも得というわけじゃないですけども、恩恵があるし、使ってもらった飲食店のほうも小売店も恩恵があるわけなので非常にいいんですけども、ちょっとそこら辺をもう一度お聞きしたいなというふうに思います。

古澤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 私のほうから、PCR検査でございますが、今のところ、PCR検査については検査料はそれぞれの医療機関でまちまちなようでございますが、今のところだと町立病院では税込みで2万7,500円を予定しております、そのうち国が1万円、そして町が1万円、自己負担が7,500円というような想定で今回はさせていただいております。

なお、この検査料につきましては、今後、病院と、それから周りの医療機関と参考にしながらきちっと決めてやっていきたいと思いますが、大体そのような方向で考えているということでご承知おきをしたいと思います。

古澤議長 2点目は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 地域振興券商品券の3回目の利用できる範囲というようなところでございますけれども、今回につきましては明確に飲食店で食事をされた場合に使えると。等については、第1回目のときもちょっと町民の方からもご意見いただいたので、足がないということなので、等についてはタクシーというようなところで想定をしているものであります。

それから、全体的に、飲食店の呼び戻しについては55%というふうなところでございますけれども、やはり例年ですと、年末年始、かなりの利用があるというようなところで飲食店関係はあるわけですが、第3波の関係もありまして、今後かなり利用が抑えられるというようなところを懸念をさせていただいておりますので、そういった部分で町民の方が年

未年始にご利用することで呼び戻しを図っていきたいというふうなところが主な今回発行する理由でございますのでご理解いただきたいということと、こういった要望につきましては、基本的には支援チームというふうな話も申し上げましたが、特に商工会さんからは、じかに町長のほうに要望に来ていただく中で、そういった項目の中の大きな一つとしてこういった経済対策についても要望があったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） PCR検査のほうは内容は分かりました。町で1万円ということは、80万ぐらいたとすると、大体80人ぐらいの想定だと。

それで、この前の一般質問でも話をしましたがけれども、やはり次の日から山形でも病院での感染が増えています。私はあのときに、いろいろな県・国とかの制度もあるかもしれないということで話をしましたが、そこら辺はしっかりと調べてみないと分かりませんが、やはり西川町の病院でもそういうふうなことがいつ起きるか分からない。介護施設もそうです。

ですから、町での補助ができないのであれば、県・国に掛け合う。町で幾らでも補助して、例えば普通の人には1万円で行っているけれども、そういうエッセンシャルワーカーと称する方々に関しては5,000円、例えばですよ、そういうのでやはり今後検討していかないと、やはりあくまでも予防措置ですので、起きてからの対処も大切ですが、起きない予防措置というのも大切なわけですので、そこら辺は市と住民とそういう医療介護に従事している人を区別するわけじゃないんですけれども、そういうことが起きれば皆さんが非常に困るわけですので、例えば行政の方々もそうです。公務員の方々もそういうふうにして、我々は受けてもらうに関して町民の方が駄目だという人はいないと思うんで、そこら辺の検討もやはりしていただきたいなというふうに思います。

あと、飲食店に関しましては、今騒がれているGoToキャンペーンと同じで、何かこう今から、酒飲みに行くとか自粛しろというのに対して、食ってけるというのも何かちょっと、考えたときにはそういう今の状況とは違っていたのかもしれませんが、今の上程の時期でこういうふうになったのでタイム差があるのかもしれませんが、ちょっとそこら辺、やる分にはこしたことはないと思うんですが、ちょっと今後、別なまた補正が出るのであれば、もうちょっとこう考えたような施策をやっていただければというふうに思います。

以上です。

古澤議長 そのほかございませんか。

7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 数点お願いしたいというふうに思います。

まず16ページの5目企画費の中で、地域おこし協力隊定着支援補助金があるわけです。僅か2万円なわけですが、なぜ今回の補正にこの補助金が出てきたのか、あとこれは来年度以降も同じことで続けていくのかどうか、一つお聞きしたいというふうに思います。

それから、24ページ、観光費ですが、今し方も話が出ましたが、観光協会への地域経済変動対策補助金812万4,000円ですが、この補助金というのは観光協会への補助なのかどうか。今の実態を見ますと、前からお話しになっていますように、観光協会は独立というか自立しておりませんので、実際は商工観光課と一緒に観光協会が動いているような状況だと思うんですね。その中で、観光協会への補助金という形がなぜ取られたのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、もう一点、これはこの予算書にはないんですね。まずどういうことかといいますと、自然教育学習センターに関してなんですけれども、私は今回の補正でこれに関して何か補正が出るのではないかなというふうに思っていました。当然何も出ていないわけで、今考えますと、この教育学習センターに関しましては、3年度の当初予算では果たしてその方向性が導き出せるのかどうかというふうに思っています。

ということは、今、自然教育学習センターのいろいろなプログラムをやっておりまして、リピーターも増えているというようなお話があるわけですが、今中心になっている方は地域おこし協力隊の方なわけで、この方は5月で任期が終わるわけですね。その中で、当初予算でどういうふうに見てくるか分かりませんが、非常にその判断に迷う時期、当然今回の補正で私は出すべきだったのではないかなというふうに思ったわけなんですけれども、その辺の経過を町長のほうにお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 1点目は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの佐藤耕二議員の第1点目の質問、地域おこし協力隊の定着支援補助金についてであります。

議員にご指摘のとおり、補正予算というふうに相なったわけでございますが、今年初めて、本町に地域おこし協力隊任期満了後においても定着をされている方が出てきております。

当初予算では、その方が任期満了後においても西川町の中で事業を行うために地域おこし

協力隊の方が起業するための支援補助ということで100万円を用意して、いろいろな支援を行って来てまいりました。

ただ一方、定着をする中で、やはり日々の生活に対しても何らかの支援をいただければというような声なんかも聞き及んでいるところであります。

そういった観点から、内部のほうで協議をしたところ、新規就農の町独自の支援ということで、家賃補助で月額2万円、光熱水費で月額5,000円、月当たり2万5,000円を2年間支給するというような補助制度もありますので、そちらのほうと同じような支援を、この地域おこし協力隊の方が西川町において定着いただけるような支援をするべきだというような判断に至りまして、同じように月2万5,000円を上限とした補助制度をこの補正予算を可決いただいた後につくってまいりたいというような考えであります。

ただ、冒頭申し上げましたとおり、一方では、業を起こすための補助金100万円もあります。そちらのほうでは家賃補助というような規定もございますので、その事業の関係性から、今年は光熱水費だけの支援で十分ではないかという判断に至りまして、2万円だけの予算計上となったところでありますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

古澤議長 2点目の答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 ご質問の2点目です。

冬の宿泊割引券の補助金、観光協会の補助金、なぜそういった形を取ったのかというようなことでありますが、第3弾ということでございますけれども、第1回目から宿泊割引の対象者については、もちろん町民の方もよろしいんでありますけれども、これまで泊まっていた、特にゴールデンウィーク中にはお断りしていたお客様が各宿さんにいらっしゃるわけございまして、そういった方々に対しての罪滅ぼしというのは何でございまして、そういった意味から、業者さん、宿泊事業者さんのほうでも積極的に呼び込みをしていただきたいというようなところでの事業展開をこれまでできておりますので、そういうところからすると、個人の方々の頑張りというようなものもかなり影響してくるというふうに思っているところでありますので、そういった方からすれば、観光協会のほうでやったほうがより適切なのではないかというようなところでの観光協会の補助金というふうに考えて実施をしてきているところであります。

観光協会として収益事業ももちろんできるわけですが、これによって協会が手数料等の収益を得るというふうなことでは全くございまして、より個人的な呼び込みという部

分もできますので、観光協会のほうに補助金を出す中で事業実施をしているというような状況になっております。

古澤議長 3点目は小川町長、答弁をお願いします。

小川町長 集落支援員の関係であります、今年度の令和2年度の予算になぜ計上しないのかということですが、これは集落支援員につきましては、1名は今年度いっぱい、あとはもう一人は3年度の5月までということにありますので、あくまでも集落支援員につきましては令和3年度の予算の範囲の中で検討するということになります。

〔発言する者あり〕

小川町長 地域おこし協力隊ですか。

〔「学習センター」と呼ぶ者あり〕

小川町長 自然学習センターについては、あくまでも令和2年度の予算の範囲内で令和2年度は事業を実施して、3年度は3年度で新たに当初予算で考えるということになりますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） まず最初の質問の地域おこし協力隊の話ですけれども、私たち、常任委員会や総務厚生常任委員会で地域おこし協力隊の事務評価をさせていただきました。なぜ定着しないんだらうねという話から始まったわけですけれども、やはり3年の任務終了後、やはり生活が非常に厳しいだらうというようなお話も随分出ております。

その中で、今回のこの補助金が出てきたということなわけですけれども、先ほどのお話の中では、この2万円はあくまでも光熱費ということで、前回の起こす業の補助金の中で、100万の中で家賃等も一緒にということでした。

先ほどもう一つお聞きしたのは、これが今年だけなのか、それとも来年以降どういうふうには継続するのか、来年度ですね。新規就農者の話は、これは家賃で全部で2万5,000円でしたかね、2万5,000円の新規就農者に支援が生活で出るということで、これは前にも何回も申し上げてきたことだと思うんですね。この新規就農者の応援、支援を地域おこし協力隊にもできないかというお話をしてきたはずなんですけれども、今何か急遽出てきたような印象を非常に受けるわけですね。

ですから、これは定着できるかどうか分からなかったからじゃなくて、もっと前向きに、定着できるためにはどうするんだということで、定着できたからにはこういう支援金がありますよ、補助金がありますよという形ではないかなというふうに思うんですね。やっとな

とか1人定着できそうだ、今やっけていただいているということで、じゃ補助金をつくりましようというのでは私はおかしいのではないかなというふうに思うわけですが、そのちょっと2点、来年以降もこの補助金が継続できるのか、月額ということなんで、今年度は2万円の予算でしょうけれども、月額来年度からどうなのかどうかをお願いしたいというふうに思います。

それから、2番目の質問は大体分かりました。冬の宿泊割引券のキャンペーンでしょうけれども、その辺はいろいろな考え方がありますので、とにかくこれに沿って、月山スノーランドですか、これもできますので、とにかく町に活性化を呼び込んでいただきたいというふうに思います。

3番目の質問ですけれども、自然教育学習センターなんですね。先ほども言いましたけれども、今現時点で来年、今、町長の答弁の中では、今年はこの予算で、来年は来年の予算でというふうにありますけれども、自然教育学習センターは第6次総合計画の一つの町長の大きな柱としてやっていたと思うんですね。日本一の教育施設を造るということで、なかなかそれは軌道に乗らないというか、いろいろなプログラムを去年も今年もやってきました。リピーターも増えているというお話になっております。

その中で、今まで中心になって活躍してくれた地域おこし協力隊の方が来年5月で終わるわけですよ、任期が。その方はじゃその後どうするのかなと。じゃそのままありがとうございましたので終わるのかどうか、それとも、その人を中心にもっとこのセンターを前向きにいくんだとすれば、今年何か手を打たないと、例えば来年はセンターをもっとやって、センター長をお願いしたいからぜひもっといってくれというようなことを町が言うのかどうか。

とすれば、当然予算措置も必要でしょうし、そんなことも先ほど申し上げたわけで、何か私から言わせると、少し後手後手になってはいないのかというような気がします。前向きにこの自然教育学習センターを考えるならば、もっと積極的に物事を進めていかないと、来年このままでは、このセンター構想は多分、潰れるとは言いませんけれども、少しおかしくなるのではないかというふうに思います。その前にきちんとした手を打つべきかと思っておりますけれども、町長に再度お願いしたいというふうに思います。

古澤議長 1点目の答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 地域おこし協力隊の定着支援金、来年度以降についてであります。

当然、議員ご指摘のとおり、今年だけということではございませんで、想定としては、新規就農者と同じような形で月額上限2万5,000円を2年間、新たに定着する方については適

用していくというような考えでやっていきたいというように思います。

なぜ今出てきたのかということについてでありますけれども、当初予算、先ほど申し上げたとおり、業を起す形の支援ということで対応してまいりたいというように考えておったわけですが、実際その定着後の活動の様子とかそういったところについて、やはりお話し合いをさせていただいた中で、今後のあるべき姿という形で定着について支援をすべきだという判断に至った次第でありまして、このたびの補正予算に提案させていただいてきたものでありますので、今後ともこういった形で地域おこし協力隊のところについては支援を続けてまいりたいというように思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 2点目は小川町長。

小川町長 先ほどはすみませんでした。

まず学習センターの関係の協力隊につきましては3年でありまして、来年5月で任期切れになるわけですが、その後のために事前の措置が必要ではないかということですが、事前の人材配置等々につきましては、まだ令和2年度の予算の範囲で予算を組んでまでもするようなものではありませんので、それはあくまでも事前の本人との、自然学習センターの事業計画、さらにはそれぞれに合わせた人材をどうするかということでありまして、今の段階でまだ令和2年度の予算に組んでするものでなくて、あくまで令和3年度の予算編成の中で人材的に、また今後の事業計画、こういったものを含めて検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 自然教育学習センターに関しましては、先日の一般質問、伊藤哲治議員の一般質問もありまして、その中で町長の答弁の中では、現在の現有機能のまま改修を最低限にしていきたいというお話がありました。やはりその辺からが問題になるのではないかなと。来年、例えば、若干の改修なんだろうけれども、どういう形になるか分かりませんが、していくということは、やはり私は、先ほど言ったようになぜ当初予算なのかなと。もっと前を見ていけば、補正でも十分ではないかなと思うんですけれども、やはりそういう年度末が来ないとなかなか前に進められないのかなというふうにちょっと思った次第でした。

いろいろな計画が前からあって、宿泊施設の問題も、これも町長の答弁の中にもありまし

たけれども、利活用の在り方を今後も検討していくんだというような答弁もありましたけれども、やはり本当に、予算と合わせてじゃなくて、予算とは別個にやはり前向きに考えていけないといけないのではないかなと。先ほどの地域おこし協力隊の任期満了される方の意向なんかを確認されているのかどうか、町はこう考えているんだけれども、何とか留まって頑張っていただけないかとか、何かそんな話も進んでいるのか。ないようには思いますけれども、その辺もちょっと再度答弁を求めたいというふうに思います。

やはり先ほど言いましたように、当初予算、あるいはほかの……

古澤議長 佐藤議員、この地域センター等々において、補正等々においてちょっとずれていないかな。

7番（佐藤耕二議員） 補正予算にこれは計上すべきだということで私は質問しているわけです。いや、議長が認めなければ結構ですけれども、では以上です。

古澤議長 ただいまの答弁に小川町長。

小川町長 当初予算と補正予算の性質であります、当初予算はあくまでも年度計画をきっちり捉えて、その中でその年度の事業をどのように推進していくか、こういったものが当初予算でありまして、あくまでも基本は当初予算であります。

そして、補正予算につきましては、その事業計画の中で、当初予算のほうもそうですが、事業計画の中でどうしてもせざるを得ないと申しますが、そういった事業が出て、例えば極端に言えば災害とかそういったものであります、そういった場合には補正予算で対応すると。ですから、あくまでも基本は当初予算でそういったものをきっちり方向性を出してやるのが予算でありますので、その辺はご理解をお願いしたいと思っています。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） いろいろ意見が出ましたので、私からは1つだけちょっと確認させていただきたいと思います。

24ページの今、話合いになっている観光協会地域変動補助金について、今週、来週か、スノーランドとか雪祭り、始まるわけですが、そのパンフレットを見ても、雪上車が使われるということで載っていますけれども、前の予算議会のときも、雪上車の委託先はどこなんだというふうな話がありました。

でもまだ、どこに委託したか、全然我々もちょっと分かりませんし、それから運営費についても間に合うのかという話もしました。その回答は、いわゆる観光客から頂ければその中でやってもらうというふうな話であったわけですが、実際、土日しか運行しないわけ

ですよね、パンフレットを見ると。それで運営できるのかというのはちょっと疑問を持っていますので、その辺もちょっと……

古澤議長 菅野議員、すみませんけれども、これ委託、補助金等々についての質問であって、委託先とか様々な問題においては、ちょっと今回の補正に対してはちょっとかけ離れておりますので。

4番（菅野邦比克議員） 分かりました。

観光協会の変動対策、この資金の中にも運営費というのは入っていないでしょうね。ここだけちょっと確認させていただきたい。

古澤議長 もう一回、何、運営費の。

4番（菅野邦比克議員） ……（録音漏れ）……812万4,000円という計上になっていますけれども、雪上車の運営費の補助みたいな形は中に一部入っているのかどうか、入っていないとは思いますが、ここだけちょっと確認させてください。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 スノーランドを12月12日からオープンするわけでございますけれども、これをやっていく団体というのは任意団体、12の事業所が入って設立、1か月半ぐらい前だと思いますが、設立いたしました。この中には観光協会も町も入ってございません。あくまでも民間の方々が独立採算でしっかりやっていくというふうなものになっております。

議員からご質問の雪上車の経費についてもこの事業の中には入ってございませんけれども、この今回要求した中の金額としては入ってございません。雪上車の管理については、この協議会のほうでちっちゃい修理、修繕等については行っていくというところでは確認はしているところであります。

なお、町が購入をして、先ほど申し上げました冬の誘客推進協議会のほうに無償で貸付をするというような状況で手続を進めているところであります。

以上です。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 2点ほど質問をいたします。

19ページであります。先ほど佐藤仁議員から質問がありましたけんこう弁当の調理委託の件であります。実は、当初予算で158万4,000円という委託料が出ているわけでありまして、今回の補正の中で100万7,000円というようなことでの委託料の増額があったわけでありまして、いわゆるけんこう弁当が増えるということでこの予算が計上された

思うんですが、この弁当の数によってこういうふうに変ってくるんだという基準があるのかどうか。これをちょっと、途中からで7割ほどの増額というふうになっていますので、ちょっと額的に大きいなというような思いで、その基準等についてありましたら質問したいというふうに思います。

それから、2つ目であります。同じく19ページでありますけれども、児童福祉総務費の中で、放課後児童クラブ利用料負担金というふうにあります。先ほど河北町のほうに利用された方の負担だと、こういうふうを受け止めをしたんでありますけれども、これらについては、この申請に基づいて後付けで負担金をお支払いするというような形になっているのか、あるいはこれから使われるために今回の補正で上げたのか、あるいはこの制度そのものについてどういうふうに理解をしていけばいいのか。結構、他市町村で使われるという例があるかと思しますので、この件について少し詳しく利用の方法等についてお知らせいただければというふうに思います。

以上2点でございます。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 2点あったかと思えます。

一つはけんこう弁当の関係でございます。予算の組立てでございますが、議員おっしゃいますとおり、当初予算といたしまして158万4,000円ほどの当初予算を組んでおります。現在の執行率といたしましては71%というようなことで、9月までで46万ほどの執行のほうがございます。

今後の見込みといたしまして、配達の予定戸数、1戸当たり、戸数30戸、74回といたしまして計算いたしました。それが2,220戸ございまして、540円掛ける2,220戸というようなものであります。

あと、新規申請分といたしましても見込みを出しまして、これにつきましては504戸というようなことで27万2,000円ほどでございます。

現在、執行額と、あとこれからの3月までの見込額のほうを計算いたしまして、その分不足する額というようなことで算出したところでございます。

あともう一点でございますが、放課後児童クラブ利用の関係でございます。

この関係につきましては、山形県の放課後児童健全育成事業等補助金という補助金がございます。この中におきまして県のほうと折半して他市町での放課後クラブの利用があった場合は、県のほうと折半して出すというようなことになってございます。

この方でございますが、他市町村のほうに勤めておりまして、そちらのほうで子どものほうを見ていただきたいというようなことがございまして、その連絡ございまして、それでこの予算を計上して支出するというふうになったものでございますので、よろしくご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） そうしますと、今の放課後児童クラブの件ですが、これから利用されるというふうに理解してよろしいわけですね。いわゆるこれまでであったことについて、それがあったから申請をするというふうなことでなくて、この予定がされているから補正を組んだと、こういうふうに理解してよろしいわけですか。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 この方につきましては事前に連絡が来ておりまして、今ちょっと現在なっているかどうかにつきましては、確認して後で報告させていただきたいと思っております。

以上であります。

古澤議長 ここで休憩をいたします。

再開は、2時40分といたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時40分

古澤議長 休憩を閉じ、再開します。

先ほど、佐藤幸吉議員からの質問にありまして、先に飯野健康福祉課長より回答をお願いいたします。

飯野健康福祉課長 先ほどの佐藤幸吉議員の質問にお答えいたします。

該当します西川町の児童で他市町村の放課後クラブの利用をしている該当者につきまして、いつから行っているのかということでございますが、4月からその放課後クラブのほうに行っているというものでございます。

なお、この補正に関しましては、当該市町村のほうから西川町のほうに該当世帯ありというようなことで、年度末に負担金を請求するというので今回の補正に計上というようなこと

とでしたものでございますので、ご理解のほういただきたいと思います。

以上であります。

古澤議長 ほかございませんか。

9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 二、三点お尋ねをします。

まず最初は、19ページの民生費ですけれども、新生児子育て応援金として180万円を計上しております。4月の多分28日で区切って、それ以降生まれた新生児に対して、新たに1人10万円を支給するということだと思んですが、いつまで生まれればこの10万円というのを支給なさるのか、今年度いっぱいなのか、それとも今年いっぱいなのか、その辺の期限があるのかどうかまず一つお尋ねしたいのと、それによって西川町では180万ということは18人の新生児が今のところ数えられるという理解でよろしいのかどうか、そこを第一点お尋ねをします。

次にですが、24ページの観光費の中で、先ほどもありましたけれども、観光協会の地域経済変動対策補助金として812万4,000円見えていますけれども、これは各事業者への補助じゃなくて、観光協会そのものへの補助だというお話ですけれども、内容がどういうものなのかちょっと私よく理解できなかったんで、再度観光協会自体に812万補助して、それを観光協会が手助けをしているからその812万を補助するのかどうか、その辺がちょっとよく分からなかったんで再度お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、26ページの学生支援事業委託料ということで、町外に住んでいらっしゃる、県外に住んでいらっしゃる学生の方々に支援をするということで、お米あるいは自然水をお送りしたということで、多分四十七、八人だったというふうに理解していますが、54万4,000円が余ったから減額しますよという話ですけれども、この委託料というのはどこに委託をして、どういう形でその学生の方々を選定していったのか、その辺分かれれば教えていただきたいというふうに思います。

次に、先ほどからいろいろ出ていますけれども、西川総合開発に対する18ページの開発費で、指定管理施設経営支援金ということで100万円を支出したいということですが、持続化給付金200万円は西川総合開発として受け取っているというさっきの答弁でしたので、そのほかに支援金を出すというのはどういう基準で出されるのか定かではなかったんで、そういう支援金の出し方ですと、意図的に例えばAという事業者には出す、Bという事業者には出さない、そういう形だって可能なわけですね。何か基準があってこの支援金というのを

お出しになるのか、そこをお尋ねします。

次に、最後ですけれども、地域振興券交付事業、3,000円1人当たりということですが、1人3,000円出す、第3弾をやるというのは大変結構なことですが、そのプロセスが何か、前も議会軽視じゃないかということで、議会で決める前にチラシを出したりしているんじゃないかという話ありましたけれども、今回の第3弾のやり方も、そういう面で見れば、町民1人当たり3,000円の商品券を実施する運びになりました。運びになりましたというのは、まだ補正も可決されていないのに運びになるわけじゃないんで、そういうふうにやりたい、実施をしたいということだったら分かりますけれども、もう決定したようなチラシの作り方はいかがかというふうに思いますので、その辺について答弁をお願いします。

古澤議長 1点目の回答を飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 伊藤議員のほうから質問のございました子育て特別応援金でございますが、新生児子育て特別応援金ということで考えておりまして、支給対象といたしましては令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した子というふうなことで支給対象のほうを考えております。

対象とされる人数ということでございましたが、18人というようなことで、現在町のほうで把握しているこれから生まれる新生児の人数というようなことで考えております。

以上であります。

古澤議長 志田商工観光課長、答弁をお願いします。

志田商工観光課長 私からは2点につきましてご答弁させていただきます。

一つは、観光協会地域経済変動対策補助金812万4,000円の関係でございます。

この内容につきましては、観光協会の補助というようなことではなくて、実質的には宿泊割引というような形で、実際に町内に泊まれた方の宿泊料を3,000円割引するというところで、今回で3回目というようなところであります。

算出方法としては、今回につきましては対象者数2,500名、2,500名掛ける3,000円、750万であります。これにチラシ、それから3,000円の振込手数料、それから広告などを合わせまして812万4,000円というようなところであります。旅行者1人に対しまして3,000円の割引助成をするというふうな内容になっておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

もう一点目でございます。地域振興券交付金のプロセスというようなことでございますけれども、先ほど答弁で、運びになりましたという答弁を私ちょっとしたかちょっと記憶ござ

いません、申し訳ございませんけれども、具体的にはまだ全てこれからというふうなことでありますので、議決後に、早急に準備を、議決いただきましたら早急に準備をしまして、12月の早い段階で利用できるような形で考えていきたいというようなことでありますので、よろしくご理解をお願いしたいというふうに思います。

古澤議長 学生支援の件におきまして、安達学校教育課長。

安達学校教育課長 私のほうからは、学生支援事業委託料につきましてご回答を申し上げます。

委託先につきましては、西川町総合開発株式会社の方に委託をしております、発送したものにしましては月山自然水と、あと西川町産の米と西川町で製造いたしました乾麺セットの希望を取りまして発送をしております。委託につきましては、その品物及び、あと送料も含んでの委託契約を行ったところです。

また、その学生の把握につきましてですけれども、申請をしていただいた方に送るというような形を取っております、お知らせ版とホームページのほうに掲載いたしまして、学生または町内にいらっしゃいます保護者の方からの申請で発送いたしましたところです。

以上でございます。

古澤議長 株式等々においては、工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 指定管理施設の支援金につきましてですが、基準というようなことでございますけれども、この中におきましては基準というのはございませんが、まず持続化給付金等につきましては国の制度に基づきまして交付、さらにはNSK、総合開発株式会社としても支援を受けているわけでございますが、本件につきましては、先ほど来申し上げましたとおり、新型コロナウイルス関係の地方創生臨時交付金ということで町のほうに交付をいただきまして、コロナ対策を実施した関係、さらには町内の各企業におきましてもいろいろな形の中で支援をさせていただいているところでございますが、その中で、このたび、先ほど申し上げましたとおり、指定管理施設等におきまして休業とか、温泉館等につきましては非常に大きな影響が、休業もしていただきながら、非常に大きな影響を受けたというふうなことから、それらに支援を、支援金というふうなことで、損失補填ではないと、支援金というような形で事業の経営に対応するための支援金をお渡しさせていただくというものでございます。

これら臨時交付金の交付先としまして充当できる用途には、そういった指定管理施設の中で休業要請、さらにはコロナウイルス対策を実施した施設等につきましては、そういった支

援金という形での交付という使用としても制限はないというようなことでございます。

それらも踏まえまして、ある一定の限度、基準を設けまして交付という形を取らせていただきたいというふうなことでございます。

そんな関係から、上半期におきまして、先ほど申し上げましたとおり、休業要請、その他関係の中から50%以上の減少があったということから、全体の減少額の3分の1並びに限度額100万というようなことを設定させていただいて、いろいろな国の制度等の基準を参考にしながら、このような支援金という形で取らせていただいたというものでございますので、よろしくご理解をいただければと思います。よろしくお願いたします。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 支援金という形で支出したということで、基準はないということですので、この100万という支援金については、よその事業所にも今後出てくる可能性があるというふうに理解をしているのかどうか。これ一本釣りで総合開発だけで終わりですということになるのか、その辺については今後どうなのか、考えがあるのかどうか、一つお尋ねをしたいのと、先ほどの商工観光課長の話の中で、第3弾の商品券の交付については今後、議会で決まってからやりますよということですがけれども、ぜひ文章のつくり方で誤解を招くような文章のつくり方はやめていただきたいというふうに思うわけです。

というのは、この前もだから申し上げたように、議会でまだ議決もしていないのに、もう決まったかのようにもう配付をしちゃうとか、そういうのはできるだけ、できるだけということじゃなくて、ぜひやめていただきたい。

今回のチラシ、案内文書、募集文書にしても、そういう面では、飲食店に限定した商品券交付事業、1人当たり3,000円の商品券交付を実施する運びになりましたということはもう決まったと同然ですよ。そういう書き方はぜひやめていただきたい。決まってから書くんだったら私は何も言いませんけれども、準備をしておいてやるのは結構ですがけれども、決まる前からもうこういうのを流すというのはよくないんでやめていただきたいということを要請をしておきたいというふうに思います。

以上2点です。

古澤議長 1点目は高橋副町長。

高橋副町長 先ほど来、荒木議員のご質問でもお答えしておりますけれども、これはあくまでも企業に対する補助金というよりも、公の施設の維持管理費の不足分に対する補助金というふうに基本的には考えております。ですから、どの企業も苦しいから、それと同じように

この100万を出すのか。あくまでも水沢温泉館は町の施設ですので、それじゃコロナの影響で風呂に入りに来る人が減って、収入が減って、要するに維持管理費が例えば年間100万かかると。そうすると、そのうちの30万は収入があるから、そうすると70万で委託料をお願いするというので契約しているわけです。それが30万が10万しかなかった。そのままにしていたら、70万だけれども、20万足らなくなるわけですね。そういうことなんですよ。

例えば、公の施設は直営か指定管理しかないわけで、町が直営でやっていた場合には、当然その委託料が間に合わなくなったら補正をしてやるということです。

ただ、先ほどからも申し上げましたように、これは指定管理ですから、指定管理者、受託者も維持管理についてはなるべくお金のかからないように努力する義務があるというふうに思っていますので、それで、全部補填をするのではなくて、補助金で受託者におあげをして、それで頑張ってくださいというようなことで今回の補正でございます。

ですから、会社、企業がコロナ禍でみんな苦しいから、それと合わせてこれと同じようにやるんだということには当たらないと思います。あくまでも公の施設、町が本来維持管理すべき施設を維持管理としてお願いしているわけですから、それに対する補助ですから、それは一般の企業には当たらないというふうに思います。

それから、先ほど来維持交付金で会社ももらっているんだべというふうな話ですが、これは当然もらってはいますけれども、水沢温泉館だけでもらっているわけではないです。総合開発の収入構造を見ても、一番多いのが売店、レストラン、それからビール、水、ふるさとクーポン、これが落ちている。これが大きいから結局そういうふうになっているんであって、水沢温泉館を受託しているから、それでもらっているだけというふうに考えていただくと、これは違うのかなというふうに思いますよ。

ですから、何度も申し上げますけれども、本来町が管理すべき施設の管理委託料、本来ならば、委託料の補正増額で対応すべきなんですけれども、そこはお互い企業の努力と町の補助の限度額を設けて、そこで頑張ってください。町の財源につきましても地方創生臨時交付金が活用できる。そういうようなことも含めての今回の補正でございますので、そこをどうかご理解をいただきたいと思います。

古澤議長 2点目の回答は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 商品券の関係の事業でございますけれども、誤解を招くような文書の作り方、進め方につきましては十分注意をして今後とも進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 副町長のほうからいろいろご説明ありましたが、水沢温泉館だけという話じゃなくて、総合開発として経営支援金を受け取ったというふうに私は理解をしています。

こういう形で支援金ですよ、あなたのところ大変だから支援しますよ、公の施設だから支援するのに町で出すか、あるいはそうでないもので出すときには、今言ったような形でしか出せないということですが、ただ町民からとってみれば、総合開発にだけ100万円支援をして、ほかのところにはなぜしないんだというような誤解を招くこともあるんじゃないかというふうに思いますので、その辺はきちんと説明をして、指定管理施設経営支援金としてこの100万は出したんだ、普通の一般会社にはこういうのは出せないんですよということをきちんと説明をしていく責任が町にはあるんじゃないかというふうに思いますが、そこはいかがでしょうか。

古澤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 当然、この施設に当たりましては、そういう誤解のないようにやはりすべきだと思いますので、名称もこういう名称でいいのかということもありまして、その辺は十分に考えて支出をしていきたいというふうに思います。

古澤議長 ほかがございますか。

3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 1つだけちょっと教えていただきたいということですが、新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金、11ページで2億871万8,000円ですか、2億円ぐらい来ているわけですが、先ほど水沢温泉館に100万出したということですが、ほかにどういうところに使われているか、これ見てもよく分からないので、簡単に結構ですから、ちょっとお願いします。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えいたします。

佐藤光康議員からいわゆる新型コロナウイルスに対します国の臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が今の段階でこちらのほうに来ておりますのは、おっしゃるとおり、国からの交付金としまして2億7,231万8,000円というようなことで、細かい数字ですが、1,000円単位まで国からは交付になりますので、2億7,231万8,000円の臨時交付金が内定いただいているところでございます。

どういったものに使っているかということでございますけれども、基本的に、私ども、今年1月の国内での感染症、感染が確認されて以降、この感染症に対応するいわゆる角度、方針というのは3つというふうに考えて対応してまいったところでございます。これは終始一貫いたしております。

一つは、感染症でございますので、何よりも感染症の感染防止対策というようなことあります。2つ目には、やはり町民生活を守るためのいろいろな取組でございます。そして、3つ目には、経済の支援対策というような形で、この3点というような形を常に心に置きながら取り組んでまいったところでございます。

それで、具体的にどういった形の金額かということに相なるわけでございますけれども、いろいろ整理の仕方はあるかと思えますけれども、先般、先週の一般質問の中で佐藤仁議員からご質問いただいた中でお答えさせていただきました分野別の内訳というものを再度ここでご披露申し上げながら、ご理解をいただきたいと存じております。

1つ目には、総務的なものとした場合ですと、テレワークの整備ということを中心にしながら840万円ほどの経費を投じてございます。

2つ目には、商工観光の分野という場面におきますと、国の持続化給付金の町版という形での町の持続化給付金、それに商品券の交付、さらには小規模の事業持続化補助金というような形で2億1,830万円ほど予算措置をさせていただいております。

3つ目には、農林業という分野でまいりますと、西山杉の利活用等を中心に430万円ほどの金額でございます。

4つ目には、医療福祉、いわゆる感染予防の資機材等々も当然入ってまいりますし、それとか、あるいは子育て世帯の給付金というような形で2,670万円ほど予算を組みながらご承認をいただいております。

最後、教育分野ということでいきますと、コンピューターの整備等、GIGAスクールというようなことでの、全国的に取り組んでおりますが、それらを中心に3,290万円ほどの予算を措置、可決いただいてこれまで取り組んでおるといようなところで、各分野別という形でご紹介させていただきましたが、そういった形で国の臨時創生交付金を活用していただきながら、感染予防、そして経済対策、そして町民の生活支援という形で取り組んでまいっているところでございますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第61号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第62号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 議第62号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書案をご覧ください。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,318万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,168万5,000円とするものであります。

歳出からご説明申し上げます。

補正予算書の6ページをご覧ください。

第1款第1項第1目の一般管理費につきましては、給料及び職員手当等の経費の見直しによる17万6,000円、税制改正に伴う国民健康保険税に係る低所得者の軽減判定における基準額の改正及び高額療養費算定基準に用いる所得について、低所得者に係る各種負担金額などの算定に際し、総所得金額に給与所得が含まれている場合、当該給与所得の金額から控除額の変更などに伴う国民健康保険システム改修委託料60万5,000円、計78万1,000円の追加を行うものであります。

第2款第1項第1目の一般被保険者療養給付費につきましては、一般被保険者に係る三大疾病の及び診療報酬改定などによる一般被保険者療養費の増加に伴い14,268万円を追加するものであります。

補正予算書の7ページをご覧ください。

第2款第2項第1目の一般被保険者高額療養費につきましては、一般被保険者に関わる療養費の増加に伴い一般被保険者に関わる高額療養費2,234万円を追加するものであります。

第6款第1項第1目の保健衛生普及費につきましては、マイナンバーカード取得促進のた

めのパンフレット導入のための山形県国民健康保険連合会への委託料 1 万4,000円を追加するものであります。

第 9 款第 1 項第 3 目の償還金につきましては、令和元年度山形県国民健康保険給付費等交付金普通交付金の確定に伴う返還金1,736万7,000円を追加するものであります。

歳入についてご説明申し上げます。

補正予算書案の 5 ページをご覧ください。

歳出の補正に伴い、第 5 款第 1 項第 1 目の保険給付費等交付金につきましては、一般被保険者療養費及び高額療養費の増加に伴う普通交付金6,502万円、国民健康保険システム改修及びマイナンバーカード取得促進のためのパンフレット導入委託料に係る特別交付金61万9,000円、計6,563万9,000円を追加するものであります。

第 7 款第 1 項第 1 目の一般会計繰入金につきましては、職員の給与分17万6,000円及び被保険者が低所得者や高齢者が多いなどの事由による保険税の減収、医療費の増加に対して財政安定化支援のための繰入金285万5,000円、計303万1,000円を追加するものであります。

第 8 款第 1 項第 1 目の繰越金につきましては、1,451万2,000円を追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第62号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第63号 令和 2 年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

古澤議長 議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 議第63号 令和 2 年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧くださいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,656万9,000円といたすものであります。

歳出からご説明申し上げます。

予算書の4ページ、3歳出をご覧ください。

2款1項2目処理場管理費の10節需用費に修繕料161万7,000円を追加するものであります。睦合地内にあります西川浄化センター内で、下水道の本管から汚水を汲み上げるための主ポンプを修繕するものであります。

歳入につきましては、予算書の4ページ、2歳入をご覧ください。

4款1項1目一般会計繰入金161万7,000円に対応するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第63号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第64号 令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 議第64号 令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書をご覧ください。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,502万2,000円とするものであります。

歳出からご説明申し上げます。

補正予算書の6ページをご覧ください。

第1款第1項第1目の一般管理費につきましては、税制改正による住民税の基礎控除額の見直しに伴う町と山形県後期高齢者医療広域連合との所得及び課税データ連携などに関わる

システム改修委託料38万5,000円を追加するものであります。

第2款第1項第1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、高額医療及び高額薬剤の影響による支出見込みの増加に伴い保険料等負担金170万円、令和元年度の精算に伴う過年度保険料等負担金130万円、計300万円を追加するものであります。

歳入につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の5ページをご覧ください。

歳入につきましては、歳出の補正に伴い、第1款第1項第2目の後期高齢者医療普通徴収保険料現年度分170万円、第3款第1項第1目の事業費繰入金30万8,000円、第4款第1項第1目の繰越金130万円、第6款第1項第1目の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金7万7,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第64号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第65号 令和2年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

飯野健康福祉課長。

〔健康福祉課長 飯野 勇君 登壇〕

飯野健康福祉課長 議第65号 令和2年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書案をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,286万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,996万7,000円とするものであります。

8ページをご覧ください。

歳出から申し上げます。

第1款第1項第1目の一般管理費については、令和2年度介護報酬改定等に伴うシステム改修費110万円を追加するものであります。

第2款保険給付費のうち、実績見込みに不足が見込まれます第1項第1目介護サービス等諸費に1,770万円、第2項第1目介護予防サービス等諸費に200万円、第5項第1目特定入居者介護サービス等費に130万円をそれぞれ追加するものであります。

第2款第6項第1目特別給付費並びに第3款第1項第1目介護予防・生活支援サービス事業費については、財源の組替えであります。

第3款第3項第1目包括的支援事業・任意事業費は、会計年度任用職員に係る経費といたしまして76万9,000円を追加するものであります。

歳入につきましては5ページをご覧ください。

第1款第1項第1目の第1号被保険者保険料は、実績見込みによりまして415万円を追加し、第3款第2項第1目介護給付費負担金338万5,000円、第3款第2項第1目調整交付金190万円は、負担区分に応じた額をそれぞれ追加するものであります。

第3目地域支援事業交付金（介護予防総合事業以外の地域支援事業）は、会計年度任用職員に係る補助金29万6,000円を追加するものであります。

第4目保険者機能強化推進交付金、第5目保険者機能努力支援交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取組支援に対しまして、法定負担割合に加えて介護保険特別会計に充当、活用されるもので、第4目保険者機能強化推進交付金20万円は特別給付費に、第5目保険者機能努力支援交付金110万5,000円は介護予防生活支援サービス事業費にそれぞれ充当のため追加するものであります。

第6目介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修に係る補助金55万円であります。

6ページに入りまして、第4款第1項第1目介護給付費交付金56万7,000円、第5款第1項第1目介護給付費負担金344万1,000円は、負担区分に応じた額を追加するものであります。

第5款第2項第2目地域支援事業交付金14万8,000円は、会計年度任用職員に係る負担金負担分であります。

第7款第1項第1目介護給付費繰入金は、保健事業費等に係る146万8,000円を、第4目その他一般会計繰入金は、介護保険システム改修に係る負担金負担分55万円を、それぞれ対応するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第65号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第66号 令和2年度西川町病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の説明を求めます。

松田病院事務長。

〔病院事務長 松田憲州君 登壇〕

松田病院事務長 議第66号 令和2年度西川町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出については、既決予定額に246万9,000円を追加し、収入支出とも7億4,438万1,000円とするものであります。

4ページをご覧ください。

支出から申し上げます。

支出の内訳といたしまして、1款1項1目給与費に、本年度、地域包括ケア病床入院料・医療管理料施設基準の要件となった入退院支援及び地域連携の部門設置に必要な社会福祉士に係る会計年度任用職員1名につきまして、手当に16万5,000円、報酬に129万6,000円、法定福利費に20万5,000円をそれぞれ追加し、新型コロナウイルス感染症対策として、町立病院職員が防疫作業に従事したときに要する防疫作業手当80万3,000円、合計246万9,000円を追加するものであります。

収益につきましては、1款1項1目入院収益に同額を見込むものであります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第66号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここで、日程の順序を変更し、追加日程第5、報告第8号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第5を直ちに議題とすることに決定しました。

報告第8号

古澤議長 追加日程第5、報告第8号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の報告を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 専第7号 損害賠償の額の決定についてご報告申し上げます。

お手元の報告書をご覧くださいと思います。

損害賠償の相手方につきましては国になります。

損害賠償額の要旨につきましては、町は、損害賠償金1,900円を支払うものとするものがあります。

事件の概要につきましてはですが、平成31年4月1日から令和2年3月31日課税期間分の消費税及び地方消費税の納付に当たり、寒河江税務署から確定申告に違算があるとの指摘を受け、直ちに修正申告を行い、不足額179万9,400円を10月15日に納付いたしました。

違算の内容につきましては、控除対象仕入額の調整計算表で算出しました控除対象仕入税

額を確定申告書に記載する際、マイナスの場合は正数にして記載すべきでしたが、控除対象仕入税額の調整計算表にはその説明書きのところに算出した税額を転記すべきとしか記載がなかったため、マイナスをつけたまま転記したことにより過少申告となったものであります。

不足額を納付したのが、法定の期限から15日を経過していたことになりまして、国税通則法第60条第1項第2号の規定に基づく延滞税1,900円の請求書が11月26日に届いたため、11月26日付で専決処分をしまして、11月30日に納付をいたしております。

以上であります。

陳情の審査報告

古澤議長 日程第2、陳情の審査報告を議題とします。

陳情第5号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についての陳情書について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、伊藤哲治議員。

〔総務厚生常任委員長 伊藤哲治議員 登壇〕

総務厚生常任委員長（伊藤哲治議員） 総務厚生常任委員会の陳情審査報告を申し上げます。

総務厚生常任委員会に付託されました陳情について審査報告を申し上げますが、お手元にお配りしてある審査報告書のとおりですが、朗読して委員長報告に代えさせていただきます。

1 件名

陳情第5号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出に関する陳情書

2 付託年月日

令和2年12月2日

3 審査の結果

願意は適当と認め「採択」

4 委員会の意見

本委員会において慎重に審議した結果、全員賛成をもって上記のとおり処理することを適当と認める旨決しました。

以上のとおり報告申し上げますが、十分ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げ

げます。

古澤議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

議員派遣について

古澤議長 日程第3、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認め、議員派遣については原案のとおり決定しました。

閉会中の継続調査申出

古澤議長 日程第4、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元に配付しております閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しまし

た。

日程の追加

古澤議長 ただいま9番、伊藤哲治議員から、発議第7号 安心・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書が提出されました。

ここで、議案書を配付します。

〔議案書配付〕

古澤議長 これを議事日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、これを議事日程に追加し、追加日程第6、発議第7号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書とします。

意見書の提出について

古澤議長 追加日程第6、発議第7号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 提出者の説明を求めます。

9番、伊藤哲治議員。

〔9番 伊藤哲治議員 登壇〕

9番（伊藤哲治議員） 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書であります、ただいま事務局長補佐が朗読したとおりであります。

提出先については、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣であります。

内容を十分ご審議され、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

発議第7号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議・閉会の宣告

古澤議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和2年西川町議会第4回定例会を閉会します。

長時間ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時46分